

112p83

30

465

史小越
山名
寄

30-465



山崎

明治
33 9 14
内交

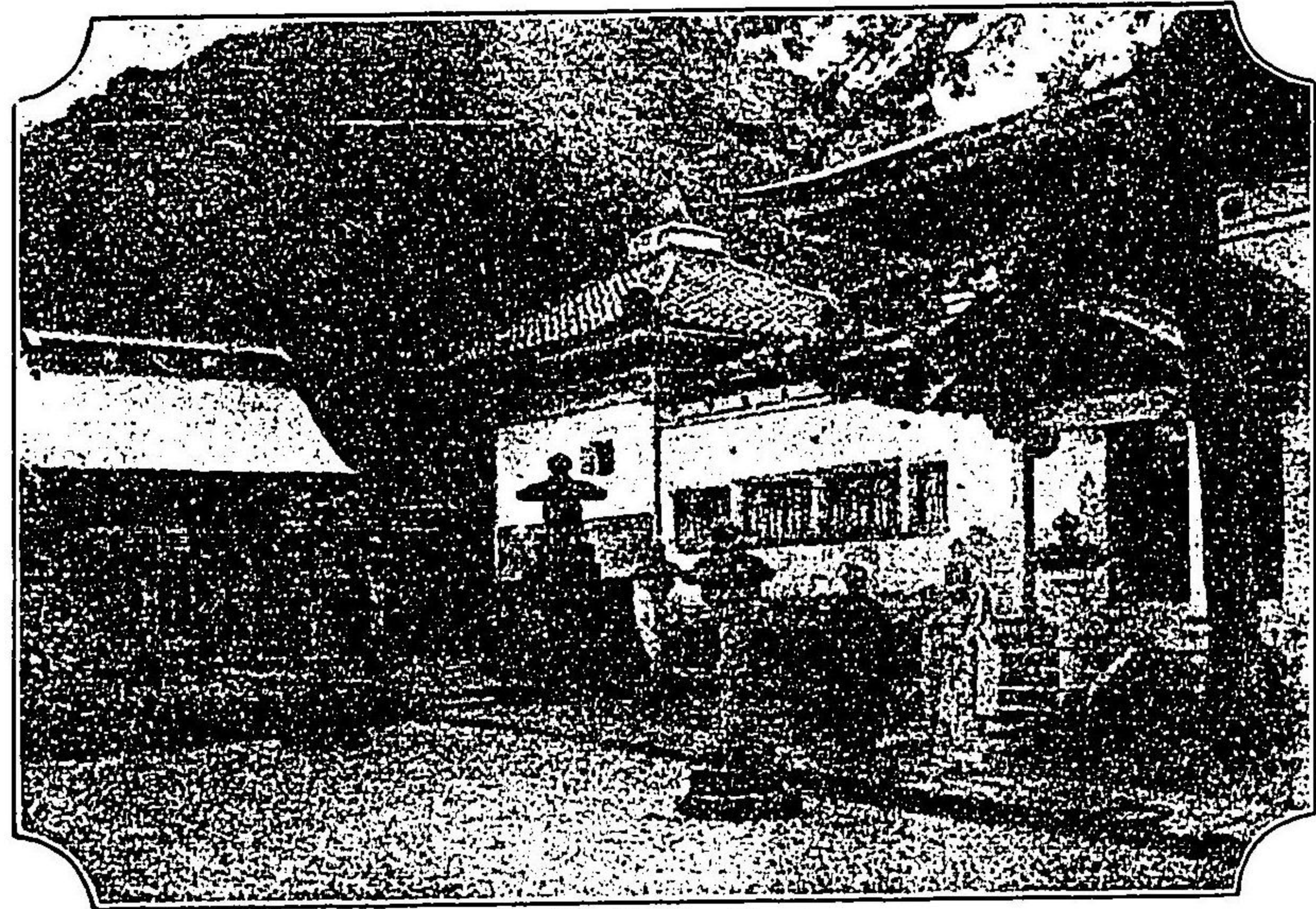
力在子秋不繁八

波語在抱心

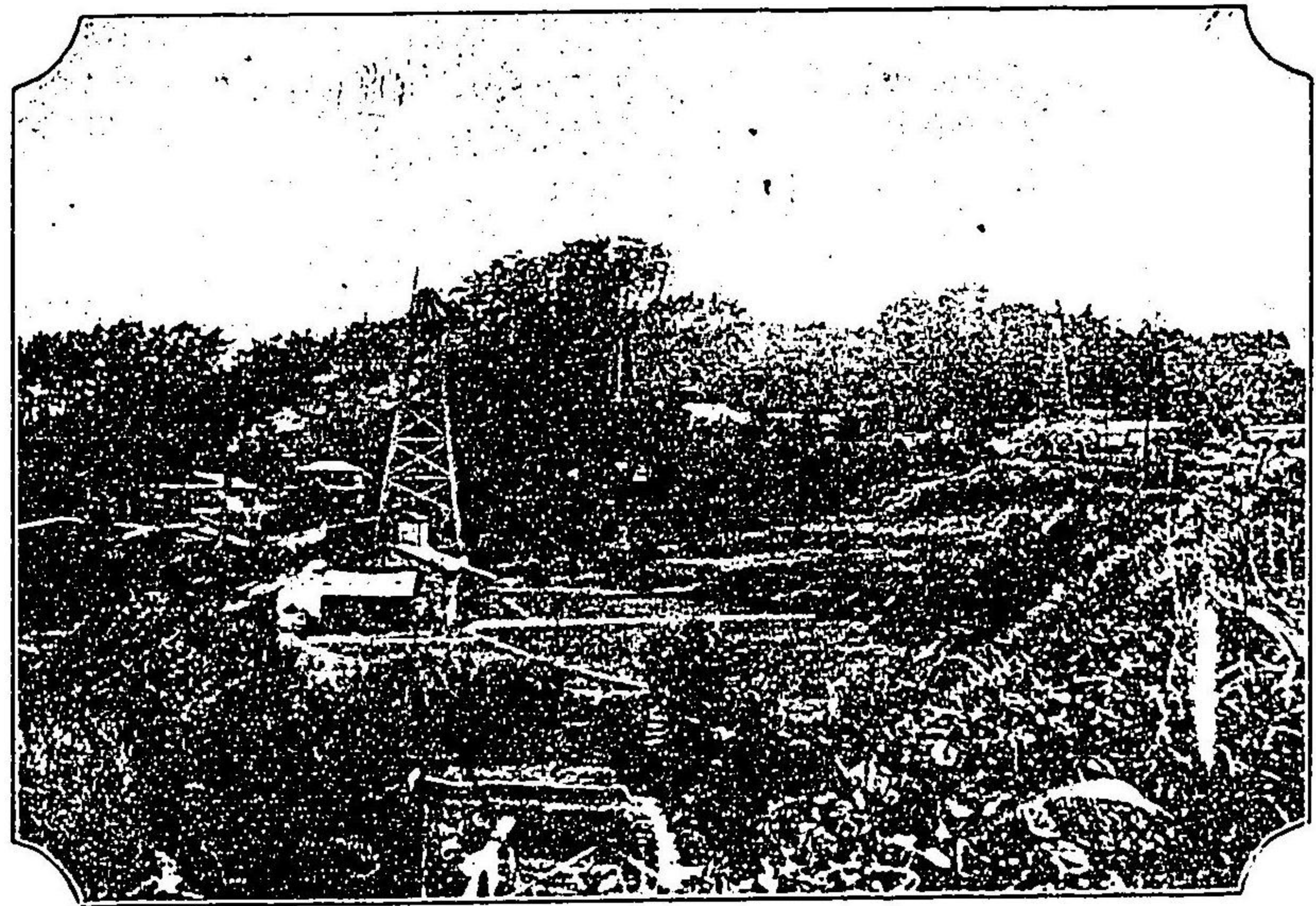
力在子秋不繁八

省行楷

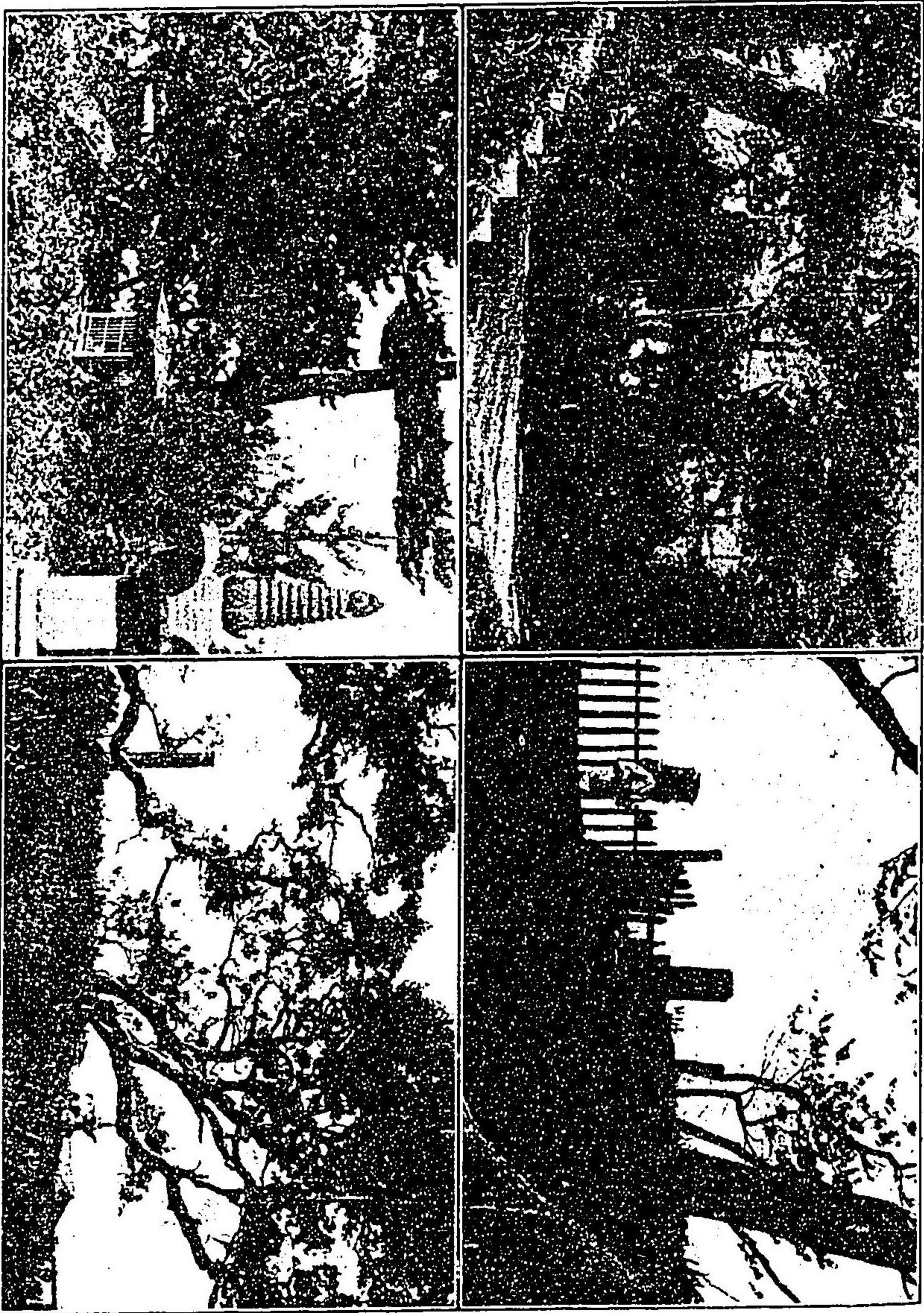
沈真朝



寺持法山見勝

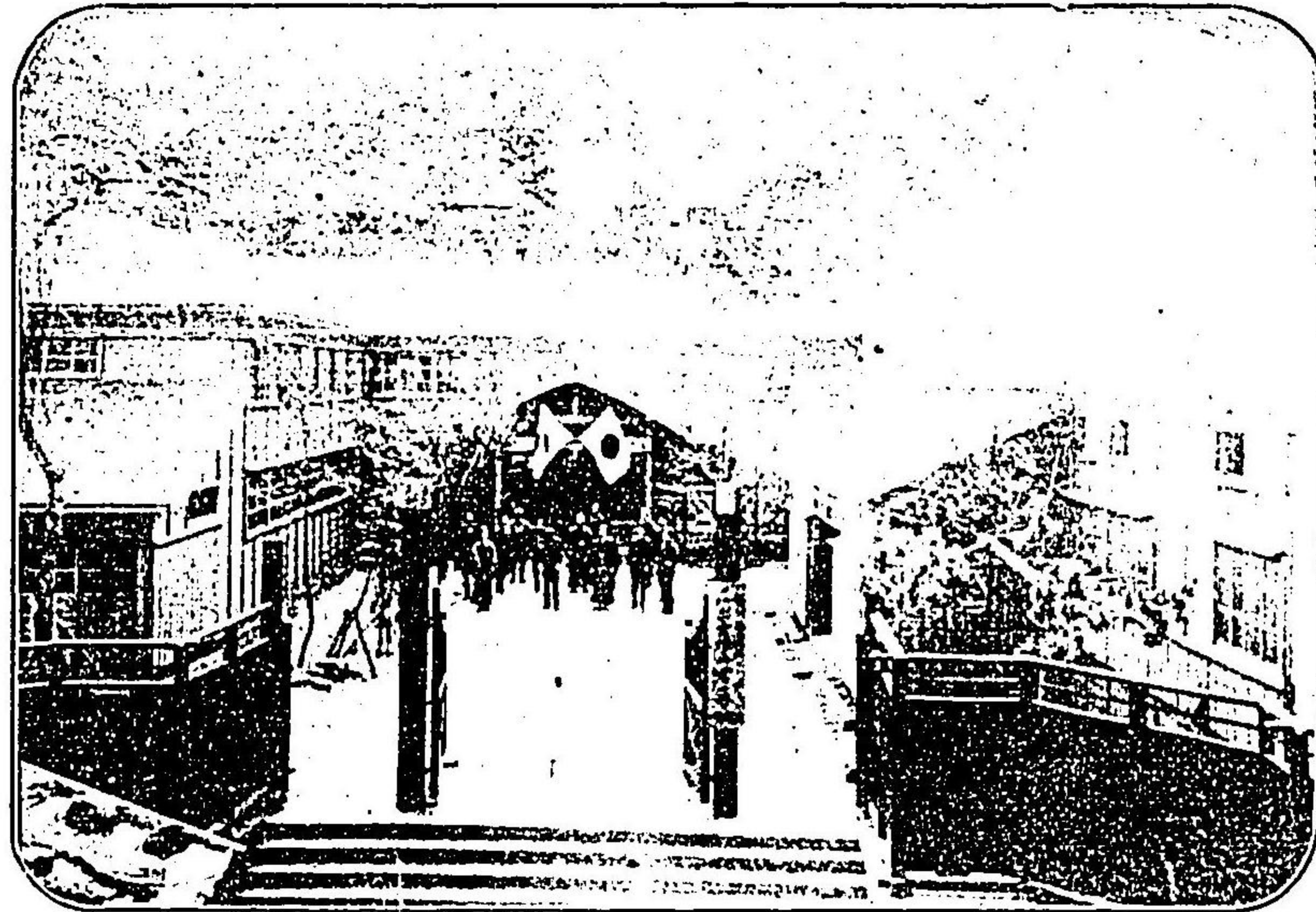


田油新社会トシイ見勝

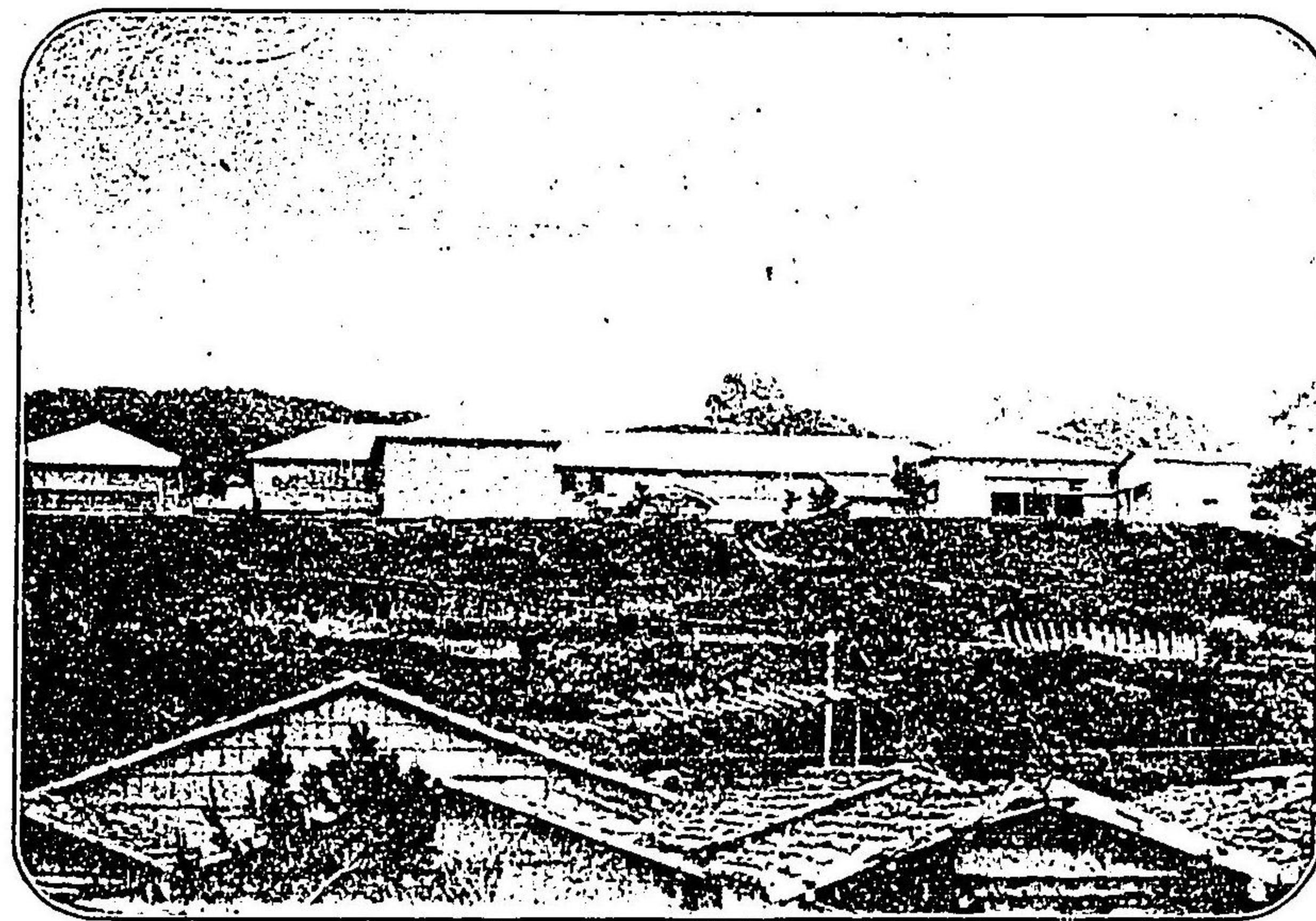


尼瀬女由利之碑
尼瀬律譜塚

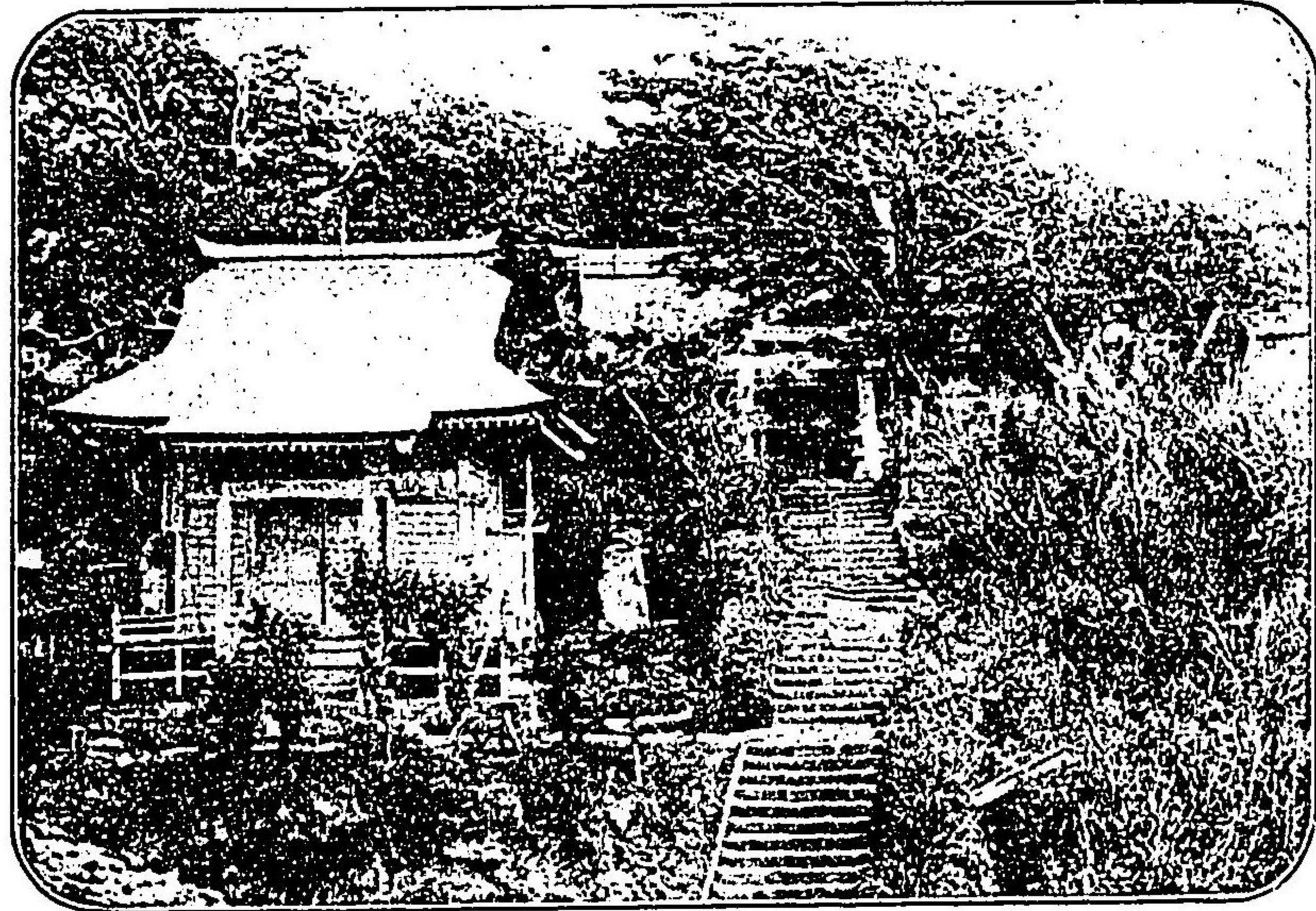
松代藩之古
塚門跡



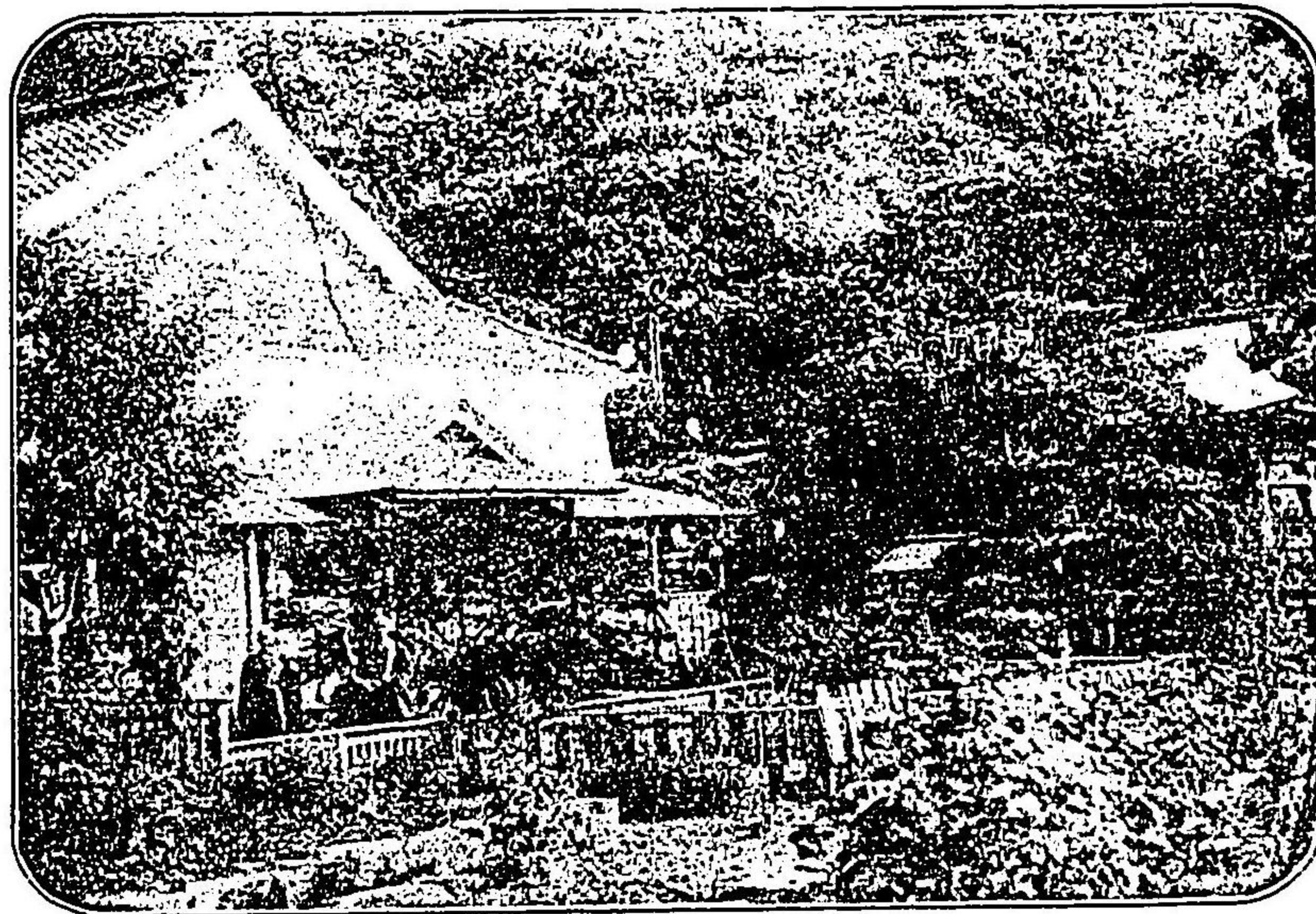
出雲崎常小學校



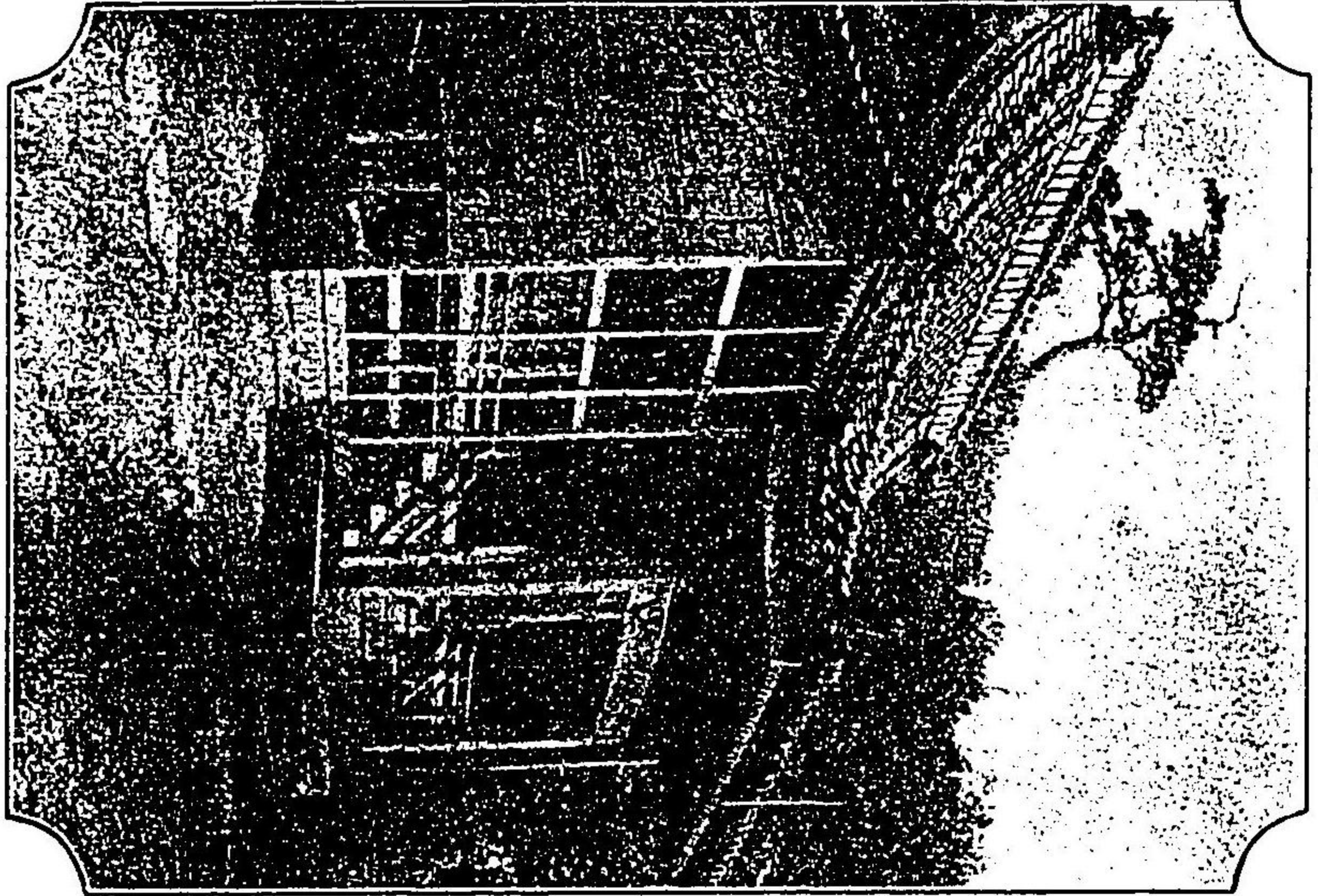
出雲崎常高等小學校



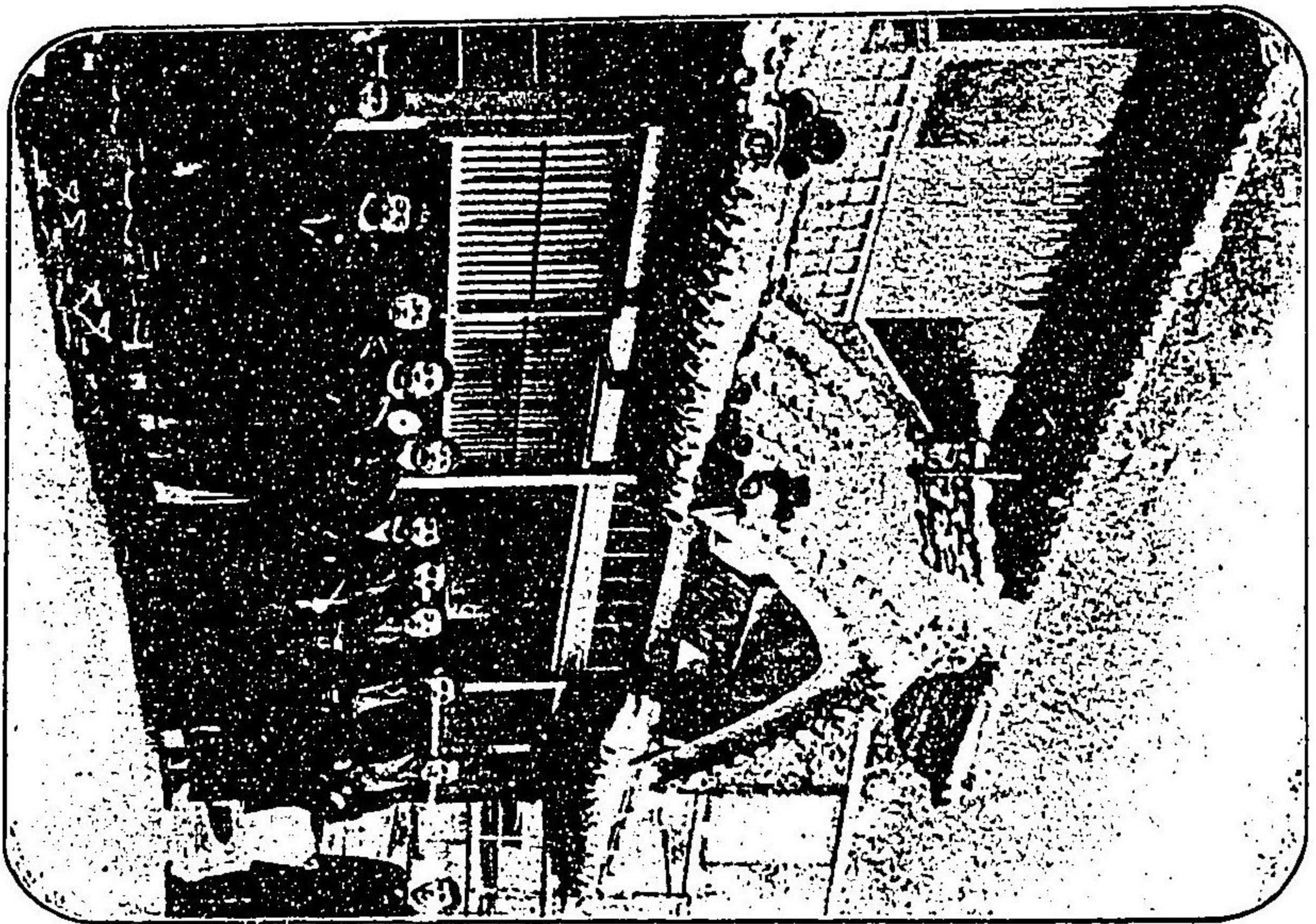
諏訪神社の景



眞宗光照寺の景

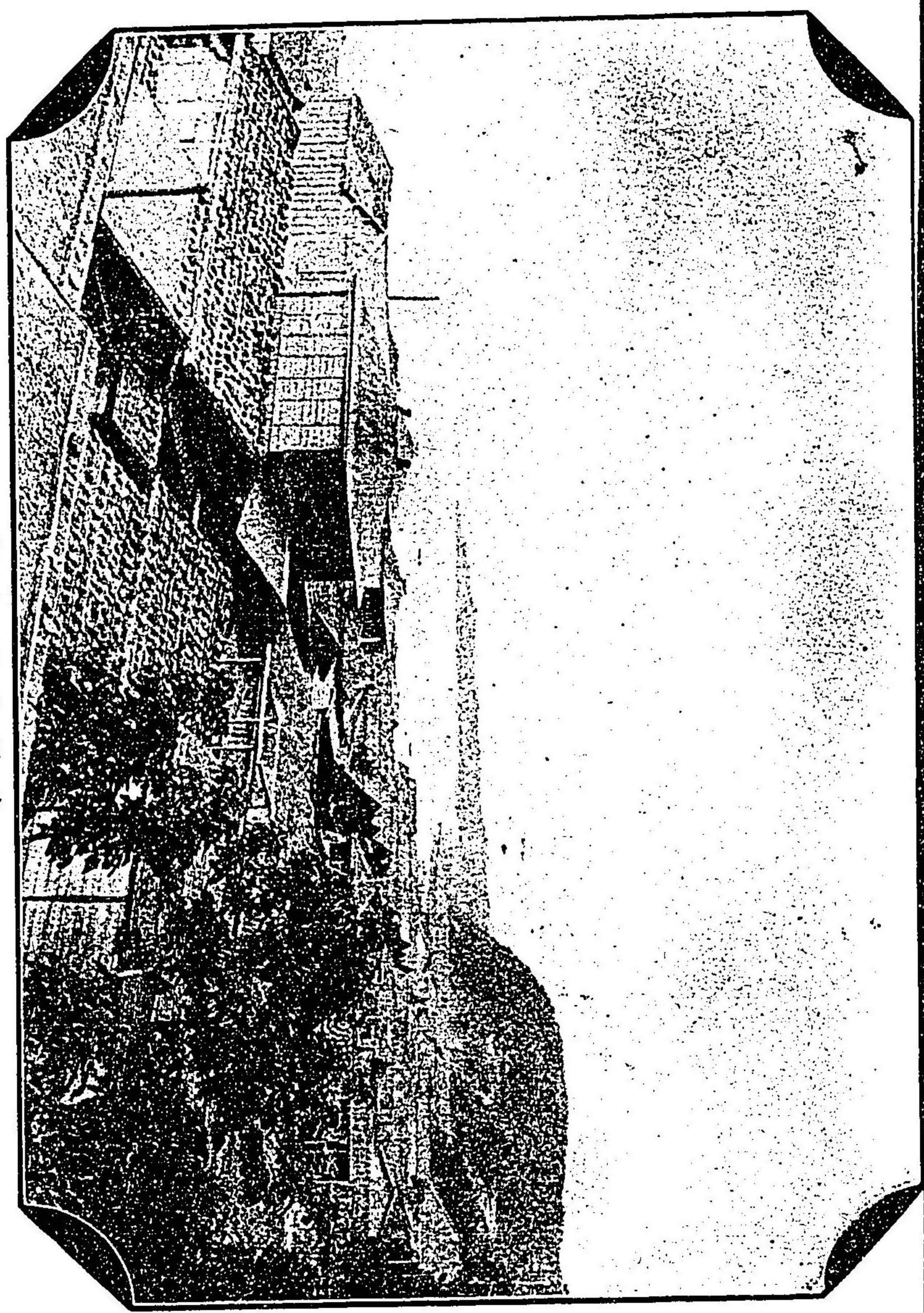


石井神社



出雲郵便局

出雲崎町全景

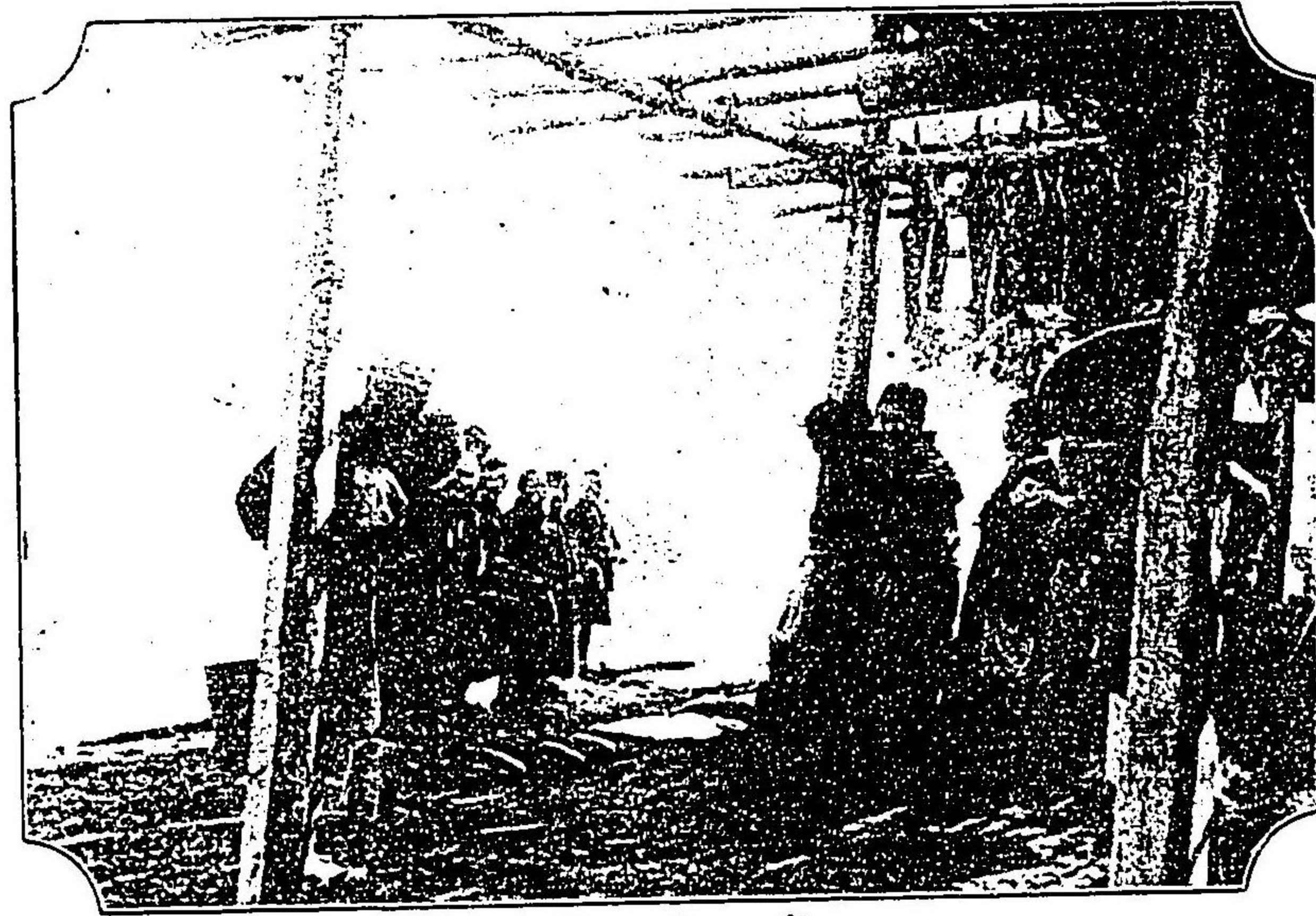




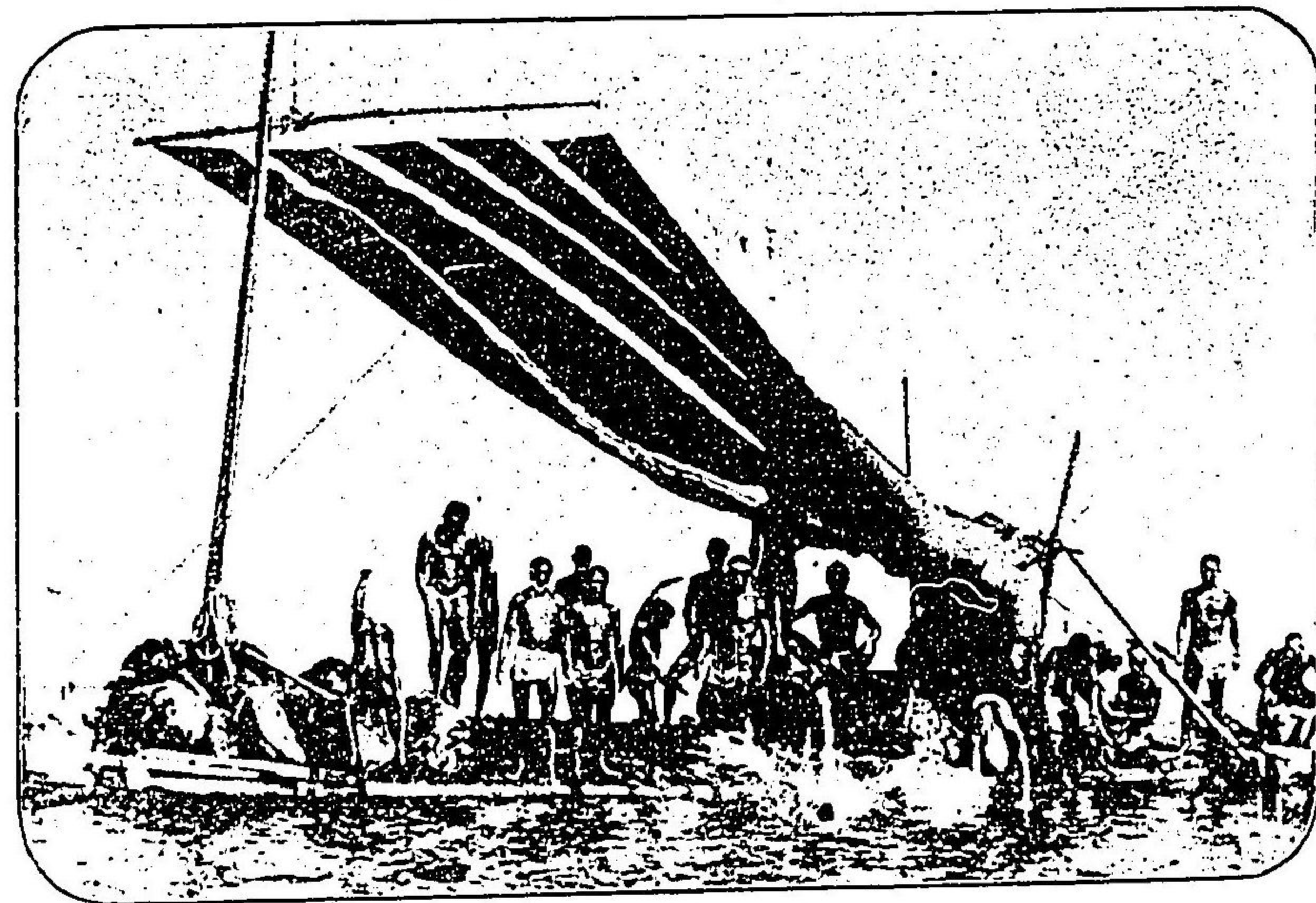
尼 瀨 港 全 景



魚 賣 野 菜 賣



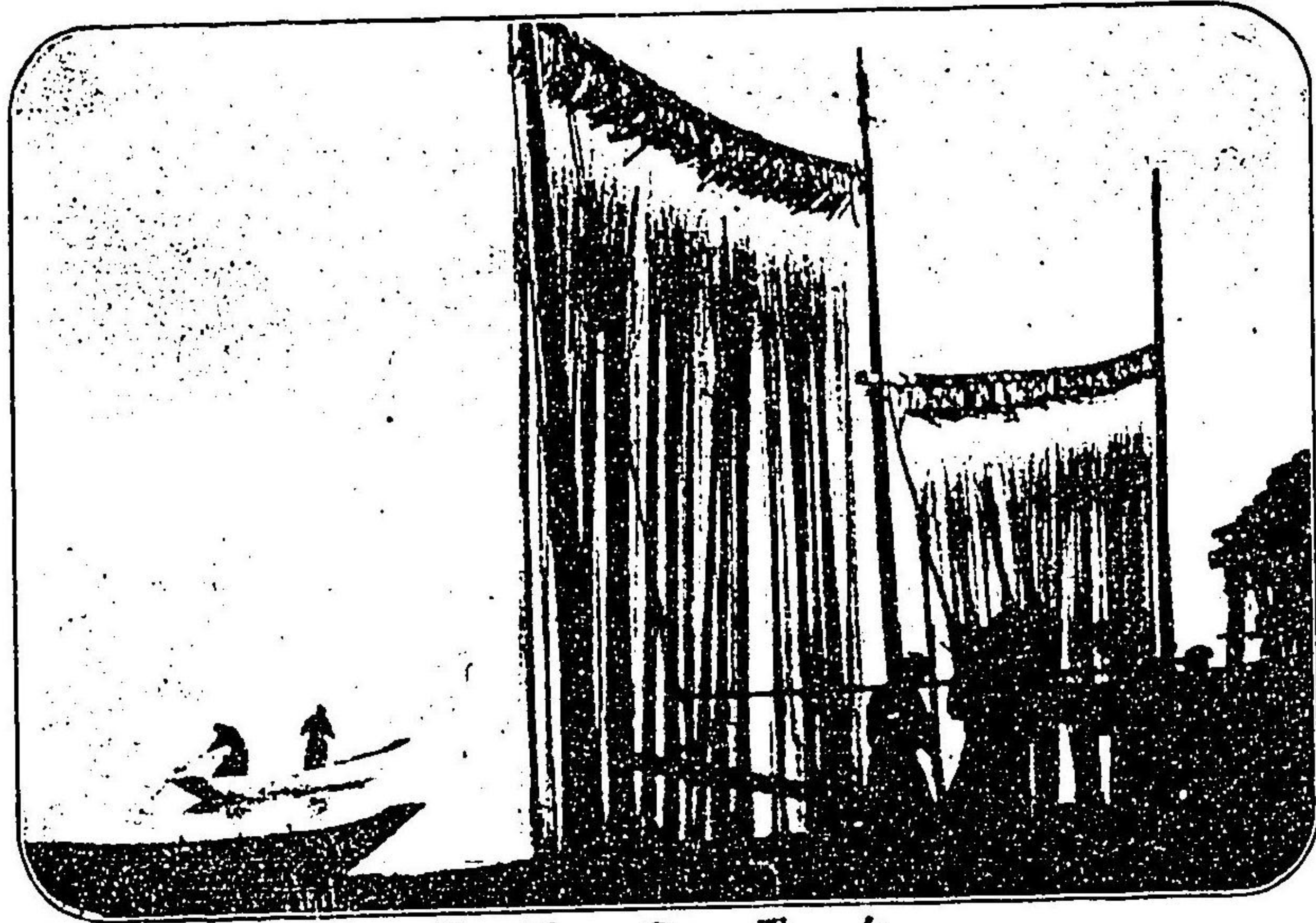
魚市場



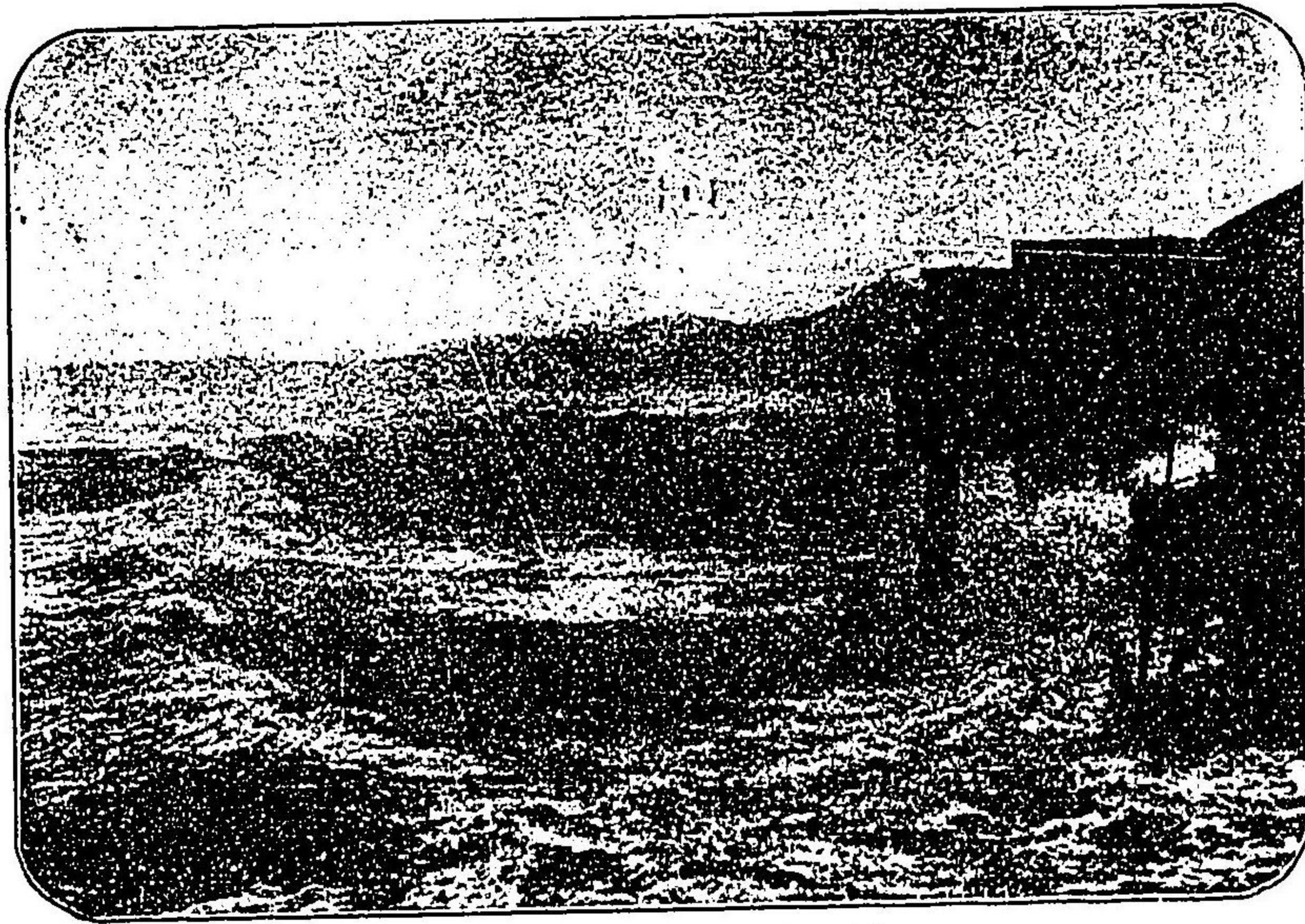
石採舟

出雲崎流域區城の圖





網干の陽夕



瀧怒海の本日

自序

上下茫々二千五百餘年の歴史を有する出雲崎は風光明媚山水秀靈の舊地星移り物換る其間幾多の事變事蹟起伏し現滅して暫らくも駐まらず戦争あり争亂あり奇事あり異聞あり以て記すべく以て聽くべく而かも事の國史に關するもの亦尠しとせず然るに日進月歩世は物質的文明に眩惑せられ人は飢えたる豺狼の如く東奔し西走し生存競争の渦濤は滔々乎として上下を壓迫し又悠悠其古を窺ふの邊を許さず茲に趣味ある人生は全く塵俗化せられ了らんとす而かも今や年々古老は物故し舊家も次第に滅び記録も亦正に散逸して其古を偲ぶべき事蹟又隨つて漸く微ならんとす余輩之を憂ふる久し偶々身郷土に歸臥するに際し佐藤耐雪氏の需に應じ爾來幾閱月材料を蒐集し本月本日其發行を告ぐるに至りたり書中或は實地踏査せしもの或は口碑に聽きたるもの或は諸書より轉載せるもの等考證し比較し只管正しからん事を努む勿論淺學菲才の余輩なれば其完備を見るは難し他日更に機會を得て増補訂正を待たん蓋し多少にても之に依つて當町の過去及び將來を窺ふ可くんば本懷の至りなり

明治三十九年八月

編者雲浦生識

二

凡例

一本書は、未だ十分に過去及び現在の出雲崎を説明し盡さず、去れど編者は、先づ此の書に向つて感謝せざるべからざる事は、多少にも出雲崎の昔を窺ひ得たること之れなり。此の一事に至つては、實に欣躍に堪えざるもの、従つて、多少にも出雲崎を了解し、出雲崎の眞價値を知りし也。

一本書は、専ら正確にして趣味ある様努めたり。徒らに事實を誇稱し、文飾を衒ひ、而かも淺薄なる考證を試みて、獨り得得たらんとするを避けたり。然るに載する所、まゝ孟浪杜撰を免れざる記事ありと雖も、之れ一は調査時日の短さと蒐集材料の案外少かりし事と、又一は編者識見の足らざるに歸す。請ふ他日増補訂正の期を待て。一神社佛閣の縁起書中、往々常識を以てしても、荒誕無稽迷信妄説の存するあるも、粗なる鑽石の中に、黄金を含むの諺に洩れず、粗笨なる口碑傳説強ちに排すべきものに非ずとなし、及ぶだけ之を詳記せり。従つて記事散漫の嫌あるも、之れ又已むを得ざる也。其の秩序ある科學的研究に至つては、更に達識の士を待たん。

一

一古書近書に出でたる當町に關する繪畫は、微力ながら之を摸寫して、卷中に挿入することゝせり。而して他書より引ける事項は、なるべく原文の意を殺がざらん事につとめ、多くは其儘を記せり。

一本書に就いて、當町の諸氏、或は材料を與へられ、或は親しく談話せらるゝ等、間接直接に、其の助力を被むる事多し。茲に記して其の好意を謝す。

一本書を編するに、諸書を狩獵せしが、一々之を詳記するの煩を避け、其中尤も與つて力ありし、一二を記して謝禮に更ふ。

越後土産

越後風俗史

越後名寄

日本風俗史

佐渡日記

越後の婦人

摩訶庵日記

刈羽郡案内

古事記

北越史料寺泊

吹塵録

柏崎町鑑

溫古之棗

新潟縣名所要覽

久米氏古代史

吉田氏日本地名辭書

田口氏日本人名辭書

越北
料史 出雲崎 目次

○發端……………一

○出雲崎名稱の由來……………三

○尼瀨名稱の由來……………八

○各字町名の由來……………一〇

○越後と出雲崎……………一二

○三島郡と出雲崎……………二四

○公料及私領……………三〇

○出雲崎代官所の變遷……………三四

○出雲崎御陣屋御支配御名前順……………三六

○區制の變遷……………四三

○出雲崎の現況……………五一

地勢及疆域……氣候……職業……地味……產物……現今の物産……區劃……廣
袤……人口……面積……戶數……地價……市町村經費……氣風……交通及運輸
……附近町村への里程

○官衙及公署……………六一

出雲崎町役場……出雲崎分署……長岡區裁判所出雲崎出張所……出雲崎郵便局
……病院……建物……團體……新聞雜誌……會社及銀行……學校沿革

○海事及漁業……………七六

海岸……港灣……船の入口と方角……漁業場……漁夫の種類……暗礁及澗口……
……漁業及船の歴史……公金渡……磯魚……魚市……漁家の偏名……食鹽

○石油沿革……………九一

越後石油發見の由來……石坂周造氏の傳記と事業……尼瀬の石油事業……北越
石油産額各郡別表

○文學上の當町……………一〇八

○舊家の由來……………一二五

野口家……山本家……佐藤家……高橋家……相澤家……内藤家……淺野家……
米十……問屋……敦賀屋……渡邊家

○神社及佛閣……………一三〇

諏訪神社……神明神社……稻荷神社……岩船神社……住吉神社……石井神社……
……諏訪神社……羽黒神社……鳴瀧神社……木折神社……二荒神社……寄木神社
……招魂社……城の腰

藥師寺……法持寺……善勝寺……光照寺……萬因寺……念相寺……養泉寺……
德正寺……瀧の不動堂……妙福寺……圓正寺……淨邦寺……淨巖寺……圓明院
……西方院……多聞寺……慈觀寺……海圓寺……萬福寺……善乘寺……淨淋寺
寶光寺……延命寺……淨立寺……光照寺……福巖院……運行寺……全久院……
正應寺……雙善寺……妙法寺

○名所及舊跡……………一七九

蛇崩丘の遠望……黒鳥兵衛の舊跡……五適の琴臺……天神が森……舊陣屋跡……
 ……由里女の墓所……俳諧傳燈塚……藥師山の歸帆……遊行坂……八王寺地藏堂……
 ……馬の墳墓……藏番……諏訪の城……源義經の通過……日野資朝卿の旅館……
 ……小倉實起卿の旅館……堀部安兵衛の住居……切られ與三の通過……十返舎一
 九の旅館……頼三樹三郎の旅館……椎谷町……觀音堂……觀音坂……石地町……
 ……御島石部神社……懸橋寺……裸衾石宮……小木の城……蓮華寺村法花寺……
 ……同村釋迦堂……姨が井……立石の奇石……船橋村内藤家の書畫帖……不動堂……
 ……あら城跡……石井神社……乙茂村……宇奈具志神社……島崎川及島崎村……島
 崎の血止……西越……西越地方藤の花立……小島谷……小島谷の古城跡……藤
 卷の古城跡……大部神社……村岡の古城跡……田頭の古城跡……年友の古城跡
 ……北野の古城跡……靜女の墓……久田……源資行の舊跡……山田……郷本……
 ……伊奈胡城……大和田村……武衡の落場……源義經の飛付岩……極成寺……椿
 の森……寺泊町……夏戸の古城跡……野積村

○偉人及傑士の傳

……二二七

釋勝圓師……山本以南氏……山本膽齋氏……孝婦由里子……長生院釋智現師……
 ……釧雲泉氏……大忍和尚……釋良寛師……會根みか子……内藤鐘山翁……松宮
 雄次郎氏……小島谷お市女……鳥井權之助氏……内藤法郎氏……熊谷源太郎氏
 ……文平氏……小林日薫師

○奇事異聞

……二五五

祭典風俗……獅子舞……屋臺……太夫さん舞……流れ勸進……年中行事……口
 碑傳説……善惡吉凶占……火災及山崩

○訛語及俚諺

……二八〇

土地訛……五十音の訛……いろは別……俚諺……船唄……おけさ節の起原……
 おけさ節……流行唄

○現今の商店

……三二六

○旅館及料理店

……三三一

○遊廓沿革……………

三三五

○出雲崎の過去及將來……………

三四七

北越史料 出雲崎目次終

北越史料 出雲崎

西澤新次編

發端

背には重疊たる大小の丘陵を負ひ、面には漂渺たる碧藍の滄溟を控え、東北七里蜿蜒
 奔る彦峰は、山の靈なるもの、西南十里巍峩たる米山は、山の俊なるもの、俱に天を
 挿んで雙秀、瀕海の名山となす。海上十八里眉黛の青巒佐州は、遠く愁を含んで、雲
 影波際に出没す、晴に好く、雨に奇にして、曉の色、夕の影、兩つ乍ら佳、天末虛無
 の邊、水涯涵空の處、露領あり、滿州あり、鷄林あり、豪の豪なるもの、偉の偉なる
 ものなり。若し夫れ靜波漣艶、舟に浮んで棹を廻らさば、嵐光水に落ちて綠更に綠、
 閑鷗の夢暖なり。扶筇山に登らば、街衢一條の道路は、白うして蛇の如く、夕陽黃昏、
 歸帆、青山影裡に入れば、青は爲に白を粉し、近くは雁の如き櫓聲と、郷社太鼓の音
 は、相和して其の聲愈々澄み、天地清撤、山容水態、共に冷絶にして、わが雲浦の勝

景は、飽くまで淳の淳なるもの、高歌して言ふ。

二

飛閣呼杯倚危欄。長風萬里拂醉顏。波濤杳渺天低處。寸碧如眉佐渡山。(久之)
沸々波濤望遠亭。漁歌一曲酒將醒。海風涼脈掠簾去。眉黛佐州出水青。(雲浦)
潮接俄羅一氣通。鵬雲影落酒杯中。北遊快事有今日。萬里明來竦海風。(松塘)

月にみんたひにやおもひ出雲崎かりつくされぬ海のみるめを
いにしへにかはらぬものはありそみこむかひへに見ゆる佐渡の島山

雪に波の花やさそうて出雲崎

當町は三島郡の西部に位し、軒頭櫛の如く並び、街區唯だ一條、加之狹隘の憾なき能はずと雖も、其の延長に至つては、三十餘町に及び、人口亦一萬餘人を算し、往昔古志郡の大家郷にして、六萬石の代官所ありし地なり。風光の明媚佳絶なる、大氣の清

楚鮮潔なる、若し夫れ當地をして、東都附近に在らしめば、優に大磯熱海の右に在らん乎、惜む地僻陬斗絶に在れば也。されど北陸に於ては、通衝の要に當り、海路亦た交通の便を大にす、往年千石船の出入、何ぞそれ繁かりしや、古來より幾多の吟士詠客、偉人傑士、たま〜此地に來つて、垂涎三丈、風景の美に撲たれ、山海の罕美に酔ふて、延留長宿、筆を揮ふて之を詩化せしも、亦寔に故あるなり。其の天産に於ては、魚介を主として、山又た野菜果實を出す。殊に其の魚味の美に至つては、天下稀なりと云ふ。近きは鮮魚の儘に、遠きは鹽漬となし、日乾しとなし、或は近來罐詰となして、各地に輸送し、年々の利益亦た莫大なり。故に町經濟の作興不振は、一に懸つて魚獲の豊否如何に關すと云ふも、亦た謬言に非る也。いでや越後の沿革に移らん哉

出雲崎名稱の由來

賴春水歌ふて曰く遊子曉天食三路程。葛珍一領礎三身輕。晨行祇合乘涼去。午憩何能犯熱行。風送三鐘聲一
國三溪寺。煙分三滄色。辨三津城。數旬無雨炎氣一劇地。見雲峰滿目橫。こは天涯の遊子、一領の葛珍、曉天將

に出雲崎の勝景を後ちにして、發せんとする光景なり。何んぞ詩思水の如く清冷、滿目皆な活躍す。

出雲崎名稱の因つて來る所、石井神社遷坐年記略傳に曰ふ、石井神社は、建速須佐之男命の曾孫大國主神にて、補翼天業、經營八荒のみならず、更に蒼生の爲め、鳥獸昆虫の災害を攘ひ、其禁厭の法を定め給ふ神徳は、載せて古典に具はれり。抑も此大神頸城郡居多より此地に移り玉ひて、海面の孤島を平治せんと欲し給へ共、船造るべき巨材なきを患ひ、宮居近き石井の水を汲持て、大地に灌ぎ給へば、一夜の中に十二株の大樹忽地生せり、其靈樹を以て、船を造り、終て方に解纜の朝、紫雲驟降、大小の魚籠悉く浮んで御船を佐け護りて渡し奉りしを以て、其孤島を佐渡の國と云ふ（出雲崎物産第一の鱈を呼んでスケト（佐渡か）鱈と唱ふるは此因縁なり）國中既に平治せしかば、猶東北の國を闢き、境界を定めんとて、去るに臨んで興言して宣く、此地は彼の孤島へ相往來するに宜き所なり。吾能く航海の船を保護せん云々、故に十二株の際、石井の邊に宮造し海上守護の大御神と崇尊めける、後世に至る迄、佐渡の國の物産、金銀始め、朝貢渡海の港と稱するは、此出雲崎に限れり。其舊地は即ち井ノ鼻の字、

十二林山是なり。石井の鼻と唱ふべきを略して、井ノ鼻と云ふ。（一説に井の鼻は、元來湯の花と書くべき也、有名なる音羽の前此地に來り、湯の花を立て、其子の冥福を祈りしと、其舊跡は二荒社なりと云ふ。）出雲の國の分裂したるを以て、出雲の岬、出雲の浦、出雲の里とも稱す。（出雲の分裂したる證は神典出雲風土記等にあり）今の出雲崎是なり云々。

式社考證に、出雲崎の十二神は、延喜式三島郡石井神社なり。舊井の鼻にありて、出雲大神を祭る。和銅四年現境に移すと云へり。然れども、地理を察するに、古の三島郡の地にはあらずして、井之鼻と云ふに付けて、石井社に引きあて、石井町の名も命せられしならん。十二所とは熊野神か。（吉田東伍氏）

古刹多聞寺の縁起書に、夫れ當所北陸道と申すは、水原常陸之助殿、此濱邊に海道被相定以前は、金澤出村にて、横かけ濱なり。在道其時は柏崎より妙法寺越とて、輿板より寺泊へ通り、石地より藥師峠を越え、只今當所鎮守權現は、十二所谷と申して、本と金澤の内在にあり。慶長二年に當所出雲崎と御改め、元和二年書上繪圖には、町

家百七八十軒斗、當地津と相定こと、慶長三年二月堀越後守(堀久太郎様のこと)當所御領分の節、佐州渡海の津と定められ、其時旅籠屋、飯もり下女御免被仰付候、夫より享保七年書上の繪圖には、三四百軒と相見え候。

吾人按ずるに、大國主神の越後に來りしは事實なり。古事記に此八千矛神(大國主神別名)將_レ婚_二高志沼河比賣_一幸行之時、到_二其沼河比賣之家_一歌曰_略沼河比賣未_レ開_二戸自_一内歌曰_略其夜者不_レ合而明日夜爲_二御合_一也とあり。是れ高志の縣主に婚せしなり。頸城郡の奴奈川神社はそれ也。諏訪の建御名方命は、其腹の御子なりと云ふ。石地町の御島石部神社の縁起録に、頸城郡の居多の所にませませし沼河日賣命に御合座し建御名方命をうませ給ひぬ。猶ほ北東の國々を平定まさんとして、御船にのらせ給ひ、此石地の澳をかよひ、磯部を見そなは、棧の如きえなど受見ゆる、巖の海の中よりつゝきてありけるを、あやしく思ぼして、そのほとりに、御船をこぎよせ給ふに、巖をしきなせるごときかみ小濱ありき。此時面白きみつ_二の島石部_一なるかもとのりたまひたるによりて、御島石部神社とたへ云々。

乙茂村の宇余具志神社は、天菩比命を祭る。命は大國主神に三ヶ年間隨從して、國巡はりせしことは、古事記に此葦原中國者、我御子之所_レ知國言依所_レ賜之國也、故以_レ爲_二於此國道速振荒神等之多在_一是使_二何神_一而將_レ言趣爾思金神及八百萬神議白_レ之、天菩比命是可_レ遣故遣_二天菩比神_一者、乃媚_二附大國主神_一至于三年、不_二復奏_一とあるを以て見れば、大國主神に隨ひ、乙茂邊に垂跡せし也。始め里の名をオトモ(御供)と唱ひしに、康和年中乙寶寺本郡より蒲原郡へ移轉の砌り、故のつて乙茂と改めし由、果して大國主神、今の井の鼻十二林の邊に來りしならば、石地より船にてありしか、又は陸にてありしか、更らに佐渡の何地に船着せしや舊跡尋ぬべき也。

尤も傾聽に値するものは、吉田東伍氏の大家卿の篇なり。出雲族と高志族とは、元來關係深ければ、或は當町_二の名稱_一、此邊の消息より起りしならんか。記録に出雲山多聞寺は、其創立の際、出雲より漂着せし神を其本堂の木材に用ひしこと見ゆ。又口碑に古昔出雲より島流れ來り、此海岸を成す。故に出雲崎と名く云々の如きは、孟浪荒誕取るに足らざるが如きも、又其の解釋の如何に依つては、理の附かざるに非る也。

今より二百年前頃迄は、今の羽黒町と鳴瀧町と接する邊、崑崖猶は長く波際に出で、時に波浪山脚を噛むの觀ありしが、其後天變地異の爲め、波際今の如く曳きたりければ、漸次人家稠密となり、此邊一帶家を構ふるに至る。夫れ迄は、出雲崎と井の鼻とは、地相隔り、新開地なる故今即ち此邊を新屋敷と云ひ、而して羽黒町に片町の名の存するも、亦當時山方一方のみに、人家ありしより此名残りりと傳ふ。出雲崎は其初めの名稱、出雲の岬、出雲の浦、出雲の里、又濱出雲等種々にして、何れが其最初の名稱なるか知り難し。

尼瀨名稱の由來

豪遊吾欲航三佐州。自謂投鞭可絕流。出雲崎頭拍手笑。隔水連山明三双眸。何者海若忽怒號。濁浪排空不可舟。幾日延留尼瀨浦。起臥一樓如三浮囚。是れ吉田松蔭が、東北遊日記に詠する所、前の經句は晴れたる海を吟じ、後の一首は荒れたる海を歌ふ。靜波一碧、彦峰佐樹、雙眸に集まるは菫の優なるもの也。濁浪怒號、山落み、日隠れ、起臥する樓閣、船の如きは菫の壯なるもの也。

尼瀨名稱の起原、いつの頃にや明ならず、口碑に建久元年庚戌、奥州信夫郡丸山の領主、佐藤庄司元治が後家、音羽の前、兄弟(嗣信忠信の事)の子等の別れを悲み、飯塚の館を迷ひ出で、越後へ來り、寺泊に石塔を立て、出雲崎に來り住し、尼となりしより、尼瀨と稱へしと、之れ疑はし、尼瀨につけ尼を想像せしならん。吉田東伍氏曰く尼瀨は海士瀨にて、海士つ居の訛か、本來出雲崎の屬里とす。北越軍記に南雲浦とあるは、尼瀨なり、出雲崎の南なればか、越後名寄云ふ、天和五年小倉大納言實起卿父子三人佐渡へ配流の時、出雲崎岩船町(尼瀨に屬す)山城屋が、家を旅館とせられ、風待ちせられし程に

故郷を出でにしよりも悲しきは馴れにし人の波の別れ路。

と詠じ給へしとかや。義經記に

直江津より船に召してよな山をおきかけに、三十三里のかりや濱(刈羽濱)かつきし
らさきを漕過ぎて寺を泊に船を着

とあるかつきは勝見の誤とす、尼瀨の大字にのこるしらさきは椎谷崎なるべし。皆な

假名の魯魚相誤る者也と。口碑に聞く、勝見とは、音羽の前が尾となり、此あたりに住し、兄弟の冥福を祈り居るに、幸ひ平家は屋島に全滅せりと聞きければ、音羽の前初め、僧侶たち袈裟を冠りて、天が瀬に勝を見たりとて謠ひ踊れり。後世出雲崎おけさ節の起原は、茲に因せりと、時に文治建久の年間なり。おけさの本元、出雲崎にあれば、或は袈裟云々より起りしならんか。

石井神社遷座年記略に記す所、尼瀬町は元和年中出雲崎より分裂せしと、時の出雲崎代官役は高田小次郎氏なりしと云ふ。

各字町名の由來

各字町名に就いて、其由來を想像するに、尼瀬の町端蛇崩と云ふは、往古此邊に大池ありて、中に悪蛇住みしを、源義經下向の折り、之を退治せしより蛇崩と呼ぶと傳ふれども、信じ難き説なり。而して町端濱方邊を、氣樂町と呼ぶ所あれども、其名稱の起原明かならず。諏訪町は諏訪社に縁あり。寛永二年寛文十二年の檢地に、田畑山林

の内、字諏訪の前、諏訪の脇、諏訪の上等の名稱數多、諏訪の入川と申す川も有之云々。同町に鍛冶小路と云ふあり、或は鍛冶の住みせしより起りしか。伊勢町又其神明社に因あり、同社の祭神は天照太神なれば、伊勢町の名も思ひ合はさる。同町に海濱に通ずる廣き小路あり。御用小路とて、維新前までは、佐渡奉行船着通行の路なりき。岩船町の名稱又神社に縁あり。同町能登屋より、海に通ずる小路を公卿小路と云ふは天和年中小倉實起卿の佐渡配流の折り、此小路より海に出でられしより此名起る、詳しきは實起卿の旅館の記事を見よ。又山方に瀧の小路と云ふがあり、不動瀧の小飛泉あり、出雲崎に至りて、住吉町、石井町、羽黒町共に其鎮守社に縁あり。住吉町越中屋の小路を竹の小路又遊行小路と云ふ、竹は瀧の訓讀誤認なりと云ふ。元來此小路より瀧の不動に通せしなりと、遊行小路と稱するは、遊行上人の通過せられしより其名残る石井町には、一丁目二丁目ありて、其鎮守を異にす。二丁目にあきだやと云ふ廣き屋敷あるが、あきだやは秋田屋か、明田谷か、先年迄で、小學校の校舍を建てしが、今は移る。昔市目などは此所非常に賑はひし地なり。丘上に藏番と云ふ所あり。羽黒

町に入りて、俵小路と云へるありしが、藏番に通ず。米俵でも運びし小路なるか。今少しく下へさがり、藏小路、藏番屋敷などあり。今の運行寺邊は、昔は陣屋の刑事場なりと傳ふ。山中往々今にも人骨古錢を發見す、片町、新屋敷、新田は新開地なり。鳴瀧町と云ふは、今の鳴瀧社の裏山に、小飛泉あり。夫れより來りしか。木折町の裏山に、木落山と云ふがあり、木を切つて落せしものによ。木折町の名此邊より出でたり。二荒町は二荒(日光)社より起るか、寄木神社を別名田中神社と云ふは、昔まで田の中にありしより然ると。猶ほ羽黒町裏山にお殿城と云ふがあり、下町をお殿城の腰と云ふきじまやの角を木戸と云ふ、屋號に角屋あり。住吉町を一に濱浦と云ふ、濱出雲に縁あり。

越後と出雲崎

何れの國を問はず、其太古は遠逝として、雲を掴むが如し。茲に於て乎、余輩は徒らに牽強附會して、促風捕影の如き怪説を振り廻はし、以て獨り快とするものに非ず。一に古書に據り、口碑に聽き、學者の既な微して、能ふべくんば參考資すべき材料を多分に蒐集し、之を忠實に記述すれば足れりす。其秩序ある科學的研究に至つては、更に後日、深遠なる達識の士を待たんのみ。余輩は今出雲崎の沿革を述ぶるに先ち、先づ臂頭、越越國と出雲崎町が、古代如何様なりしかの一斑を窺はんす。

越後名寄に言ふ、越の國は北海に在り、越は腰し訓也、神代の卷國號傳に、古者國を割き、而して越前、越中、越後と爲せり。是れ三越路又之を三國と謂ふ。本朝通鑑に見ゆ。越中四郡を分て、越後に屬す、(文武天皇大寶二年)事續日本記に出づ。元明天皇和銅五年、陸奥、越後二國を割て、出羽と爲し、又越前を分て、加賀を置く。越中を分て、能登を置き、越後を分て、佐渡を置く。(聖武天皇天平十五年佐渡を越後に併はす、孝謙天皇勝寶四年再び分て、佐渡を置く。)故に當國の名所、佐渡に在り、亦右六國と若狹國を合せ、北陸道七箇となす。越後は大々上國也。凡そ其形狀を計るに、南西より東北へ、縦長にして、越中の國境市振の驛より、出羽の國域、府屋の驛まで、凡そ八十餘里、横の廣さを計り見るに、三十餘里に及べり。最も小國と爲すべからざる也。高山東南に聳へ而して陽氣を險隔す、西北海水を帯び、陰氣常に餘り有り、故

に寒濕寒し、殺伐の氣、烈しく、雪の降ること早し、仍て東南の峰には、九月の中より頂白く、三春を歴て、四月五月に到て、殘雪猶あり。然れども、土地肥て、草木繁茂し、五穀みのる、然しながら秋に到て、濕雨多く、刈採つて乾かざるが故に、穀堅からず、仍て年により、夏を迎へて腐ることあり。

越後史譚に載する所、古志郡高波莊、名木野村(一に薙乃里、奈岐乃里とあり)の口碑とて、太古この處の山入に、おろちあり。尾首共に八つ有りて、八つの尾八つの谷にはびこれり。八岐のおろちと名く、年々里人を呑むこと多く、里南里北に哀哭する聲絶えず、時に稻多とて、土着の長者あり。一人の比貴を有し、寵愛限りなし。おろち既に之を呑んとす、偶々素盞鳥尊、當國御經回に際し、由をきこしめし、此おろちを退治せんと謀て、八つの娶に酒を納れ、おろちを酔はしめたる後ち、尊は天の十束の劔を抜持て、先づおろちの十六の耳を切り、其體を寸々に切給ふ。其八つの尾に至つて、劔のかゝる所あり。之を取出し見給へば、一の劔なり。これ最上の名劔なりとて、天照太神に捧げ奉らる。此劔おろちの尾にありし時は、黒雲常に捲ふたりと、故に天

の叢雲劔と名け給ふ。長者は助かりたるを喜び、尊の妃に奉る、其おろちの住みし所を、今に至る迄で、八俣の谷と名け、其切取し耳をうめし所を、耳取の村と名け、又稻多の長者の末裔は、氏を稻田と稱し、本支數十、連綿名木野の里に相續す云々。

吉田東伍氏、名木野里口碑を讀み、古代越後を略論すと題し、滔々數千言を費さる、又以て聽くべき也。今其全文を轉載せん。

樋口君轉送して、名木野里口碑の記を示さる、中に古事記、日本記に出づる古志八股遠呂智に關する説あり。予も年來思ふ所あれば、録して教を乞ふ。

着眼點 越後に古事社の盛大にして、而も民信を永年に繋げる者、四處に對立す。そは頸城に在りては、國分寺と居多神社一境に和同して、上越の鎮護たり。古志蒲原に在りては、(今三島刈羽を攝す)藏王權現、國上寺、彌彥明神三境相望みて、中越の鎮護たり。下越には乙寺あり、岩船明神あり、實に北方の藩屏に任じたまふと謂ふべし、神道者の歴史に通せざる者あるは、兩部佛徒の事理を因縁牽強するよりも甚しく、佛神二流の汚濁は、千年凝結の固形躰にして、近世習合混交を忌むの風、年一年に長

じ、佛神二流互に喧争するも、ドチラガドチラやら、兩成敗と云ふを至公至當とすべし、予輩の所見もとかくの如し、故に必しも神地を佛陀に侵されたりと爲さず、神境却て僧尼のために維持せられたるが多し。海内の名祠大社を見よ、皆然り。されば、歴史の上に其郡區の舊事を知らんには、先づ佛神寺社の配當を見るを緊要とす、何となれば、佛寺ありて、政教の資益を爲せるは、我邦中古以來の國體なり。故に佛神の習合せる所以をきはめば、奈良前後の王朝まで訴源し得べく、尙上古に達せんには、更に祭政一致して、國體を生せる所以にかんがみて、神境と鎮所政所若くば國衙郡家乃至都邑關津及び商長部落の所在をも考定すべし。


古代の形勢 之を上古に考ふるに、上越は久比岐國造あり、米の南はおのづから定まれり。米山越ゆれば、三島の海あり。(今柏崎の平野に鏡の沖と稱する内灣あり、後世于上りて斥鹵となり、次第に排水して、田野となりければ、刈羽濱の名にとりて、刈羽郡を立つ、近世の事なり。)延喜式驛場の立場を按ずるに、頸城の水門(水一に氷つくるは誤れるなり、今直江津の地たるや必せり。)より、佐味(今犀濱犀瀨の地サイ、



山岸合名會社

國產石油礦油各種製造販賣
委託賣買回漕業
國油共同販賣所特約大販賣店
愛志組製油特約大販賣店

電話共通 (ヤマキ) 又六(キ)

商標 

越前敦賀港 同敦賀支店
縣下出雲崎 同尼瀨支店
全柏崎 同柏崎支店
全新潟向川岸 同沼垂製油所

サミは轉訛なり。次に三島あり、米山を越て、今の柏崎の地、鵜川劔野村の式内二社に着目すべし。其より多太(今會地村に同名の古社あり、又同名の庄もありと云ふ)を迂回して、二田物部神社の邊を経て、磯に出で、今の石地より出雲崎に通せし也。さて此時代には、出雲崎以外、郷本、大和田、寺泊、國上まで、古志郡の沿海地ならん。何となれば、郷本以下の三島郡に屬せるは、明歴年中の改定に由ること、諸書に見ゆるのみならず、三島と古志郡の郡界は、形勢上必定此間に外ならず、式内三島岩部神社は何處ぞ、古志の大家は、何處ぞ、是れ其疑問を決するの要點なり。

出雲崎の大家 石部神社は椎谷若くは石地に尋ぬべし。其詳細は此に論せずして可ならん。大家驛は、出雲崎にやあたらん。越の諸國は、出雲の神人に如何なる關係ありて、開拓せられしやを知らば、出雲の名を負へるは、因縁深きを想ふべし。又大家の驛名を考ふるに、かゝる稱號のありしならん。今出羽なる田川飽海の地も、出雲の神人の開かれし地なりとて、最上川一名出雲川と曰ふに考へ合はすべし。

寺泊の渡戸わたべ 大家は即ち佐渡への渡口なり、然れども延喜式に、なほ舟舶の停泊所

を録し、(伊神渡部船二艘)の文あり。伊神渡部は訓みて(コレカミのワタベ)と云ふ、國上の渡邊なり。今寺泊と見て可なり。思ふに神中抄に(弘仁十三年國分寺之尼法光建_ニ布施屋於古志郡渡戸濱_ニ施_ニ墾田四十餘町_ニ置_ニ渡船二艘_ニ今往還人得_ニ濟度之便_ニ)とあるは、寺泊の名の由て起る所なり。但し國分寺の分は上の誤なること、延喜式の伊神に照らして明かなり。(渡戸は寺泊の傍に村名を存し、謠曲にも國上の渡部とて其事見ゆ)。是等の論斷は、燈臺下暗しの諺に洩れず、國上、寺泊、出雲崎の土人は却て怪異の想を爲すあるべし。

古志人の奥區 此に論結すべきは、古志國なり。古志はもと北陸より渡邊までの大名なれど、取別けて其指稱の起れる地は、今述べつゝある古志郡に在らん。古志は蹠の義とやら、又は腰の義とやら、皆不當なり。古志は我國の音義にて論じ難し。恐らくは夷語即ちアイヌ言葉の類にて、古代コシと云ふ一種族の在りければ、それを古志人と曰ひ、其住めるを古志國と云ひ、其國へ行手の地を高志路と呼びけん。而して其古志の奥區都邑は、此古志の地たること、越國造の此に居りて、北陸一帯を兼知せると思はるゝにて、明かならん。

阿部氏の北海府 此地に國造の置かれて罷り下られしは、大彥命の五世孫市入命なりと國造本記に見ゆれども、或は大彥の高志路を巡征せし日より、其處置ありて、市入命に至り、(成務の時代)特に定め賜へるやとも想はる。又此市入命の大彥家即ち越の阿部氏は、北陸に於ける阿倍の一族の大氏上となり、後の(越國守阿倍引田臣)の正統を垂れたりとも想はる。何となれば此古志郡の地たる佐渡島(日本海)を控制するの要地(北海鎮守府)にして、又古來(古志)人の奥區と云ふこと上に述べし如くなれば也。且つは佐渡なる引田部神社の神名式に見ゆるは、阿倍氏舟師の部曲どもが居れる地なることに參考しても知るべきなり。(此の日本北海鎮守府云々等の事は、別に東北邊土沿革考に詳にす)

本題 次に(高志の深江國)又彌彥の神そのあなたなる(沼帯別の稻城)の押へ、(磐舟の城及城の間の寺)につきて、手に聊か思ふ節あれど、此に略して遠呂智の本題に移るべし。

夷酋 遠呂智は、荒振神なり。之を換言せば、夷酋なり「古志人の王」なり、大國主の越八國を平げ玉はざりし以前、古志人の伊奘那彌命の古志人を出雲に招きて、日淵河に堤築らしめ給へる以後に當り、古志を領有する長なりと斷すべし。其の狀は出雲風土記と遠呂智を神異的に形容せる古事記の文にて推知せらる。遠呂智は邦語蛇の義に記せど、蝦夷に邑良志閉と云ふ人名あり、國史にも式社にも見ゆ参考すべし。古事記に曰く、是高志之八股遠呂智。彼目如赤加賀智。而身一有八頭八尾。又其身生葦薙及檜楡其長度入谷峽入尾。而見其腹者悉常血爛是譬喻の言なれば、強ちに解釋すべきにあらざれど、唯多くの山河を掩有せる領土の酋長なりと見るべく、其腹の血ばめるは、殘虐の暴主にして、目の赤きは勇悍の猛者たるを想ふに足る。彼八谷八尾は越八國（國に國つくる）と同じく、多くの土地と見て可なり。

蛇王 小田島允武氏の越後野志に按ずるに、刈羽郡は古志に屬す、八谷山あり、魚沼郡に入峽山あり、是古事記の文に合するものにやと疑を爲し、更に進みて曰ふ「長岡城の傍に藏王の祠廟あり、此廟、昔者橡尾郷岩野原に在りて、蛇王と曰ふ、中古浮

屠氏に據られて、兩部となり、藏王と改名す、然れども其神像八頭の蛇ににして、佛家藏王の形像と、大に異なり」との意を註せるあり、是れ研究の急所を突きたる論なり。

大社 予因つて考ふるに、藏王宮は、古志海を離れて、山間に在り、謂ゆる尾と稱すべき地勢に居る、素盞鳴尊の征伐に當り、山間の尾の地まで攻入玉ひ、橡尾邊に虜を斬りたまふこと實にと受けがはる、節もあり。之を後世尊崇の敬意、國民の結習となれる上より見るも、朱印地五百石一宮彌彥明神と拮抗する大社は、決して尋常の淫祠にあらざるを知る、今日の道者金峰神社など云ふ笑倒にたへたり。

秋葉の根本 小川弘氏の國邑誌も、はゞ藏王宮の尋常淫祠に非ざる所以を註せり。曰く「藏王もと橡尾岩野原十二坊より移せる也、十二坊の一に三尺坊とか云ふがあり、信州の人なり此坊神通を得て、飛行自在、種々の變怪をあらはす、遂に信州秋葉山を開き、秋葉權現てふ威力のものとなる。先年東都江府に秋葉と藏王爭論することありて、遠州は根元、越後は根本と落着す」との大意なりき。

耶麻郷 和名鈔の郷名に、古志郡耶摩と云ふがあり。古事記八股はヤマトの義なら

すや、即ち耶摩の地にて、椽尾と云ひ、彼れ名木野里も同じく、此一帶の境中にあるにあらぬか。

要略 上州沼田に越八掬脛こしのやつかはきの古跡ありとて、最も同じく蛇王など様のものに傳ふる由聞けり。之を要する出雲の神人が、此郡を開きたまふにあたり、其都邑をば、沿海の地、大家の出雲崎などに定めたまへる當時、尙叛服常なき古志人種の山間に據りて、騷擾せること、二千年の古と雖、考へあたれば、目の前に見る如し云々。(北越史料叢書の一節)

近頃の書に古志とは、七國の總名なりしも、其後ち古志郡と云ふ區域は、荒漠知る可からず。然れども、古の古志は今より廣かりし者にして、今現に三島郡に、西越を存す。古志大統領オロチは山領を栖居とせし也。吐血どちち疑は椽堀、吐血尾の椽尾等、其他擧げて論ずるに堪へず。出雲の如き尤も關係の厚くして出雲崎の在る如き云々。

關甲子次郎氏の越後の國は、日本紀に淡路島、次に日本豊秋津洲、次に筑紫、次に隱岐、佐渡(雙生)次に越、次に吉備云々とあるは、發見せられし順序に依るか。コシ

とは蝦夷の事にして、越前、越中、越後などは、越へ行く路筋なれば、越路又は三越路と言ひしなりと。コシの名は東北夷の一部種族の名より出で、道名國名郡名等に轉せしならん、當國に古志郡あるは、其根據地の名残りならんか。コシとは日本國をある動物と假定して其腰部に當るを以て名く。越後にくこしびこしこし、身こししまこし、かこしひこしはこしら、乘足等の稱あるは考ふ可し。書紀に、北越こし、北陸道こし、古事記に高志、和名抄に古之乃美知乃之利、萬葉集に古思、故之、古志と見ゆ。北越、越の國、越路、越州、越北、越山、越土、後越、奥後越之後州など諸書に見ゆ。ひなさがる越路、ひなさがる越の國しなさがる越、科坂在越之國、雲路の早き越路、はるく越の浦里、思ひ越路、八面目やほ行く越の濱、ゑつちら越後、こしのしりへの國等諸書に見ゆ(刈羽郡案内)

上世遠僻の地、いまだ王化に順はぬ各酋長が據て專領せし劃内の地を、高志のくに頸城のくにと名けて、皆一國の形なりしを、後にも其まゝ用ゐて、越前、加賀、越中、越後など國分せしより、其國內の郡と云ふものに成し、にて、譬へば一村字何々と云ふ地が有し如きものなりけん。かゝればこそ頸城の國造、高志の國造と云ふをもて知

るべし。殊に崇神成務の御世には、頸城、刈羽、魚沼、三島四郡の地は、越中の地にもあらず、越後の部にもあらず、一郡々は一國の如き趣にてありしなるべし、故頸城國造は、破間川、信濃川、(古は染川とも云しこと、古き俗歌に残れり)大略東の界とし、輿板より出雲崎までの山脈を、北の界として、右の司とり云々。(栗田氏)今の北陸道は大かた古の高志の國なり。惟ふは高志郡こそ三越路の原にして出雲崎は其都邑に當れるか。

以上掲げ來れを諸説に依つて見るに、如何に出雲崎が、越、高志、古志のそれに偶然の關係にあらざるかを想見するに足る。而して古の古志は、國名にあらずして、人種の名なるを記憶すべし。今更に三島郡に就いて見ん。

三島郡と出雲崎

刈羽郡の東北に位し、小山脈を以て相限り、信濃川の左岸に當り、西北の一隅は海洋に面す。現今四町三十九ヶ村を總べ、輿板を治所とす。然れども地形の當然より云へば、古志郡々内の四村(芹川以下)を本郡に併せ、本郡の南端なる片貝、塚野山等の八村を割きて、北魚沼郡に歸せしむるを可とす。今の三島郡は、古の三島郡と全く、相異なる也。古の三島は、今の刈羽にして、今の古志郡の西部なり。故に西古志郡、又西越庄の稱號のこる。此地は、中世山東郡の私稱あり。寛文中幕府國郡の稱呼を正したる時、改めて三島となすも、稱呼は舊によりサントウと云ふ。國郡沿革考云ふ、戰國の際、古志郡西方の地を割て、山東郡と稱す、和名抄、古志郡大家郷は、延喜式大家驛の地にして、蓋し今の出雲崎ならん。寛永二年牧野駿河守忠成に賜へる領地目録に、山東郡と載せ、又十一年松平越後守光長に賜へる目録には、「頸城魚沼二郡一圓刈羽三島二郡内」云々と載す。寛文中に至り、山東を改め、三島となす。按ずるに山東の郡號は、刈羽郡より其山丘の東方をば呼ひて山東と云へるに起るか、他に徵證すべきものなければ、未だ定め得ず、阿波徵古、河波國鮎川郡八幡社什物經卷奥書

執筆越 州三東郡大積之保東方善應寺住侶宗雄惡筆(中略)至徳元年極月日

戰國以前、早く山東の號あるを知る。或は三島郡の東邊を割き、三東と云へるにや疑

へど、出雲崎、寺泊、桐原等の地の古志郡内たること、明白なれば、三東の疑惑も、其理由なし。明應六年檢地帳に、山東郡高梨と載す。又下桐原村の檢地帳に、

慶長二年丁酉西古志郡下桐原村御檢地帳深澤分中使新介

慶長三年七月山東郡西古志郡之庄内、下桐原村御檢地帳、周防彌左衛門、速水久左衛門云々

とあり、慶長年中には、山東、西古志の二名を連呼して、一郡頓奇態に屬す。(西古志郡島崎城廓と云ふことは、建武三年文書に早く見ゆ)

大家郷 和名抄古志郡大名郷は、今出雲崎の邊を指せり。延喜式にも、大家々驛々馬五疋とありて、多岐驛と伊神渡（こしかみ）の中間なれば位置推定すべし。されば寺泊、島崎など後世、西越庄と云はれしは、此郷域と見做すを得ん。又大家とは、其語意より推せば、古志郡の首里大邑にして、官宰の居りしより起れる名稱とす。

大家驛趾は、必定、後の出雲崎とす。井の鼻の橋屋と云ふ家は、近世まで出雲崎の宿の長と呼ばれしは、古驛の遺習にや、式社考證に、小池氏大家驛は、今の妙見驛也、

大家三宅は、同義なれば、一地とすとあるは、甚誤れり。驛路の次第に合はず。大

合方云、佐毘樂古志郡司無位大宅臣等之家傳 天武天皇時奏上之元は大己貴命神方胸の中痺の満て患苦 食物を吐者に與ふ、狹比毛知の神之を傳云々(乙の大宅神

は蓋此地の在名に因る、狹比毛知神祥ならず)(此篇吉田東伍氏に據る)

天正二戊年、上杉謙信の時、公製せし越後地圖には、刈羽郡見えす、悉く三島郡なり。

又山田、郷本、大和田、寺泊、野積、間瀬邊の海瀕村々は、屬馬郡とあり。又天和三亥年檢地帳には、佐橋莊、鶉川莊、長橋莊、小國保杯の内に、三島郡と書きし村もあり。

又鶉川莊、劔野村に延喜式内三島神社あり、或書に刈羽郡は、慶長の末、松平忠輝所領の頃より置れしも中絶せしに、貞享以來更に一般公稱すと、又岩船郡岩船神社の鰐口を見るに、嘉吉二年越後國刈羽郡檀那道右近五郎と銘あり。之を以て按ずるに、足利將軍義勝の頃、すでに刈羽郡を稱へしも、天正の頃郡名を廢し、三島郡に合しけるを復古せしと見へたり。又往古は沼垂郡ありて、今は無し。又正保年中より享保の頃まで、三島郡太田莊、神谷莊村々の内にては、山東郡と書けり。之は當時其領主の三島

權現を崇敬せられし故に、三島と書くを憚られしと云ふ。(温古の榮)

刈羽郡の名始めて記録に見えしは、南北朝時代にて、延元二年正月付(南朝正平十二年)鎌倉覺園寺寺領記載の文書に、越後國刈羽郡植生保云々とあるを古しとす。同時一面には、古志の一部を或は西古志郡と稱し、(建武三年正月付色部文書)又三東郡と稱したり。(至徳元年極月日阿波結川八幡社藏經文與書)按ずるに建武中興の際、或は郡稱復舊のことありたらんも、因襲の久しき尙ほ依然莊名を唱へ、(中世以後莊園の數増加す、刈羽郡にては大神庄比角庄の如し)偶々郡名を呼ぶも、莊郷保名を冠し、然らざれば文字を誤認したるが如し。刈羽郡の如きは、實に刈羽と稱する一郷名を冠したるにて、三東の如きは、三島の音讀誤認に出づ。是より私稱刈羽は、或は苅羽又は刈輪刈和等の字を以て、三島の音讀誤認は、三東又は山東の字を以て、慶長の始に及び。慶長三年の春、上杉景勝會津に移り、堀秀治越前より轉じ來るに及び、新郡名を停止して、舊名に改めしめ、苅羽郡復舊して、三島郡となる、後慶長十五年堀氏國除かれ、松平忠輝來りて再び刈羽郡の名を興すと雖も、郡界未だ分明ならず、正保二

年松平光長支配職たりし時、幕府によりて最寄領主相議して三島、刈羽、古志、蒲原の界を定め、以來刈羽郡と公稱す。(片山主水隨筆)是より先き、寛永二年幕府牧野忠成に賜ひし領地目錄に、山東郡の稱あり。寛永十一年松平光長に賜ひし領地目錄に、山東の稱あるを見れば、忠輝以後、尙ほ音讀濫稱の行はれしを知る。片山主水隨筆には、三島の正稱を記しあれば、三島郡の稱呼も同じく正保以後に正されしものか、降りて貞享二年より元録十四年まで、即ち稻葉正通在任の時、刈羽郡又三島郡と稱せしことあり。所在記録に存す、金子謹三郎氏及び山田霜筍翁等の考に、是れ領主稻葉氏本姓越智にて、伊豫の出、三島神を氏神とせる故に、舊稱三島を其預り地たる刈羽に改稱せしめたるならん、至當の説なり。然れどもこは勿論公稱に非ざる也。(此篇松木徳聚氏に成る)

以上往古は三島、三東、山東と記せしが、其郡號の因つて來る所、或はサントウの音讀誤認か、或は刈羽郡より其山丘の東方にあるを以て山東と呼びしか、或は三島郡の東邊を割き、三東と呼びしか、或は地領主の三島權現を崇敬せられし故に、三島と書

くを憚かりしか、吾人は是非の判断は暫く措き、慥かに往古三東、山東の稱ありしは、古記に徴して煌なり。三島の郷と和名抄に見ゆるは、今の船橋村一面の地、太古湖水或は沼地たる折り島地の形状をなせしが。故に此稱ありと、附近に三島神社を祭祀す、或は三島名稱の由來、此の邊より來りしには非ざるなきか。

公料及私領

元和平治以後、領主地頭の更迭にて、管轄轉變に罹りしは、繁雜に亘るを以て記さず、文政度より慶應の末度に至るまで、連綿せしは、公料長岡領、與板領、村上領、桑名領、上の山領、稻葉領と班雜す。最も多きは、公料にして、長岡領、與板領、之れに次ぐ、公料は本郡出雲崎及び脇野町に支配所あり。上の山領は、同七日市に、桑名領は刈羽郡柏崎に、村上領は蒲原郡三條に、出張所あり。長岡領、與板領、稻葉領は直轄なり。維新明治元辰年六月より舊長岡領村々は、古志郡長岡民政局に、舊公料村々は、出雲崎民政局、及び魚沼郡小千谷民政局に、舊桑名領、舊稻葉領村々は、出雲崎民政局及び柏崎民政局に附し、與板領、上の山領、村上領は従前の如く、該藩直轄及び其出張所に附す。同二巳年舊長岡領と舊公料の内片貝最寄、脇野町最寄の村々は、更に脇野町民政局に附す。同三午年七月脇野町民政局廢れてより、與板領、上の山領、村上領の村々を除くの外は、一般柏崎直轄となる。同四未年三月以上三領の村々も、柏崎縣に附す。此時全郡同管轄となる。同五申年八月郡區改正に際し、本郡を第二大區とし、村々を十七小區に分つ。此時庄屋、組頭、横目或は百姓代杯村三役の名義を全廢し、更に戸長、副戸長と改稱す。此時町四、與板、出雲崎、尼瀬、寺泊、村二百七十三ヶ村なり。同六酉年六月、柏崎廢縣、新潟縣へ合併し、二大區を改め、新四大區と改稱す。時に従前の戸長副を廢し、更に公撰の戸長を置く、同年九月區劃改正に際し、第三第四第五第六第六大區の内へ編入となる。此頃町村追々協議の上、分離及び合併するありて。同十二年二月の調査に確定せし、町四小名廿八、村二百卅一此内無民戸日一同十二年四月廿八日郡區改正の際、本郡の内、信濃川東に散在する前島、青島、水梨、青山、大島、川邊の六ヶ村を古志郡へ、蒲原郡の内全川西に在る脇川新田を本郡へ編

入せり。改正町四、村二百廿六此戸内無民十九同年六月之れを十二組に分つ。所謂與板組、脇野組、田尻組、七日市組、大村組、深澤組、片貝組、不動澤組、尼瀬組、船橋組、島崎組、寺泊組とし、郡役所を與板に設置す。同廿二年三月市町村制の施行に際し、地利の宜しきに隨ひ、古志郡高本柳作十郎古新田、前野、雨池寺寶能下西野北野青島の内突島の村々を本郡へ、本郡脇川新田堺村の内底江を古志郡へ、與板村の内海老を南蒲原郡へ編入し、改正新町村町四、村三十九と定め、従前の村名を大字とす。地圖は全國の中央にして、南北に長く、東は概して信濃川を界とし、古志郡に密着す。南は北魚沼郡、西南は刈羽郡、北は西蒲原郡に接し、西北は海に瀕す。東半部は平坦にして、西半部は山多し。地味は平均上等に位す。幅員縦九里強、横四里強、面積三十六方里六分高反別租税は慶應二寅年各領圖調査免定高六萬五千六百卅三石四斗八升二合反別八千七百九十五町七反八畝廿六步六厘御竿入反別也租米二萬八千二百六十六石五斗三升六合八勺永二貫五百四十文四分柏崎縣明治六年五月地券成功の節、従前反別八千八百六十町五反二畝十三步八厘、此實田畑宅地山林原野不定地荒地濱草水地反別一萬七千三百

六十七町八反五畝廿八步、外に公有地は山二百二十二ヶ所、林四ヶ所、郊原九十六ヶ所、濱七ヶ所、税外地は社四百九十一、寺百十九、墓二百七十七ヶ所、郷藏卅二ヶ所、高札場二百十ヶ所、溜江百十四ヶ所、血取場四十一ヶ所、以上反別除之新潟縣明治九年十月地券成功(方今の分)耕宅地一萬三千八十八町九反六畝十五步、山林原野其他二萬九百八十二町四反一畝十九步合反別三萬四千七十一町三反八畝四步外に官有地反別除之戸數人口天和二戌年の調査戸九千五百餘戸、口五萬千餘、慶應二寅年の調査戸一萬四千九百餘、口七萬六千餘、明治四年の調査戸一萬六千六十七、口八萬九千七百七十六也。今左に出雲崎附近の町村の所領屬を示さん。

◎は舊公料 □は舊與板領 ●は舊村上領 ○は舊桑名領 ◎は舊上の山領 ×は舊小島谷領 △は舊藏王の權現領印を附せざるは長岡領なり公料とは幕府の領にして私領とは諸侯旗本下士等の領と云ふ

- 夏戸村 ○田頭村 ○大和田村 ○郷本村
- 志戸橋村 ○山田村 ●明ヶ谷村 ●松田村 } 北西越村
- 西越の莊内北部に據る
- ◎西島崎村 ●東島崎村 ○島崎の古稱 島崎村
- 小島谷村 ×小島谷村 □阿彌陀瀬村 □
- 若野浦村 □下富岡村 □圓藏寺村 □北中 } 小島谷村
- 村 □日野浦村 ○梅田村 ○曲田村
- 高森村 ○高月村 ○坂や谷村 ○落水村
- 籠田村 ○村岡村 ○邊張村 ○邊張村 ○村田村
- 北組 ○吉田村 □村田村

○村田の里稱に據る

- 柿ノ木村□高畑村□吉川村□久田村
- 瀧野村○馬草村○乙茂村○藤卷村○
- 神條村○澤田村○大寺村○上中條村

西越村

○西越の莊内中部に據る

- 田中村○船橋村○稻川村○市野坪村
- 豊橋村○小木村○相田村○常樂寺村

八手村

○西越莊内南部八ヶ村の合併に據る

- 諏訪町○伊勢町○稻荷町○岩船町○

尼瀬町

勝見村

- 住吉町○石井町○羽黒町○鳴瀧町○

出雲崎町

- 大釜屋村□小釜谷村□大門村□小竹
- 村□米田村○川西村○山谷村○松本村
- 別ヶ谷村○上野山村○立石村○山中
- 村○吉水村○桂澤村

中越村

出雲崎代官所の變遷

出雲崎公科代官所の變遷を尋ぬるに、出雲崎はもと海岸鎮衛の爲め、文明年中國主上杉家より陣屋を置かる。文祿二巳年より、佐渡國鑛山の支配所を兼務す。慶長三戌年

三月同家會津へ移封の後、國の支配職、堀左衛門督秀治より陣屋を置き、重臣前羽庄左衛門(當初就役の姓名のみ逐次の姓名は略す以下同じ)を代官役とし、最寄五萬三千

石餘の地方を扱はしむ。同十五戌年領主松平上總守忠輝より香西夕雲齋を代官役とし、

最寄六萬石餘の地方を扱はしむ。元和二辰年八月更に公儀より高田小次郎を代官役とし、公料となりし従前の地方を扱はしむ。此時出雲崎と尼瀬を兩町に分けらる。屋敷

高、山高、濱高合七百九十三石五斗七升五合の内、三百七十六石七斗七升五合を出雲崎町、四百十六石八斗を尼瀬町とし、内百石宛、宿役高を免除す。寛永二丑年松下勘

左衛門代官役の節、陣屋を尼瀬町地方へ移轉せしと雖も、舊に依り出雲崎陣屋と公稱せり。享保九辰年閏四月より古志郡長岡城主牧野駿河守忠壽の預り所と成り、同家よ

り重臣九の里孫左衛門を出雲崎奉行役とし、三島、古志、刈羽の三郡内公料二萬四千石餘の地方を扱はしむ。此時舊陣屋を廢し、假りに出雲崎羽黒町山腹(舊跡を城の腰

と云ふ)出張所を設く、卅七年の間也。寶曆十辰年六月より頸城郡高田城主榊原右京太夫政敦の預り所と成り、同家より重臣伊藤與次右衛門荒木惣兵衛を出雲崎奉行役と

し従前二萬四千石の地方を扱はしむ。同十三未年九月公議より、直に風祭甚三郎を代官役とし、舊陣屋を再興し、三島、古志、蒲原、刈羽、頸城の五郡内、最寄公料七萬石餘の地方を扱はしむ。出雲崎代官所と改稱し、頸城郡川浦、三島郡脇野町、蒲原郡

水原等に出張所を設く。明和年中より出雲崎代官所支配高は五萬石を局度とし、以上は當分預り所の例と定められ、斯くして以來明治維新前まで連綿せり。出雲崎へは毎年御貸米と名け、藏米の内四斗四升入七百俵づゝ是を宿役人間屋馬さし漁業者（たら場漁船卅二艘一艘九人乗定 丸木漁船五百十三艘一艘三人乗定 へ定目安にて分割す、凡そ年代價位の安直段を以て翌年六月中無利息取立となる古例なりしと云ふ。

出雲崎御陣屋御支配御名前順

春日山城主

慶長三戌年迄

十九年

一上杉彈正大弼謙信公

春日山三十五萬石

長尾信濃守爲景之子上杉輝虎也

堀左衛門督様内御代官

天正六年三月十三日卒去

一赤羽庄左衛門様

同斷

慶長三戌戌年

一ヶ年

一上杉中納公景勝公

同斷

謙信姉婿長尾越前守政景之子天

一奥田茂左衛門様

正八辰年前後

慶長四巳亥年同七寅年迄

四年

同斷

御公儀御代官始る

一西村六兵衛様

一高田小次郎様

慶長八壬卯年同十二未年迄

五年

九年

同斷

一松下勘左衛門様

一堀甲斐守様

慶長十三戌申年同十四酉年迄

二年

寛永二乙丑年同三寅年迄

二年

高田七十五萬石

一乙畑半右衛門様

松平上總介忠輝卿内御代官

大谷清兵衛様

大田久兵衛様

寛永四丁卯年同五辰年迄

二年

飯川八郎左衛門様

一近山五兵衛様

慶長十五甲戌年同十七子年迄

三年

設樂長兵衛様

同斷

寛永六巳己年同八未年迄

三年

一香西夕雲齋様

一設樂源右衛門様

慶長十八壬丑年元和元卯年迄

三年

近山五郎右衛門様

水原等に出張所を設く。明和年中より出雲崎代官所支配高は五萬石を局度とし、以上は當分預り所の例と定められ、斯くして以來明治維新前まで連綿せり。出雲崎へは毎年御貸米と名け、藏米の内四斗四升入七百俵づゝ是を宿役人問屋馬さし漁業者（たら場漁船卅二艘一艘九人乗定 丸木漁船五百十三艘一艘三人乗定 へ定目安にて分割す、凡そ年代價位の安直段を以て翌年六月中無利息取立となる古例なりしと云ふ。

出雲崎御陣屋御支配御名前順

春日山城主

一上杉彈正大弼謙信公

慶長三戌年迄

十九年

春日山三十五萬石

堀左衛門督様内御代官

一赤羽庄左衛門様

慶長三戌戌年

一ヶ年

同斷

一上杉中納公景勝公

同斷

一奥田茂左衛門様

慶長四巳亥年迄

四年

謙信姉婿長尾越前守政景之子天

正八辰年迄 前後

同斷

一西村六兵衛様

慶長八壬卯年迄

五年

同斷

一堀甲斐守様

慶長十三戌申年迄

二年

同十四酉年迄

高田七十五萬石

松平上總介忠輝卿内御代官

大田久兵衛様

一飯川八郎左衛門様

慶長十五甲戌年迄

三年

同十七子年迄

同斷

一香西夕雲齋様

慶長十八壬丑年迄

三年

御公儀方

御代官始る

一高田小次郎様

元和二丙辰年迄

九年

寛永元子年迄

一松下勘左衛門様

寛永二乙丑年迄

二年

同三寅年迄

一乙畑半右衛門様

大谷清兵衛様

寛永四丁卯年迄

二年

同五辰年迄

一近山五兵衛様

設樂長兵衛様

寛永六巳己年迄

三年

同八未年迄

一設樂源右衛門様

近山五郎右衛門様

寛永八未年方
寛文四辰年迄
三十四年

一設樂權兵衛様

寛文五辰年方
同七未年迄
三年

一設樂孫兵衛様

寛文七未年方
元祿十三辰年八月迄
三十四年

元祿十三辰年八月迄

三十四年

一馬場新右衛門様

一長谷川庄兵衛様

元祿十三辰年八月方
同十四巳年迄
二年

元祿十四巳年八月方
正徳二辰年迄
十二年

一鈴木八右衛門様

元祿十四巳年八月方

正徳二辰年迄
十二年

一龜田三郎兵衛様

高田

正徳三巳年八月下旬
享保六丑年八月迄
九年

享保六丑年八月迄

一鈴木小右衛門様

享保六丑年八月方
同七寅年八月迄
二年

享保六丑年八月方

一拓植兵太夫様

享保七寅年八月方
同九辰年五月迄
三年

享保七寅年八月方

長岡

一牧野駿河守様

牧野民部少輔様

牧野駿河守様

御預地

享保九辰年五月廿日方

寶曆十九辰年九月迄

三代にて
三十七年

一榊原式部大輔様

御預

寶曆十辰年九月方
同十三未年九月迄
四年

寶曆十辰年九月方

御代官

一風祭甚三郎様

寶曆十三未年九月方

安永四未年六月晦日迄

十三年

一關川庄五郎様

安永四未年六月晦日方

同六酉年八月迄
三年

一風祭甚三郎様

安永六酉年八月方

天明四辰年六月十八日迄

八年

川浦

一竹垣庄藏様

水原

一小笠原友右衛門様

立會別廉當分御預所

天明四辰年六月十八日方八月八日迄

日迄

一羽倉權九郎様

天明四辰年八月方

同八未年迄
五年

高田

一榊原式部大輔様

當分御預所

天明八申年五月十八日方

寛政六寅年二月廿八日迄

七年

脇野町

一山田茂左衛門様

別廉當分御預所

寛政六寅年二月廿八日方六月廿日迄

一御勘定所御直御支配

寛政六寅年六月廿日方

同十二申年八月十四日迄

一比留間助左衛門様

寛政十二申年八月十四日方

文化二丑年六月五日迄

石瀬

一佐藤友五郎様

別廉當分御預

文化二丑年六月五日方十一月五日迄

白川

一松平越中守様

御預

文化二丑年十一月五日方

同十二亥年九月朔日迄

一佐藤忠右衛門様

文化十二亥年九月朔日方

文政四巳年正月廿七日迄

一野田斧吉様

文政四巳年正月廿七日方

同十二丑年八月十五日迄

一林金五郎様

文政十二丑年八月十五日方

天保二卯年七月廿八日迄

三年

一竹垣善作様

天保二卯年七月廿八日方

天保三辰年八月十二日迄

二年

脇野町

一和田主馬様

別廉當分御預

天保三辰年八月十二日方

同年閏十一月廿六日迄

一年

一野村彦右衛門様

天保三辰年閏十一月廿六日方

同六未年五月廿八日迄

四年

一青山九八郎様

天保六未年五月廿八日方

同十三寅年十一月廿一日迄

八年

一篠原彦次郎様

天保十三寅年十一月廿一日方

安政二卯年八月十八日迄

十四年

一高木清左衛門様

安政二卯年八月十八日方

同五年四月廿八日迄

四年

水原

一福田所左衛門様

別廉當分御預

安政五年四月廿八日方五月廿七日迄

七日迄

一北條平次郎様

安政五年五月廿七日方

文久三亥年六月廿八日迄

一石神彦五郎様 六ヶ年

文久三亥年六月廿八日
元治元丑年二月廿八日迄

三ヶ年

川浦

一大草太郎左衛門様

元治二丑年二月廿八日
閏五月廿八日迄

別廉當分御預

一大竹左馬太郎様

慶應元丑年閏五月廿八日
七月廿一日迄

川浦

一大草太郎左衛門様

當分御預

同丑年七月廿一日
十月迄

四十二

當分御預の處御場所替被仰付
同年十一月御代官所相成候

一大草太郎左衛門様
慶應元丑年十一月
同三卯年二月晦日迄

三ヶ年

水原

一篠本信之助様

慶應三卯年二月晦日
七月廿日八迄

一甘利八右衛門様

慶應三卯年七月廿八日

一民政局

慶應四辰年七月廿二日
但越後府 長岡管轄

四月より

知府事 四條侍從様

九月御改元明治元年

明治二己巳年正月より

新潟府 四條様

三月廿五日新潟府被廢候て

越後府 水原

壬生少將様

八月八日越後府水原被廢

同年十一月より

柏崎縣管轄

推知事 新庄作左衛門様

正六位

明治四辛未年六月十四日

當御出張所止

一柏崎縣出張所

四十二

當分御預の處御場所替被仰付
同年十一月御代官所相成候

一大草太郎左衛門様
慶應元丑年十一月
同三卯年二月晦日迄

三ヶ年

水原

一篠本信之助様

慶應三卯年二月晦日
七月廿日八迄

一甘利八右衛門様

慶應三卯年七月廿八日

一民政局

慶應四辰年七月廿二日
但越後府 長岡管轄

四月より

知府事 四條侍從様

明治二己巳年十月より

同四辛未年六月十四日

當御出張所止

陣屋取毀相成候

一新潟縣

明治六年癸酉六月十日より

明治八年乙亥六月

一警察所 建築

明治十二卯年

一出雲崎警察所廢せらる

同

一與板警察所出雲崎分署になる

同三島

一郡役所 與板町に設置

區制の變遷

四十三

明治五年壬申八月柏崎縣管内五郡を九大區に別つ三島郡其一に居る一區毎に長副を置く柏崎縣廢止となり新潟縣に合し明治六年七月正副大區長を廢し毎小區に戸長一名を置く六年九月大小區の改正行はれ越後を分ちて二十四大區となし更に分ちて小區を二百二十九區となす八年戸長を小區長各組用掛を戸長と改む九年七月小區長を廢し大區に大區長毎小區に副大區長を置く明治十一年七月第十七號布告を以て郡區町村編成法の規定を定められ毎郡に郡長を置き區に區長町村に戸長を置くこととなる

尼瀨町

檢斷

一野口彌平氏

明治五年八月廿日辭職

同見習

一野口眞太郎氏

同年九月二日辭職

年寄

一八木又次氏

同年六月辭職

年寄

一山崎十平氏

同年八月廿日辭職

同

一青木彦藏氏

同

同

一石井六郎氏

同

出雲崎町

年寄

一山本伊織氏

同

一高島周左右氏

同

一本間健一郎氏

明治五年九月二日指令

戸長 熊本與六氏

同 相田多門太氏

副戸長 平田彌平氏

明治五年八月廿八日より

第二大區長 小島谷村

一久須美三郎氏

但し第一小區より八小區に至る

明治六年

出雲崎町

戸長 山本伊織氏

同 高島周左右氏

同 本間健一郎氏

副戸長 永瀧與三郎氏

同 鳥井善次氏

同 關川金八氏

同 永原啓一郎氏

同 内藤甚十郎氏

同 原篤三郎氏

尼瀨町

戸長 熊本與六氏

同 相田多門太氏

副戸長 平田彌平氏

明治六年六月十日付太政官達

柏崎縣を廢し新潟縣の管轄となる

元柏崎縣

大區長

同副

戶長

同副

同年七月付を以て解任

元柏崎縣

村町惣代

目明

其他堰守用水番等一切の村小役人

七月付一同廢役申付けらる

新潟縣になり改正

第四大區

勝見村

小一區

尼瀨町

四十六

出雲崎町

井鼻村

上野山村

戶長 平田彌平氏

用掛

一 番組 佐藤啓次氏 勝見村

二 番組 野口眞太郎氏 尼瀨諏訪町古新

田町十一月十九日より佐野又平

三 番組 佐藤吉太郎氏 同諏訪町二丁目

四 番組 八木又次氏 同諏訪町

五 番組 熊本與一郎氏 同伊勢町

六 番組 相田多門太氏 同稻荷町岩船町

七 番組 鳥井善次氏 出雲崎住吉町

八 番組 渡邊吉十郎氏 同石井丁十一月

より永原啓一郎

九 番組 山本伊織氏 同二丁目

十 番組 永瀧與一郎氏 同羽黒町

祠堂

山本伊織氏

十一月二十五日被爲命

明治八年

第四大區小一區 五ヶ村

戶長 平田彌平氏

八月二十日判任十五等給格小區

長と改稱

用掛

一 番組 佐藤啓次氏 勝見村勝見村

二 番組 田中小太郎氏 尼瀨町諏訪古新

田

三 番組 佐藤吉太郎氏 同諏訪二丁目

四 番組 八木又次氏 同諏訪町

五 番組 熊本與一郎氏 同伊勢町

六 番組 相田多門太氏 同稻荷町岩船町

七 番組 鳥井善二氏 出雲崎町住吉町

八 番組 永原正三郎氏 同石井町

四十七

柏崎縣を廢し新潟縣の管轄となる

元柏崎縣

大區長

同副

戶長

同副

同年七月付を以て解任

元柏崎縣

村町惣代

目明

其他堰守用水番等一切の村小役人

七月付一同廢役申付けらる

新潟縣になり改正

第四大區

勝見村

小一區

尼瀨町

祠堂

山本伊織氏

十一月二十五日被爲命

明治八年

第四大區小一區 五ヶ村

戶長 平田彌平氏

八月二十日判任十五等給格小區

長と改稱

用掛

一 番組 佐藤啓次氏 勝見村勝見村

二 番組 田中小太郎氏 尼瀨町諏訪古新

田

三 番組 佐藤吉太郎氏 同諏訪二丁目

四 番組 八木又次氏 同諏訪町

五 番組 熊本與一郎氏 同伊勢町

六 番組 相田多門太氏 同稻荷町岩船町

七 番組 鳥井善二氏 出雲崎町住吉町

八 番組 永原正三郎氏 同石井町

四十七

柏崎縣を廢し新潟縣の管轄となる

元柏崎縣

大區長

同副

戶長

同副

同年七月付を以て解任

元柏崎縣

村町惣代

目明

其他堰守用水番等一切の村小役人

七月付一同廢役申付けらる

新潟縣になり改正

第四大區

勝見村

小一區

尼瀨町

祠堂

山本伊織氏

十一月二十五日被爲命

明治八年

第四大區小一區 五ヶ村

戶長 平田彌平氏

八月二十日判任十五等給格小區

長と改稱

用掛

一 番組 佐藤啓次氏 勝見村勝見村

二 番組 田中小太郎氏 尼瀨町諏訪古新

田

三 番組 佐藤吉太郎氏 同諏訪二丁目

四 番組 八木又次氏 同諏訪町

五 番組 熊本與一郎氏 同伊勢町

六 番組 相田多門太氏 同稻荷町岩船町

七 番組 鳥井善二氏 出雲崎町住吉町

八 番組 永原正三郎氏 同石井町

四十七

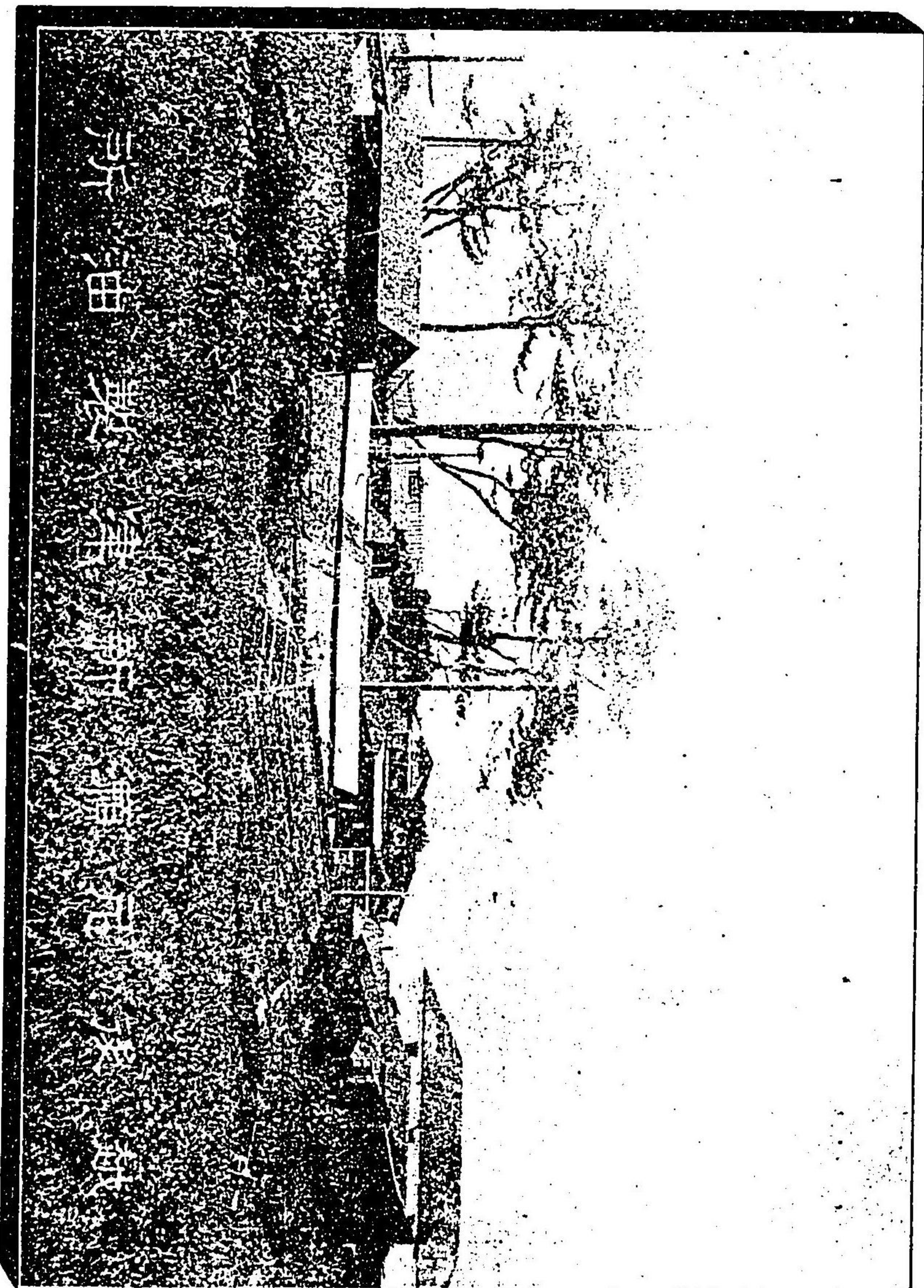
九番組 永原鹿太郎氏 同石井二丁目
 十番組 永瀧與三郎氏 同羽黒町
 十一番組 關川金八氏 同中町
 十二番組 内藤甚十郎氏 同下町

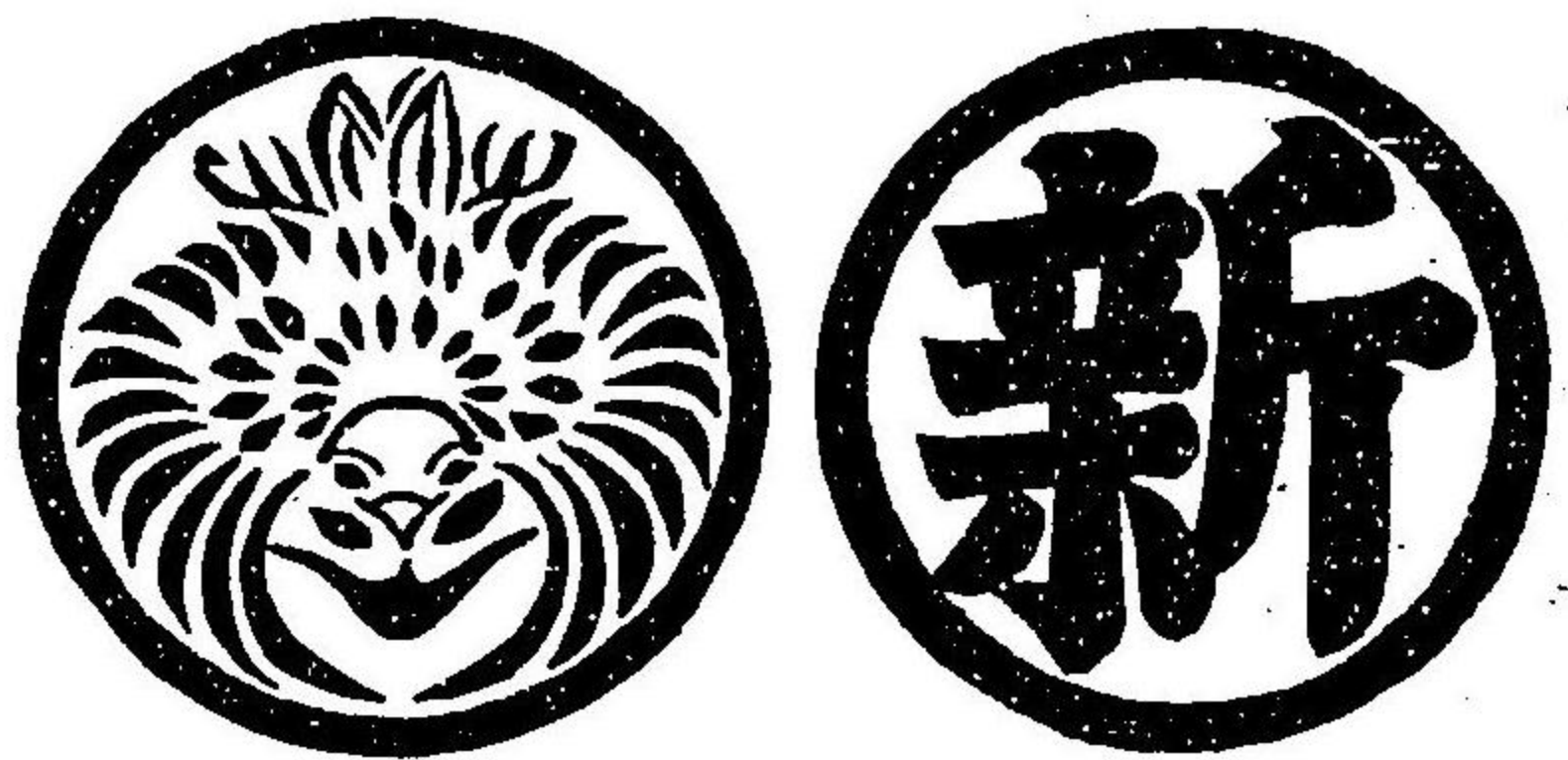
十三番組 本間健一郎氏 同鳴瀧町
 十四番組 高島周左右氏 同木折町
 十五番組 佐藤三次郎氏 井の鼻上の山

明治八年八月廿日組合改正に付

一番組 三十八戸 佐藤啓次氏 勝見村
 二番組 二百六十七戸 熊木與一郎氏 尼瀬町
 三番組 二百三十九戸 相田多門太氏 同
 四番組 二百七十五戸 佐藤吉太郎氏 同
 五番組 百七十五戸 武子彦次郎氏 同
 六番組 二百三十八戸 渡邊吉十郎氏 同
 七番組 百八十戸 鳥井善二氏 同
 八番組 百九十六戸 高島友二氏 同
 九番組 二百七十七戸 内藤甚十郎氏 同
 十番組 百八十四戸 佐藤三次郎 井の鼻上の山
 八月廿日付 自今戸長は小區長用掛は戸長と改稱

但戸長は等外四等格
 明治九年





火止石油

機械油

製造販賣

本店

三島郡出雲
崎町尼瀬

新津恒吉

工場

中蒲原郡
新津町

新津第三製油所

第四大區小一區

小區長 平田彌平氏

九年二月十日準官等十五等

戶長 準等外四等

一番組 佐藤啓次氏 勝見

二番組 熊木與一郎氏 諏訪中町陣屋町

八木又次氏 氣樂町

三番組 相田多門太氏 諏訪町伊勢町

四番組 佐藤吉太郎氏 稻荷町岩船町

後任 永原茂平次

五番組 武子彦次郎氏 住吉町

六番組 渡邊吉十郎氏 石井丁同二丁目

七番組 鳥井善次氏 羽黒町

改正

六番組 永瀧與三郎氏

八番組 高島友二氏 羽黒町下組

九番組 内藤甚十郎氏 鳴瀧町木折町

十番組 伊藤喜平氏 井の鼻上の山

更正九番組 同人忞喜一郎氏

吉十郎辭職後出雲崎町五組の處四組

に改正

明治十年

第四大區小一區五ヶ町村

大區長 山田權左衛門氏

副大區長 平田彌平氏

小一區受持七月九日辭職準等外

十五等

戶長 準等外四等

一番組 佐藤啓次氏

二番組 八木又次氏

三番組 相田多門太氏

四番組 永原茂平次氏

五番組 武子彦次郎氏

六番組 永瀧與三郎氏

小一區より小五區迄受持
衛生取締兼學區取締 渡邊吉十郎

尼瀨町

十二年より十五年迄で
諏訪町戸長 加藤直重氏

十五年より十七年迄で
同 伊藤太造氏

十二年より十四年迄で

伊勢町稻荷町岩船町戸長 永原信輝氏

十一年第四大區小一區三番戸長申付らる
相田勝三郎氏

十四年より岩船町稻荷町伊勢町戸長申付らる
十七年伊勢町外三ヶ町一ヶ村戸長申付らる
二十二年四月尼瀨町長に當選三十三年三

七番組 高島友二氏
八番組 内藤甚十郎氏
九番組 伊藤喜平氏
小三區受持副大區長 久須美秀三郎氏
當分小一區受持兼務七月十三日付
明治十一年
大區長 山田權左工門氏
小區長 久須美秀三郎氏
一番組 戸長 佐藤啓次氏
二番組 同 八木又次氏
三番組 相田多門太氏
十一月五日夜死後後任勝三郎
四番組 永原茂平次氏
五番組 武子彦次郎氏
七番組 高島友二氏 八番組兼務
九番組 伊藤喜平氏 井の鼻上の山

月退職
三十四年尼瀨町長に當選三十七年三月三十一日退任

出雲崎町

十四年より十九年迄
戸長 高橋甚作氏
十九年より二十年迄
同 山本 轍氏
二十年より三十三年迄
戸長町長 金澤金尾氏
三十三年より三十七年迄

町長 鳥井儀資氏
二十二年より三十七年迄
助役 高島良助氏
三十七年四月一日より町長事務取扱者
三島郡書記 名倉一雄氏
藤田利孝氏

兩町合併後

三十七年七月二日認可
町長 鳥井儀資氏
同 相田勝三郎氏
助役

出雲崎の現況

地勢及疆域氣候

北一面は日本海に瀕し、西は刈羽郡石地町に隣り、南東は入手、中越、西越の各村に接す、大小の丘陵は、全市を壓せんとして、街區狹長唯一條の道路あるのみ。之れ即ち北陸國道にして、上は石地より、下は寺泊に通ず、道程坦々たり。井の鼻より與板に通ずる縣道あり。其他、大小の里道は、到處に貫通縱横す。濱岸は砂地にして、低けれど、街區は沖積層にして、稍々高し。

氣候

氣候は概して温暖にして、冬季と雖も降雪少く、尺餘に積ること、甚だ稀なり。去れど十一月頃より二月迄では、所謂寒の中と稱して、北風吹き荒み、匠寒にして連日密雲天を鎖し、日光を洩らさず、唯寒風雨雪の窓外に威を逞ふするのみ。華氏寒暖計三十四五度を上下し、寺泊よりは風當り稍々少し。夏季は三伏酷熱の候と雖も、九十度に昇るは稀なり。日中は海面の冷氣を送つて、爽快を覺え、夜中は俗にアラシと稱して、山氣を吹き、爽冷を覺ゆ。殊に夜間濱邊は、蚊軍の襲來少く、蚊帳を用ゐずして、安眠するを得、まことに避暑地海水浴地として適所なり、春夏に風雨少く、秋冬に風雨多し。

職業

村部は一般耕耘に従事し、沿海部は多く漁業を營む。尼瀨には農業工業に従事するもの多く、出雲崎には、漁業商業に従事するもの多し。尼瀨住民中、村部に土地を有するもの多き所以なり。近頃町内にて養蠶に従事するもの漸く多き傾向あり。女子の職業は、一般に乏しく、養蠶、日雇、針仕事等に従事す。日雇の中には、小使となるあり、石油箱運送に従ふあり、荷車の後押するあり、米搗あり、駄賃取あり夏分は鱒油搾するあり。近來バテンレースとやら流行す。

地味

村部は肥沃にして、殊に河川少なきを以て、水害の憂なく、穀物、野菜果物饒く。尼瀨南瓜は、縣下の特産たり。

産物

今昔の物より尋ぬるに、越後風土考にまげ物は、尼瀨出雲崎にて製造す。越後産業調

(天和三年記)に飯器は、三島郡の海岸に製造す、一名をメシツと云ひ、飯圖と書く。民間他行に糧を携ふる要具なりと、越後土産に出雲崎ふり、鱒でんぶ等とあり。町部は海魚を第一とし、石油海草類あり。村部は穀物、野菜、薪木、木炭を産出す。

現今の産物

魚類、石油、酒、醬油、海草類、鱒でんぶ、烏賊切漬、梨子、南瓜、芋、蒟等なり

區劃

出雲崎町

尼瀬

勝見村、諏訪町、伊勢町、稻荷町、岩船町、

出雲崎

住吉町、石井町、羽黒町、鳴瀧町、木折町、二荒町、井の鼻村

廣袤

尼瀬

全町村 出雲崎

東西二八町七間

一里一九町

南北一〇町

一〇町

人口

三三五六人 男 一六二一人

一〇一四五人 男 五〇一六人

女 一七三五人

女 五二二九人

面積

一六〇町六反一畝二三歩

一九五町六反四畝五歩

戸數

六五三戸

一七一七戸

地價

四八五八三圓三三一

七九三〇四圓五一六

一戸當地價 七四圓四〇〇

(明治卅八年四月調査)

市町村經費

五十六

| 収入 | | 支出 | |
|-----|----------|------|----------|
| 地價割 | 三九〇、〇〇〇 | 土木費 | 三五、〇〇〇 |
| 戸別割 | 五三七一、四三〇 | 勸業費 | 一九、〇〇〇 |
| 其他 | 七七七、五〇〇 | 衛生費 | 三二八、〇〇〇 |
| 計 | 六四三八、九三〇 | 郡費負擔 | 五六、四二〇 |
| | | 其他 | 七八二、三一〇 |
| | | 合計 | 八六〇五、一八〇 |
| 教育費 | 五六二一、六〇〇 | | |
| 役場費 | 一七六二、八五〇 | | |

(明治卅八年四月調査)

氣風

古來當町歴史上の人物を窺ふに、詩人の如き、學者の如き、僧侶の如き、世間脱俗の徒には、尠からざる人傑を出せしも、世間の花とする慷慨家、政治家、實務家の輩少し。之れ天然の然らしむる所にして、土地狭く、而かも天産に餘裕あり、加ふるに山

水共に悠々、氣候又た温和、故に住民に峻烈の氣薄く概ね溫柔篤實、寧ろ超世間的にして、風流自適黙坐瞑目、天地自然の靈美を味ひ、以て餘生を樂まんとする多きが故に、古來より當町の住民にして、蓆旗竹槍の大活劇を演せしことをきかず、良寛、臈齋、大忍、勝圓、鐘山の如き詩人は多し。まゝ、以南の如き、慷慨家、權之助の如き活動家、あるも之れ異數のみ。現今亦然り、

當町住民の氣風、概して積極的、活動的、建設的ならずして、消極的、沈靜的、守舊的なり。従つて政治的熱に乏しく、之が爲めに切齒扼腕、身を抛ち、家を忘れ、人の爲に難を排し、粉を摧く底の志士なく、覇氣の鬱勃たるなく、血精の見るべきなし。故に何事も時代後れ也。一國の大勢に注目するが如き極めて少く、偷安なり、姑息なり、當町の如きは、寧ろ金を溜めて住む地なり。之れ迄で何等の改良進歩を見ず。

此の一小區域の出雲崎住民の性情、之を概看すれば斯くの如し。更に之を仔細に觀するに、海と陸と、厄瀬と舊雲浦と、男と女との別亦多少の相異なしとせず、居は氣を移し、地は俗を易ふるの譬にもれず、陸の人と海の人と、其間多少の氣質性格を異に

五十七

せるが如し。海人とは海上生活を主とする漁人、即ちナヤガタなり。彼等の血氣なる者に於ては、概ね殺伐の風を尙び、教育少く、腕を鳴らし、聲を大にし、肩を聳かし、露脚裸躰を何とも思はず、喧嘩を以て花とし、剛腹不遜、禮に倣はず、兒戯に等しく、邪念邪惡割合に少く、随つて思想感情亦た單純なり。之れ恐らくは平生風浪と戦ひ、自ら筋骨を鍛錬し、精神を鼓舞するに歸因する也。其陸の人と云ふは、陸上生活をなす人、即ち紳士紳商より小商人、労働者と云ふ、所謂オガド之なり。彼等は漁人に比し、柔順にして、概して辭禮を解し、沈着なり、多少の教育もありて、腕力よりは、辯口身装に重きを置き、従つて其思想隱健復雜なり半面より見れば惡ごすき也。

一步を進めて、尼瀬と雲浦、即ち上町と下町との氣風は如何ん。兎角古來より軋轆多きは、此の兩町なり。仔細に觀察するに、敢て其間人種の差異なきも、もつれ多きは兩町なり。今之を善よりと惡よりと、具体的に抽象的に、比喻するに、一は柔順なり、一は剛腹なり、一は輕率にして、一は頑固なり、一は柔にして温、一は強にして簡、一は櫻の爛漫たるが如く、一は梅の凜烈たるが如し、一は世才子を出し、一は正直者

を出す、一は横着にして、一は露骨なり、一はハイカラなり、一はパンカラなり、一は三百代言的人物を代表し、一は破落戸的博徒を代表す、一は狡猾にして、一は執拗なり、一はかぼちやで清酒を飲む人物を出し、一は肴のから買つて濁酒を飲むの人物を出す、故に一は節儉家多く、一は奢移者多し。一は頭をなぐられても得とれ、一は頭をなぐつて損す、人望家は尼瀬に多く、勢力家は雲浦に多し、進取的なるは尼瀬にして、舊守的なるは雲浦に多し、一は理性家多く、一は血性家多し、尼瀬には金持多く、雲浦には貧乏人多し、一は活動的にして、一は沈靜的なり、一は積極的にして、一は消極的なり、雲浦は尼瀬を罵り、雲浦又尼瀬を難す、どうしても兩町は一致の實をあげ難きか。地を接し、所を同ふし、而かも氣風の異なる斯くの如し。此の比喻固より一々肯綮に當るとは云ひ難きも、又當らずと雖も遠からざるを信す。

更らに男女は如何ん、女子は能く働くの風あり。中以上のお神さんにして、其身装は紺つつばうなり。中以下は更に根強く、精強く、腰骨逞しく、天秤を肩にし、蠻鳥を脊にし、荷車を押し、漁船をのぼす、男と共に働く、之れ他國に見ざる現象也。由來

越後女亭主を養ふとの評あり。然れども、上流社會に至つては、水仕事する位が、關の山、多くは無爲徒手か、或は花器でも手にして、遊ぶと云ふ様なり。里謠あり尼瀨の女子衆は尻つが太いなかたね棒しなく、おら茄子はどでいの。と。

交通及運輸

尼瀨港出雲崎港 當町には兩港ありて、共に船舶投錨に便なり。風烈しければ、皆な佐渡に逃る。

汽船和船の航海は三月より十一月の間、北海道行汽船の航海あり。帆船及和船は、時を定めず、上は大阪、神戸、孰賀、伏木より酒田、青森、函館等の航路あり。近くは直江津、柏崎、佐渡、寺泊等なり。

海上保険 日本海上保険株式會社の代理店あり。

陸上運送 石地、椎谷、宮川、荒濱を経て、柏崎に通ずる運送馬車通す。

陸上各線 上は柏崎、直江津に通じ、下は久用、山田郷、本、寺泊、彌彦、岩室、赤塚を過ぎて、新潟に達する國道あり。井の鼻より分岐して、上中條、澤田、藤巻を経

て、與板に通ずる縣道あり。どう山越とて、小木山麓を越え、關原長岡に達する近道あり。澤田より、劍が峰を越えて、脇之町に達する道あり。其他大小幾條の里道は到處に縦横す。

附近町村への里程

| | | |
|--------|--------|-------|
| 柏崎へ七里 | 宮川へ三里半 | 椎谷へ三里 |
| 石地へ一里 | 寺泊へ四里 | 彌彦へ七里 |
| 新潟へ十六里 | 與板へ四里 | 長岡へ七里 |
| 關原へ四里 | 脇三町へ三里 | |

官衙及公署

出雲崎町役場

明治卅七年四月までは、尼瀨及び出雲崎の兩町に、各役場ありしも、兩町合併より一となり、現岩船町に在り。戸長時代よりの町長を列記すれば、尼瀨町にては、加藤直

重氏、伊藤太造氏、永原信輝氏、相田勝三郎氏なり出雲崎にては高橋甚作氏、山本轅氏、金澤金尾氏、鳥井儀資氏なり現町長鳥井儀資氏、助役相田勝三郎氏なり

出雲崎分署

出雲崎字住吉町に在り、明治八年七月尼瀬町野口家借受け三號出張所開設明治十年出雲崎警察署と改稱明治十二年五月出雲分署となる開設以來の戸長は小田知風氏、成田澤人氏、中野政利氏、島津房親氏、戸井平四郎氏、野尻信夫氏、池端次郎吉氏、郷澤貞氏、大野辰造氏、吉岡福藏氏、現太田重三郎氏なり。

長岡裁判所出雲崎出張所

出雲崎字木析町に在り。

出雲崎郵便局

出雲崎字羽黒町に在り。現局長阿部泉氏とす。尼瀬町及井の鼻に兩無集配局あり。

病院

出雲崎驅徴院、出雲崎石井町橋屋にあり、院長長井橋造氏なり。

山崎醫院

尼瀬稻荷町山崎良石氏、

尼瀬稻荷町内藤久徴氏、

高橋醫院

出雲崎住吉町高橋常作氏、

出雲崎住吉町鳥井眼科醫氏、

佐藤醫院

出雲崎羽黒町佐藤暢氏、

建物

慈娼妓裁縫傳習所 明治三十八年創立、慈善事業として建つ。經營は勿論貸座敷營業者の負擔なり。毎日午前十時より十二時迄での二時間とす。

パテントレース練習所 明治三十九年創立、尼瀬に加藤直重氏及春日製油所にて、毎日數十名の練習者ありて、日に隆盛に赴くと。

出雲崎石井町に雲瀬座の劇場あり。

團體

會名

會長

事務所

尼瀬土曜會

尼瀬尙武會

相田勝三郎氏

出雲崎俱樂部

鳥井儀資氏

出雲崎尙武會

鳥井儀資氏

出雲崎修養會

日蓮宗正法會

押見春溪氏

甲辰會

出雲崎漁業組合

各宗講中

實業親友會

理髮組合

尼瀨高等小學校同窓會

長谷川善作氏

湯屋組合

新聞雜誌

時報 明治三十八年十二月初號發刊、經營者佐藤清三郎氏編輯人西澤新次氏なり。

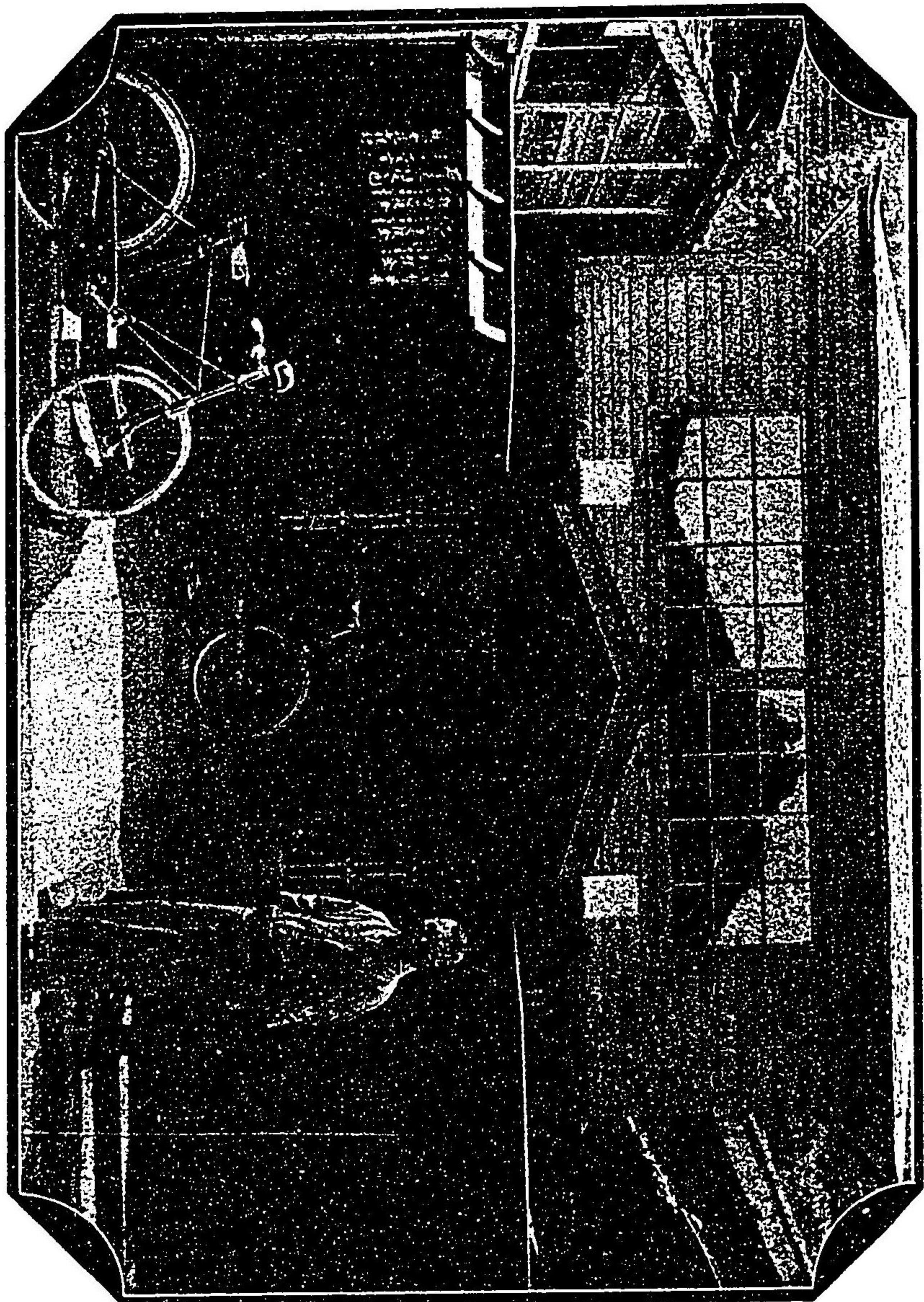
出雲崎新誌 明治三十九年三月初號發刊、經營者西澤、池田兩氏なり。

會社及銀行

日本石油株式會社
尼瀨坑場

本社は明治廿一年の創立にして、初は尼瀨町に在りしが、明治卅二年七月刈羽郡大淵村に移る。資本金二百五十萬圓、專務取締役内藤久寛氏なり。全國屈指の一大會社なり。現尼瀨に機械掘六坑と手掘十坑を有す。

寶田會社
尼瀨出張所 當町には機械掘五坑と、手掘七坑を有す。



國の銀行總社

◎銀行一般ノ業務誠實迅速ニ取扱申候

新潟縣三島郡出雲崎町大字尼瀨

株式會社 北越銀行

全町大字羽黒町

全出張所

東京小倉坑場 當町に二坑を有す

イントルナショナルウイロンパニー坑場 當町に機械掘四坑を有す。

春日製油場 當町最始の製油所にして、製造力四十石。

愛志組第四製油所 製造力二十四石。此他二三小規模の製油所あり。

山岸合名會社 製油、委託賣買を以て縣下に轟名せしが今は本店を新潟に移し、尼瀨を出張所となす資本金一萬五千圓積立金七萬圓

株式會社北越銀行 尼瀨稻荷町に在り、後ち岩船町に移轉す明治廿九年十一月の設立、資本金八萬圓、取締役永瀧文作氏、山岸喜藤太氏、鳥井儀資氏、近藤平八氏、とす。

拂込高六萬二百九十五圓、諸積高金二千八百圓、諸預四萬千八百七十一圓。

北越銀行出雲崎出張所 出雲崎字羽黒町に在り、主任木原龜三郎氏とす。

株式會社與板銀行出雲崎出張所 出雲崎字石井丁に在り、明治卅一年八月創立、資本金十一萬二千五百圓、

學校沿革

六十六

昭代の運運、今や如何なる寒村僻地と雖も、呷唔の聲を聴かざるなし。而かも日に月に學運の進歩、益々著しく、當町も既に一尋常小學校と一尋常高等小學校の設立を見るに至り。學齡兒童の如き、年々其數を増加す、又以て廢すべき現象なり。然るに當町維新前の教育の狀態は如何に、寺兒屋と云ふものありて筆道算道の一端を教へしのみ、今維新前の學校と小學校の由來變遷を示さん。

舊幕府領代官所學校取調書

名稱 行餘館

所在 尼瀨町善照寺境内、

沿革 舊幕府代官篠本彦次郎、儒學を尊崇し、有志をして、修學せしめんと欲し、嘉永六丑年所領内有志の醜金を以て、校舎を建築し、尋で儒を聘し、有志子弟を教授す、後三年代官轉任以來閉校。

教師 備後國阿部伊勢守儒員宮原壽太郎

教則 教科用書は、經書及和漢、歴史類

一日一回教師經を講ず、其他素讀に至りては、助教師之を授く、但し助教師は、生

徒中より撰擇して、教師之を命ず。

職名 教師、助教師

俸祿 教師の俸給は、代官自辨にして、其他は領地内寄附金を以て給せしと云ふ、其額今不明なり。

職員 教師、助教師、給仕、其他校中の事務は、當時尼瀨名主年寄等交替勤務、

生徒概數 寄宿生凡そ二十名、通學生凡そ三十名、但し各自費束修謝儀なし、

學校經費、有志寄附金と、代官の自費とを以て、支辨せしと云ふ、其額今不明也。

代官臨校 一ヶ月凡五回臨校して、講義聽聞あり、學校建坪凡二十五坪

所在地 尼瀨諏訪町

塾主氏名 川端武右衛門

兼て教へし學科筆道の外、子弟の望により讀書、算術を教ゆ。

教師の數 男一人

六十七

生徒の概數 男九十人、女三十五人

授業の順序 いろはを了へ、名頭町村名より、日常往復文を學ばしめ、兼て讀方を授く。

習字本及讀書用書 習字本の目次

いろは、名頭、町村名、寺子教訓書、商賣往來、消息往來、庭訓往來

讀書科用書

古狀揃、庭訓往來、三字經、孝經、唐詩選、小學、四書、五經、文選

學習年限 凡二年より四ヶ年半まで

束修謝儀 共に定規なし。

塾主の身分 習字師を以て、專業とす。

沿革及雜事 文政三年に始め明治二年に閉づ、其間の沿革記すべきものなし。

舊寺子屋取調書

所在地 尼瀨岩船町

塾主氏名 本多智賢

兼て教へし、學科専ら筆道のみを授く。

生徒の概數 男七十人、女二十人

授業順序 いろはを了へ、名頭町村名より日用往復文を學ばしめ、兼て讀方を授く。

習字本目次

いろは、名頭、町村名、寺子教訓書、商賣往來、消息往來、庭訓往來

學習年限 凡そ二年より四ヶ年半まで、

束修謝儀 共になし

塾主の身分 僧にして、餘暇を以て授業す。

沿革及雜事 文政十一年に創め、明治四年に閉づ、其間沿革の記すべきものなし

調査の年代、明治四年

十六年八月 (佐藤吉太郎)

町立尼瀨尋常小學校沿革

學校名稱所在地及設立年月

七十

明治五年四月始て舊民政局跡に於て、漢籍を教授せしが、之れ本校の淵源にして、明治六年學政の改正に従ひ、小學校と稱し、同七年一月尼瀨町大字諏訪町第七百二十九番地に新築、單に尼瀨校と稱す。明治九年三月不幸祝融の災に罹り、拮据經營、同年八月更に新築落成せり。爾後學政の改正により、明治廿年五月十四日設置認可を得て、尋常科尼瀨小學校と稱す。同廿五年より町立尼瀨尋常小學校と稱す。

學區組合町村

學區組合は、明治七年一月の新設にして、當時出雲崎(明治七年八月廿四日開校)及び井の鼻(明治七年十月四日開校同十年七月新築)は、當尼瀨校の附屬にて、假館なりしが、明治十年二月出雲崎校は分離獨立し、井の鼻は明治十八年五月四日學區改正に依り、自ら分離するに至れり。

明治廿年五月十四日、學令の改正により、設置區域は、尼瀨町及勝見村となり、第廿五小學區なりしが、町村制實施に際し、勝見村は尼瀨へ編入せられ、即ち當町のみ設置區域となる。

尼瀨高等小學校の沿革

明治二十六年五月十八日尼瀨町及八手村の一町一ヶ村にて、本校設立の許可を得、翌二十七年七月九日光照寺の假校舎に於て、開校、是れ本校の始めにして、組合立尼瀨高等小學校と稱せり。翌二十八年七月十五日、從來の一町一ヶ村の組合を解きて、更に二町三ヶ村の組合に擴張し、且同七月十五日四ヶ年課程の許可を得て、翌二十九年四月より、實施したる爲に、假校舎に狹隘を告げ、同二十九年三月十五日、隣接の念相寺を借り、四月七日より、一學年の授業を開始す。當時生徒數、百九十八名なりき。是より生徒益々増加し、到底假校舎にて十分收容し能はざりしを以て、校舎新築の儀唱導せられ、敷地踏査すること數回、舊組合を解きて、更に新組合を組織するに及び、屢々困難に遭遇せしが、二十八年遂に現地位に決定するに至る。二十九年十二月、略々工事竣功せしを以て、同月六日新築落成式を擧ぐ。同月十四日より新校舎に於て授業せり。

七十一

其後組合立尼瀬高等小學校は、明治三十四年五月十五日限りにて、解除し、更に尼瀬尋常小學校の一部を同校舎に合併して、町立尼瀬尋常高等小學校と稱するに至る。從來組合なる町村は、尼瀬に依托することとなる。同三十五年校舎を増築し、舊尋常小學校を全部引拂ひ、茲に全く現校に收容せり。同三十七年四月尼瀬出雲崎の兩町が、出雲崎といふ名のもとに合併したるを以て、前きの兩町は、一團となりて、本校の爲に力を盡す義務を負ふことなれり。

明治三十年前後は、石油事業の隆なる時代なりしより、本校の資本金は、石油事業家が、其收得石油高の若干分を納付するの約なりし、而して當町は之を善償して、町村共有金となす。凡そ本校の創業費及新築費等、悉く之より支辨したりと云ふ。今や兩町合併以來、出雲崎尋常高等小學校と名稱を更へ、尼瀬諏訪町高燥の地に壯大なる校舎を有し、生徒數男女合せて五百五十名を收容す、現校長長谷川善作氏。

出雲崎尋常小學校沿革

名稱

明治六年創立の際は、小學と稱し、同七年には尼瀬校附屬出雲崎校と稱し、同十年に至り、分離獨立して、單に出雲崎校と稱し、同二十年四月尋常科出雲崎小學校と稱し、二十五年四月より出雲尋常小學校と稱す。

明治三十七年四月一日、尼瀬出雲崎町合併の結果、一旦解校の法義により、同年十月十五日附新名稱出雲崎尋常小學校の通知あり。

所在地

明治六年六月、出雲崎町羽黒町第六十二番地光照寺を以て、假校舎に充つ、爾來入學生日に増加し、管に教授の不便を感じるのみならず、教場狹隘にして、立錫の餘地なし。是を以て町内重立諸氏相議し、明治十一年三月費舎新築に決し、寄附金を募集す、其敷地は出雲崎町字旅屋敷四十二番にして、競争入札を爲せしに、七百圓にて當町小林松太郎に落札す。然るに適々北越御巡幸の公布あり、出雲崎町は行在所の御豫定なれば、新築の校舎を以て、之れに充てんと欲し、工匠を増し、晝夜造作せしめて、以て新築費千二百圓を要し、豫算額に超過すること全く五百圓にして、其不足の金額は

地價割を以て之を支辨せり。

校舎は行間十二間、梁間六間にして、左右に梁間五間に奥行八間宛の兩袖あり。恰も門字形の如し、其結構の壯麗なること、當時縣下に屈指の校舎なりとの稱あり。二階共教場總坪數百八十餘坪あり。

同十四年三月廿七日、校舎は祝融の災に罹り、蕩盡せるを以て、同年四月九日出雲崎町石井町多聞寺を以て假校に充つ。

同十六年四月十六日假校を羽黒町福巖寺に移す、同廿年十月一日假校を石井丁第五十三番地山本伊織宅に移す。

假校舎は狹隘にして、教育普及の目的を達する能はず、是に於て議員諸氏相議り、同廿三年一月字旅屋敷に再築することに決し、其費額は金六百廿六圓十七錢九厘にして、寄附金と地價割とを以て、之を支辨せり、同年十一月落成す。

同年十一月廿二日落成式執行

同卅四年校舎狹隘なるを以て、大字羽黒町に再築することに決す。其費額六千九百十

九圓四十六錢四厘五月十五日に起工し、三十五年二月に落成す。

同卅七年四月一日、尼瀬出雲崎町兩町廢合の際、法律の結果として、本校は一旦消滅し、同年九月三十日檢地位置現在の通り指定せらる。

井の鼻分教室

明治十六年迄、尼瀬學校の分校たりしが、同十七年より獨立となりたり。同十八年六月小學校組合町村の改正に付て、出雲崎町羽黒町外四ヶ町及び久田井の鼻の二ヶ村を以て、學校組合指定せらる。同廿年一月卅一日付にて、縣令第十一號を以て、尋常小學校設置區域及位置相定められ、同年四月廢校となりて、出雲崎小學校へ編入せらる、久田井の鼻村の生徒、通學の不便を感じるより、願濟みの上、同年十月出雲崎小學校の分教場の認可を得、同廿二年六月十四日付にて、縣令甲第七十二號を以て、小學校設置區域及等科位置を改正せられ、尋常科出雲崎小學校井の鼻分場となり。同廿五年四月より出雲崎小學校分教室となりたり、明治卅年四壹月四日廢止。

明治六年六月設立、假開校、同七年尼瀬町平田彌平副大區長たるを以て、當町と協議

を遂げず、密に尼瀬校を以て本校となし、出雲崎校を其附屬となしたり。
同九年一月兼て尼瀬校と分離獨立の議を文部省へ請願し置きたる處、十年一月に至り、
分離の認可を得、全く獨立して分離開校をなしたり。

卅七年四月尼瀬出雲崎兩町廢合の際、法律上の結果として、一旦消滅し、同年十月五日
設立完備し、同十五日開校の通知ありたり。

今出雲崎尋常小學校と稱し、生徒數男女合せて五百四十三人、現校長を久須美南強氏
となす。

海事及漁業

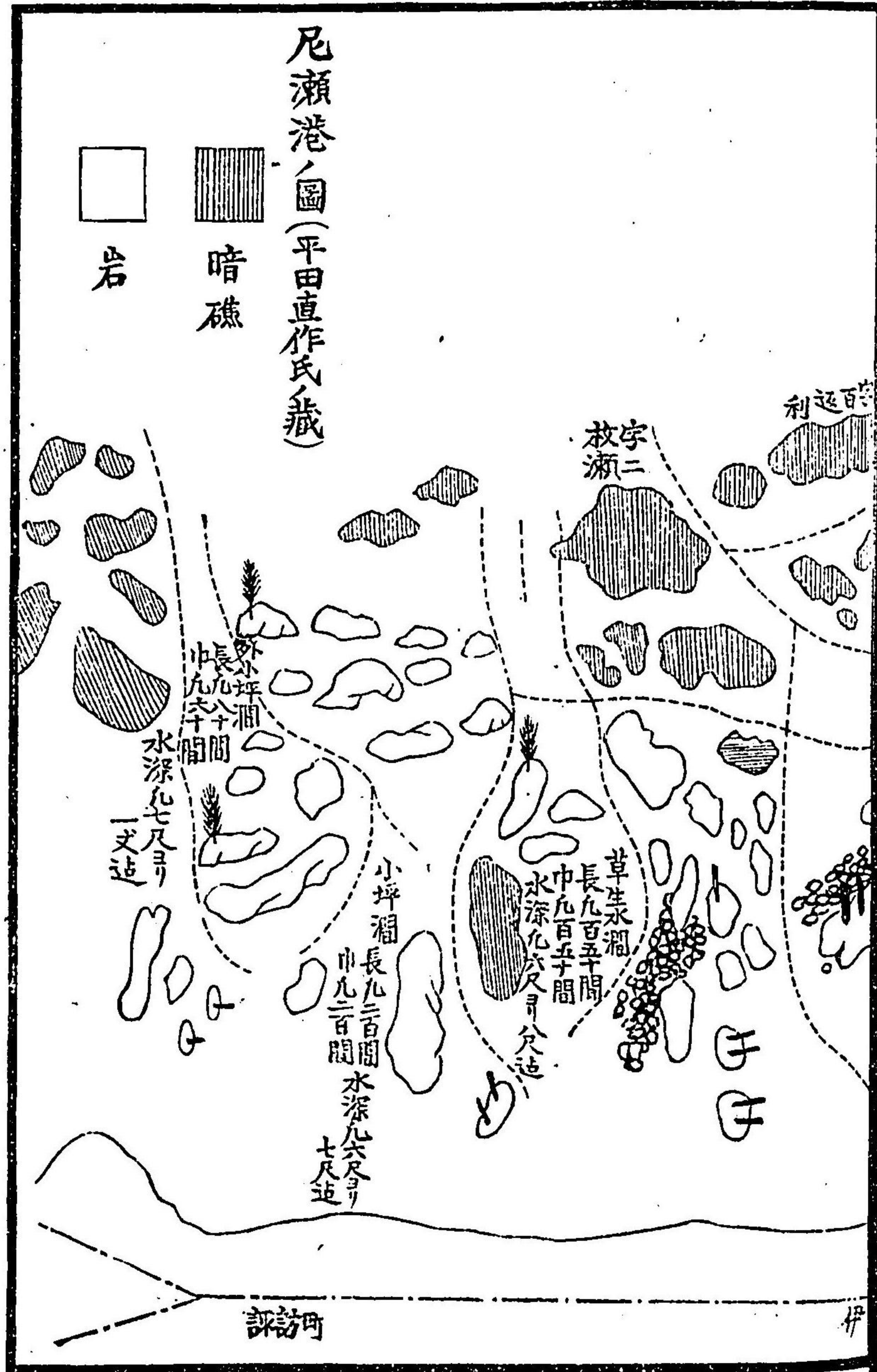
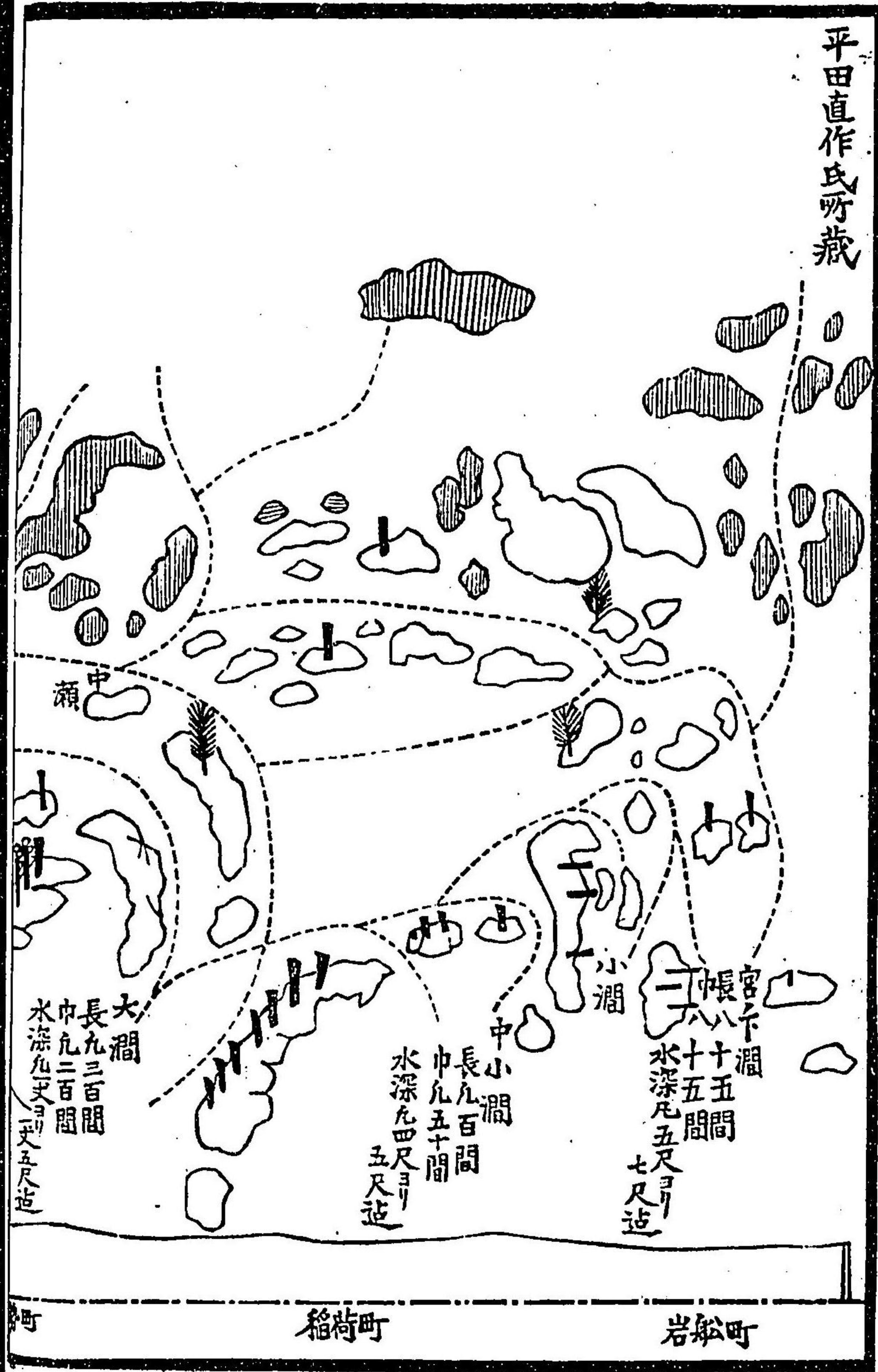
海岸

越中國境市振驛より出羽國境府屋驛までの海濱は、頸城、刈羽、三島、刈羽、岩船の
郡に渡り、凡八十有餘里、西北の方を擁し、荒海なり。南海と異りて、潮汐の干満も
なく、只折節少しく搖動する而已。尤も春夏の間、潮汐の干る時もあれど、定まれる
時刻なし。三月より九月(舊曆)までは、海上静かにして、船の往來も意安し。十月よ
り二月までは、波風荒く、遠き船路を乗り難し。行程長き浦澳なれば、大小の船に乗
りて、世を渡るあり。鹽を焼て身を過ぐるあり。漁りに活計を送るあり。又七里以内
の海底に、大口魚といへるは、一段低く川筋の形にて、深き所なり。大に魚の居る故
に名付けたり。

港・灣

尼瀬港は、弘化年中熊木氏の築港にかゝると口碑に存す。伊勢町裏の大澗を以て良港
とす。長凡百間巾凡二百間水深凡一丈より一丈五尺迄とす。他に外小坪澗(長凡八十間
水深凡七尺より一丈迄)小坪澗(長凡二百間水深凡六尺より七尺草迄)生水澗(長凡百五十間
水深凡六尺より八尺迄)中小澗(長凡百間水深凡四尺より五尺迄)宮の下澗(長凡百五十
間)水深凡五尺より七尺迄)

出雲崎港は、東西五町四十間、南北三町廿間、深き干潮一丈二尺より九尺に至る、磯
際より沖の方乾の方に暗礁あり。西北の二方岩あり。船が、り東北の風に宜しく、西



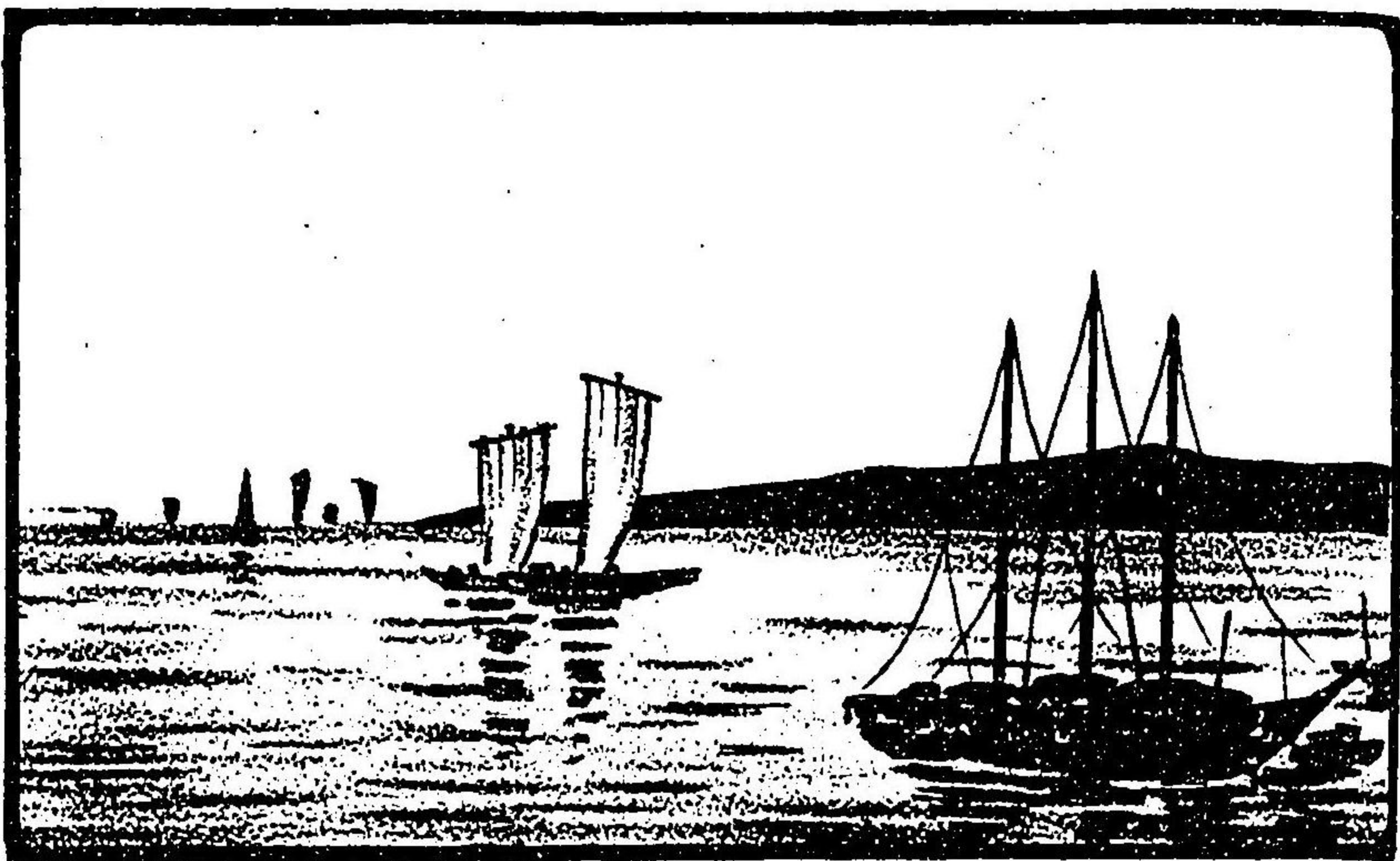
南の風に悪し、築港の年月未詳なり。

船の入口と及び方角

船舶の入口は、尼瀬に「コッポロ」と「上の口」とあり。出雲崎に「下の口」と「井の鼻口」の凡て四筋とす。コッポロに入らんとするには日本會社の常燈とタカムネの頂上を併せ見て入る。上の口は竹の小路澤に薬師山の目賭として入る。下の口は布袋屋の小路の先きに多聞寺の門を目標として入る。井の鼻口は常夜燈を望んで入るものとす。

漁業場

出雲崎濱の漁業場は、同地より未申へ出で、刈羽郡椎谷の正西に當る。守門嶽、彌彦山、米山、小木古城山の峰に方位を定め、夫れく細密の境界あり、沖シエラと云ふ處を、漁場の果とし、佐渡漁場との境なり。出雲崎の磯邊より七里、中シエラは四里、ナギサシエラは三里、之を鱒場と云ふ。沖シエラは海底薬研の形にて、深さ八十尋あり。毎年二百十日よりシエラ漁始まる例なり。前以て桐の生木の皮を去り、數十本筏の如く編て、シエラ場の海上へ繫を附て流し置くに、其木一面に一種の小蟲群生す、



新問屋 伊 堀 所 寶 販 空 托 出 貨 所 魚 新 漁 船 取 扱 國 油 共 同 販 賣 所

金澤市下堤町
 〇九一石油合名會社の事業は
 新潟縣一手取扱致居候
 越後出雲崎尼瀬港

本店 谷川平藏
 支店 谷川分店

金澤九一石油合名會社出張所
 新潟市下大川前通四丁

海底のシエラは、之れを喰はんと浮むを、釣にて捕ふ。又鱈魚は陰曆十月朔日より始るを例とす。鱈は鰕の卵をうみつけるを喰はんと、深底より段々浮かる来るを、釣にて捕ふ。其鱈場に生ずる蟹の雌を漁せざるを例とす、捕ふる時は、鱈の不漁を來たすと云へり。鱈は秋の彼岸より、春の彼岸まで「ヤス」突にて捕ふ。其他は漁せざるを古例とせり。此魚は目の見えざるものと云ふ。ハタ／＼は立春より二百廿日目に必ず來る。鱈は一種の網にて、鱈は建網、引網、流網の三種にて、海栗、鰕等は手操網にて捕ふ。

又漁餌に用ふる概略を記するに、鳥賊は鳥賊。蛸は蟹。蟹は蛸、鯖、アナゴ、八ッ目、等は鳥賊。鯖、君魚、銅頭、石首魚等は鳥賊。鯖、八ッ目、鮫は鯖。鱈は鳥賊。蛸、鮫、八ッ目、鯛、鱧、鱒、等は鳥賊。小鯛は鳥賊岩蟲。鯉は鯖、八ッ目。河豚は鯖、鳥賊。華臍魚は蛸。之伊良は鳥賊、河豚。キスは鳥賊、アナゴなり。春秋の候鮭鱈を漁す。餌は鳥賊と八ッ目なれど、鉤針は異製のものを用ふ。又魚類に因つて、鉤針七種あり。漁餌の鳥賊は、油漬にして用ふ。故に悪臭甚し。伊胡、石花菜、陟釐、

穂帯菜、海蘆神馬草海麥の海草類は、竹竿の先きに、鉤を付て引揚ぐる也。刈羽郡石地より三島郡間瀬村に至る海岸は、豊之濱組合と稱し、漁業用具等は大概同一なるもの也。

漁夫の種類

磯見と漁士(りやうし)とす。磯見とは多く陸岸近き所に漁し、漁士は遠く離れて漁するの別あり。漁家の男子は、毎夜漁に出で、日中在宅の時間睡眠に就くを例とす。出雲崎邊にては、此時入口に戸を少し開き、内より筭を立置き、來人を固辭する標示とす。之れを筭立と名く、同寺泊邊にては天秤棒を戸に立て、置く、之を棒立と名く。又頸城郡邊にては、蕪菰を立置く、之を菰立と云ふ。現今は斯の如き習慣廢れり。濱浦一般漁家の老幼とも、男子は何れも赤染の横鼻輝を用ふ。之れ船に乗るを業とする故に、白き者より垢見えす、若し水に溺るゝ時は、其體の早く見ゆる爲なり。即ち習慣となり、西頸城郡地方にては、船に乗らざる業者も赤染を用ふる由。

暗礁及澗口

海上附近の暗礁は、其數無量にして、到底一々之を記する能はざれば、其中の主なる名稱を記さん。

尼瀬より出雲崎に至る

沖の方に「はすがたに」(五十間許)「めぐり岩」(五十間許)「いすぐり」(二十間許)「さめせ」(しむなぐり)「さかせ」(なへせ)「むじま」(にめんせ)「(百間許)「たまいは」(やごりさせ)「にせじま」(大澗)

「たじいみ」(しちやせ)「(百五十間許)たけのこじ」(三百間許)「ごんご」「はなるせ」「沖かじや口」(岡かじや口)「あなせ」(ほうと岩)「はなるせ」(さんぶし岩)「なが岩」(としの松岩)「はりまのなが岩」(たましま)「せさる」(しやせ)「まくり」(大澗のはと)「こはと」「いひのひら」(二百間許)「じころ」(いらいじ)「よしがけ」(おひら)「ちかやたをし」(かこめせ)「じよんけん」

「しや岩」(びじろ)「みそのまら」「はなるせ」(しんばさか)「(二百間許)「みそつぶし」(なが岩)「はすめ岩」(さめづら)「すばな」(岡のひら)

船の入口は四筋あり。悉く西より東に向ふの線をなす。尼瀬の方「こつぼ口」とて、はすがたに、いすゞぐりの間を通りて、岸に達す。次は上の口とてさめせ、たじいみ、の間を通りて、おまのはとに達す。次に出雲崎の下の口にして、たけのこじ、いけのひら、の間を通りて、おうまのはとに通ず。次は井の鼻口にして、いけのひら、しやいはの間を通りて、さめづら、すなばの間を通ず。難破船の最も多き所は、下の口にして、元のさやと稱する暗礁に乗り上げるは、舵機を摧き、轉覆すること多し。

漁業及船の歴史

出雲崎の海魚、何れも美味、中にも鱈を名高とす。故に寛永九年より、將軍家へ公達するの書附を渡さる。是を御證文と云ふ、

此鱈越後出雲崎江戶御本丸御臺所迄急度可相届者也

寛永九申

大藏印

伊賀印

信濃印

讃岐印

右宿々中

御用船

野口家の御用船明細帳に見ゆる船名九艘曰く嘉福丸、長久丸、景福丸、大慶丸、大觀丸、永昌丸、永保丸、神風丸、長泰丸とす。

佐渡奉行交迭

奉行交迭の渡海は、行きに寺泊よりし、歸りは出雲崎に上る例なり。此時は夥多の出船を以て、之を迎ふて甚だ賑かなり。

尼瀬町差出明細帳に載する所

大澗

草生水澗

宮の下澗

一港澗圍
六ヶ所

小澗

石浩梓並石
積共六ヶ所

小坪澗

外小坪澗

字大澗圍

石浩梓

但長八十間餘
巾二十間餘

八十五

字同 所

八十六

石浩梓

但長五十間餘
巾五十間餘

石浩梓
字宮ノ下澗園

但長百間餘
巾五十間餘

字草生水澗園

波除石積

但長六十間餘
巾三十間餘

石浩梓

但長八十間餘
巾二十間餘

字小坪澗園

但長十五間餘
巾十四間餘

字同所

石浩梓

是は佐州御用に付、御渡海、舊幕府、大小御早船並御證文附御用狀渡海船、其外諸御役人様、御渡海船並御城米船積を始、諸國廻船入津の港にて、往古より船道役並廻船問屋建置、港役取扱申候、尤寛永八未年近山五兵衛様、設樂長之丞様、御代官所の節、御入用にて御普請被仰付候。

一廻船二十六艘

是は三月より九月へ掛、上方筋より中國路奥羽兩國相稼申候、但し石數百七十石より五百五十石迄、

一小廻三十艘

是は三月より九月へ相掛、近浦へ相稼申候、但し石數二十石より九十石迄、

一罾漁船二艘

但一人乗艘

一丸木漁船三十八艘

但夏二人乗
冬三人乗艘

一三半漁船二艘

但夏一人乗
冬八人乗艘

一磯漁丸木船三十九艘

但一人乗艘

當町日市年々七月二十五日より八月朔日迄仕來申候、

出雲崎町差出明細帳に載する所

一罾漁船二十三艘

但九人乗艘

一丸木船九十艘

但夏二人乗
冬三人乗艘

一三半船四十四艘

但夏一人乗
冬八人乗艘

一磯漁船四十八艘

但一人乗艘

右漁業の儀は、夏季は鯛、鯽、小鯛、其外小魚、磯魚は鯖、榮螺の類、秋冬は鯖、鰯、鰈、鰹等漁事仕候。

一廻船十一艘

但石數百七十石積より四百五十石積迄

是は三月より九月迄上方筋より中國路奥羽兩國相稼申候

一小廻船二十六艘

但石數三十石積より七十石積迄

是は三月より九月迄近浦に相稼申候

一洞二ヶ所

但字納屋出洞一ヶ所、洞大 一ヶ所

石積

松平越後守中將光長、當國支配職の砌り、寛永十四丑年九月各領主に告げ、有司に命じて、調査ありし國中河海の船數當時の公書に見えたるを拔萃す。

三島郡出雲崎は八百石積より五十石積迄で廿五艘寺泊四百石積より五十石積まで廿八艘

漁船數

出雲崎濱漁業船はタラバ三十二艘一艘九人乗定丸木五百十三艘一艘三人乗定を定例とす。右漁業者へ毎年同地代官所より藏入の内撰米四斗入五百俵を扶食當として貸付られ、定目安にて分割す。翌年六月中凡半代金位の安直段を以て、無利息取立の古法なりと云ふ。

公金渡

當地より佐渡國へ渡海の間、第一に深き處凡そ三百尋ありと云ふ。依つて佐渡より公金渡る折りは、其函に三百尋の浮繩を附くる古例なりと云ふ。

磯魚

春はハチメ、タコ、タナゴ、ナマコ、ボラ、ス、キ、大鰯、

夏は海草類、サソエ、及貝類

秋はコダコ、コダイ、イナダ、

冬は小鰯

魚市

朝市、夕市あり。七八月の兩月は、新田町に市立つも、他の月は下の口の海濱に市場立つが常例なり。すげごと云ふもの、魚の相場をなす。

漁家の偏名

出雲崎の漁家には、鮪穴、鮒舟、鱧の子、烏賊糸などと家毎に、必ず一の偏名ありて、私の稱呼とせり。以上は、今其名を存せざるが、現今吾人の知る所にて、ゴミ、コツバ、椽の下、梅干、沙場鬼、赤飯(おこわ)、鶯、すつと、貝餅、井戸、五三チン、きなこ、ちやうちん、くさもち、十杯ボタサ、三斗五升、ベンケイ、イツ、等枚舉に

食鹽

西蒲原郡青海、寺地、田海、糸魚川、梶屋敷、藤崎、中頸城郡長濱及び犀潟村に刈羽郡荒濱、大崎三島郡井の鼻、久田、山田、志戸橋、郷本、大和田、野積、西蒲原郡角田濱、五箇濱、北蒲原郡島見濱、太夫濱の浦々は、磯邊の砂原を拘し、潮水を灌ぎかけて、日に乾し、斯すること兩度、其砂より潮を垂れ、鐵製の大平釜へ汲入れ、火に焚干して、食鹽を製す、之を掛鹽と云ふ。就中荒濱は、土地高く、乾き宜しきゆえ、秋の末まで掛る、大和田邊は、味ひ最も美なり。青海邊は、鹹ゆし。又岩船郡野島、間島、柏尾、馬下、脇川、寒川の浦々には、前は軒下より、海後は高山なれば、潮を灌ぎ乾かす砂濱なれど、薪最も多くあるゆへ、潮水をすぐに、釣釜の内へ汲入れて焼く、其釣釜の拵へ方は、三方に石を登み、之に梁木をかけ、上に竹すだれを張り、壁材とし、練たる土五七寸及び石灰を塗り、釜を上の小屋木に釣り、潮を汲入れ、強く火を焚き、鹽となりしを端へ搔あげ、潮を加へ、火を焚がゆへ、少しにても、汲入を怠れば、土石灰乾き、釜破れ崩るゝに依つて、人多く集り、晝夜間斷なく、焼くものとせり。以上の各地より輸出するに、倭賣は少く、升賣の方多し、すべて西國地方の製鹽より美味を有せり。

石油沿革

越後石油發見の由來

我國に於ける石油發見の時代は、今より遠く千二百八十余年前にあり。即ち天智天皇の即位七年、越國より燃土、燃水を献すと云ふに始まる。是れ蓋し吾古代越後の村民偶々山澤に入り、油氣の土砂中に噴出するあるを認め、而も其水土の燃焼するに驚き、一種の靈水として、献上せしものなるべし。其原油の露出せるものを方言呼んでくさうづ(草生水)と云ふ。既に又其開掘の創始も、三百年前即ち元和慶長の間在りと言ふ。今明治九年北越油脈を調査したるライマン氏の報告書中に、「三島郡臭生水村即ち今の西越村大字吉水を献上地なりとし、記して曰く、此村は高山の嶺に亘り、其近傍

に於て、數十の油井及天然瓦斯の噴出するあり。此地の油井は、數百年前、土人の鑿開に係り、越後國中に於て、最古のものなりと云ふ云々」古來有名なる草生水の靈出地として、所謂献上地と稱せらるゝものは、三四ヶ所ありて、此の吉水の村の外に、一は刈羽郡二田村大字妙法寺村、一は北蒲原郡黒川村とす。今妙法寺の舊家西村氏の由緒書に曰く、

發見の年月日、未詳と雖も、人皇三十九代天智天皇戊戌の春、越後より燃ゆる水を献すと古史に有之は、即ち此草生水にして、當妙法寺村地内草生水谷の内大草生水の原泉より献上すと言ひ傳ふ。大原泉の地を今に献上の地と云ふ。發見は往古當村より流出する川一面に草色を爲したり、是れ即ち草生水にして、燃燒物たるを以て（現今當村地内より大凡二十町にして、別山川に接する迄の間草生水川と云ふ）我家の祖、山間に分け入り、其源を探りたるに一二の源泉、方二間程の所より沸騰し有るを發見し、之れを探りて献すと言ひ傳ふ。大草生水、小草生水油田と云ふ、各字に多少沸騰したる所、數十個所あるを以て、總稱草生水が谷と云ふ。

然るに、又國史に記せる燃水の献上地は、蒲原とあり、今の北蒲原郡黒川村なりとの説も、起れり。去れど各地共に確たる考證の信憑すべきもの無きを以て、予輩は専ら讀者の推理に任せん。即ち本草綱目に左の一節あり。

按石油出於越後村上近上山麓黒川村、與泉相雜、汙々而出、土人覆屋於上以草挹入缶中、多取之、燃燈甚明、其臭如硫黃氣、故曰臭水油、蓋倭漢同事珍事也

去れど、其發見開掘の由來は、遠く古代にありたりと雖も、其採取用法等の未だ幼稚なりしが爲め、其燈火の用に供せられしは、僅かに下等なる賤が伏屋に止まりしのみ。今猶は越後の七不思議の一として、數へら、南蒲原郡妙法寺村の石油瓦斯の噴出即ち火井の如き、如何に越後各地の油脈に富めるかを想像するに足る。

越後の各地は、數百年前、既に燃水を發見し、之を採收利用する法を知れりと雖も、多くは之を臭水油として嫌惡し、其危険を恐れて、採收事業を一般に賤視したり。それが爲め、従つて又其の製造法を能くするもの絶えて無かりき。然るに明治の初年ランプ輸入せられ、之に使用する油液は、草生水油なる事を知つて、以來、頗に其需要

を増加し、掘鑿採收事業に従事するもの多く、所謂製油事業も亦従つて起るに至れり。

去れど傳説の言ふ所、其製油の發明も、明治以前にありて、既に文政十一年高田藩主榊原侯へ石油製造賣捌の儀を出願したるものあり。而かも亦石油製造の起原は、嘉永弘化の間にありて、其元祖は今の西蒲原郡吉田村の醫師嘉齋なるもの嘉永五子年原油を蒸溜し之を「製し」と稱して發賣したりと云ふ。此發明に就いて、別に刈羽郡妙法寺西村某なるもの草生水を採つて、近郷に販賣し居たりしが、偶と吉田村の嘉齋に親み、其蒸溜法の用ゆべきを覺り、火酒を製すると同一の装置にて、之を試験し、嘉齋老の製品と同一品を得て、自ら之を意得せりと。之れ今日の揮發油也。専ら嘉齋は、之より藥品を製し、西村は燈油を製するに力を用ゐたり。猶ほ嘉齋は後自ら其製法を他に傳授し嘉永年間、某に燈器を製せしめ、之が販賣を爲さしめたりと云ふ。此の製法は蓋し和蘭の蒸溜法より、工夫せしものならん。而かも亦江戸の住人中川儀右衛門曾て北越に遊び臭水を見て、奇貨置くべしとなし、竊かに原油數樽を購ひ、之を製造して、

正製石油と稱し販賣せりと、此人如何なる方法を以て、臭水を精製せしか、審かならずと雖も、火止法を施して燈用に供せしもの、如し。

其後二十餘年にして、石坂周三氏が、始めて長野縣に石油を採掘し、製油に着手せしとき、其従僕作造なる者、亦火酒蒸溜法に依つて、成功せしことあり、是れ明治四五年の事なるが、當時越後の地に於ては、既に臭水蒸溜の事行はれ、長岡の如き明治三年始めて製油所を設けしものあり。去れど當時の製油法は、非常に幼稚にして、僅かに原油二斗入の一本釜若くは二本釜の小装置に過ぎず、其後翻譯書や、米國人の傳授に據り、始めて赤羽根工作局製造の二十五石張製油汽罐を装置せり。是れ即ち越後に於ける、洋式西洋汽罐据付の嚆矢なりとす。

明治初年前までは、其鑿井の方法一般に手堀と稱するものなりしが、明治五六年の頃石坂周造氏が、始めて機械鑿井を信州の藻管、遠州の相良、越後の尼瀨の三箇所に据付け、開鑿を試みたり。遂に其成功を見たるは、尼瀨なり。之より先き機械鑿井を企てし人ありしも、機械を購入し輸送せる途中、難破の爲め、事失敗に歸したり。此計

企の失敗後、兩三年にして、石坂氏の石油會社組織の擧あり。此會社は我國に於ける最初の石油會社にして、明治四年八月之を東京に創立し、後ち華族數名の賛助を得て七十五萬圓の大資本を募り、越後の地にも、尼瀨、長岡の兩所に、支社を設け、尼瀨に於て機械鑿井を試みしは、明治六年の事なり、是にて予輩は簡單ながら越後石油事業沿革の梗概を述べたり。進んで石坂周造氏が、如何に本邦最始の石油事業經營者なるか、今其の人物と事業の梗概を記して、後ち尼瀨町油田の開発に移らんとす。

石坂周造氏の傳記と事業

本邦石油創業者を以て有名なる石坂周造氏は、天保三年江戸兩國の醫家に生る。氏の前半生は慷慨悲憤の志士にして、尊王攘夷家を以て任じ、幕末の志士清川八郎等と交を結び、屢々縲紲の厄に罹り、幾回か死生の巷に出入し、後山岡鐵舟に知られ、浪士鎮撫の任に當り、劔及矢石の間に奔走し、維新後、官に仕へて志を得ず、去つて事業界に投せんと決心し、遂に後半生を石油の冒險事業に委するに至りし因縁は、明治四年頃、宣教師タムソンなる者に會ひ、談偶々石油の事に及び、其の勧誘に應じて、

長野縣善光寺附近なる佃去直光寺村に出油地を買收して、手掘井を試み、製油所を善光寺の側、荊萱寺に設けて、製油を始めたり。氏の東京を出發する際に詩あり、

物換星移開化天。

人情一變異從前。

當時富國強兵策

不在干戈在貨泉。

米國より鑿井機械を購入し、米國人ダシを聘用して、技師と爲し、三ヶ所に据付けたり。然るに技師の無能と、機械の不整備とを以て、孰れも失敗に歸せり。之が爲め氏は身代限りの處分を受く。明治六年越後の尼瀨に來り、鑛區を買收し、更に長岡に渡り、同じく事業に着手する準備を立て、越後に出雲崎支社と長岡支社との二ヶ所の支社を設けて、猶ほ右地に借地條約をし、六年迄に新潟縣に二百八十五ヶ村の條約地を得たり。其時の詩に、

世人勿笑製燃土。

誓盡精神富國家。

壓倒西洋多少產。

年々轉送歐羅巴。

夫より長野に歸り、東京に販賣所を設け、利益も相當なりしかば、追々加入者もあり

中には越前侯、田安侯、九條家、其外公家、華族等、二十一名株主となり、明年七年頃には、事業も愈々進行せり。然るに氏はダン事件の爲め、米國視察中に同志中異論を唱ふるものありて、外に遠州着手の事業も全く茲に頓挫し、氏亦依つて負債の爲めに苦めらる。偶々岩倉右内府に頼み、山岡鐵太郎の縁より、負債も大方支拂ふを得て、會社は他の有志に任じ、自ら其社長を辭職したり。後ち又遠州相良に移り、新に石油會社を起し、先きに賣り拂ひたる鑛地を再び買戻して、事業を擴張したり。後ち二十五年に再び越後に來り見れば、先きに鑛區は皆な他人に奪ひ取られて、一もなく、新規に求めんとするも、既に得ず。漸くにして尼瀨の野口新太郎の千四百坪の鑛區を有せしを知り、之を譲り受け、當人及關係者に百分の十分を遣ると云ふことにして業を初めたり。尼瀨の最初は六年、其前大隈伯が東京社と云ふを設けて海岸に掘坑し出油を見たりと云ふ。爾來氏は位置の撰定善かりしも、未だ出油層に達せずして、遂に廢坑するに至れり。其他猶ほ氏は、各地に石油事業を奨励したる結果、遂に今日の如き盛大を見るに至りし也。尼瀨に在る機械は、山岡氏の名義を以て工部省の有に歸せり。

我國に於ける石油探掘用機械鑿井の創始は、明治五六年の間、石坂周造氏の經營せる石油會社が信州の藻管、遠州の相良、越後の尼瀨の三ヶ所に据付け、開鑿を試みしにあり。而して其機械鑿井の遂に成功せしものは即ち尼瀨の地なり。最初の石油會社は氏の經營にかゝる明治四年八月之を東京に創立し、後華族數名の贊助を得て、七十五萬圓の大資本となりしに初まる。依つて石油及石油會社の名稱の由來は、氏の附與に初まると、米國にては石油をコールオイルと云ふて、譯すれば石炭油となる。氏の石油事業に對する金言鐵句として、一に鑛區、二に技師、三に金なりとす。

尼瀨の石油事業

古來より尼瀨は、其海面に臭水の浮遊するありて、住人此所を臭生水の澗と稱し、怪視せし所なりしが。明治六年彼の石油創業者たる石坂周造氏早くも之に注目し、尼瀨海岸に機械を据付け、鑿井を試みたり。去れど其事業は端なくも失敗に歸したりしが、更に其後十二年より十五年の間に、東南の丘畔を開鑿せしものあれども、其効を奏せ

ざりしが、十六年に至り、海濱に於て、試に鑿井したる其結果、山手よりも出油量多きを見て、専ら此方面に全力を注ぐに至り、明治十八年頃には、所謂手掘法にて、數所に油出し、其油質又良好にして、掘進の困難ならざると、海陸運輸の便に富めりしに依り、其發達も速かに、孰れも百間内外にして出油したり。即ち北陽社第五號井の如き、一日百五十本(二斗二升樽)を汲收せしと云ふ。然れども當時の鑛區は、凡て五六百坪若くは千坪の規模狭小なりしを以て、二三企業家中に尼瀨町全体を借區するの議ありしより(之れ企業家の手段に非ざりしか)町民は俄に驚愕措く所を知らず、茲に於て忽然覺る所あり。二十一年有志相會して、尼瀨會社なるものを組織し、地主は反別一段に一株、町屋敷は三十坪毎に一株宛、引受けの義務を負ふことなし、一株二圓にて七千圓の會社を起したるが、明治廿二三年頃には、手掘の極盛時代にして、百五十個を數ふるに至り、海岸の山丘平地一帯に鑛區ならざるはなく、尼瀨町市街地さへも悉く鑛區出願せらるゝに及び、日本石油株式會社の如きは、海面借區を出願し、之れを埋立て鑿井計企を樹つるに至れり。斯く手掘法は、盛んに行はれしと雖も、此

等の油井は、皆八十間以上の深底に達する時は、往々含鹽質の水脈に會し、出水甚しくして掘進する能はざるに苦みたりしが、頸城地方に於ける機械鑿井に失敗せる彼の瀧澤安之氏は、滋賀縣八幡の素封家中島彦兵衛氏(後大給乘之と改む)に説きて、其資力を借來り、郷津會社なるものを組織し、明治廿一年頸城郡上深澤に在りし、米國式機械を運搬して再び鑿井を試みしも、鐵管の備なきと、種々の故障とを以て、翌二十二年遂に失敗に歸したり。明治二十三年の冬季に際し、日本石油會社は、米國式鑿井機械を從來の手掘井に据付けて、一大出油を見たり。茲に於て尼瀨町は、實に本邦石油事業第一の成功地として、我石油史上に記憶せらるべき名譽を擔ひ、其成功者たる日本會社が、本邦石油界に覇たる地位を占むるに至りしもの、實に尼瀨の開發にありと、扱て此の成功者たる日本石油會社は如何にして起りしか、其創立の起原を尋ねん。

抑も明治十八年の頃、中越の有力者、殖産協會なる一實業團を組織するや、長岡出身者にして、當時米國紐育府駐在領事なりし、鬼頭悌次郎氏、地方實業家の參考資する

迄でもと、米國石油事業に關する報告書を送り來れり。時に其會員の一人たる、今の日本石油株式會社專務内藤久寛氏之を熟讀し、此方法に倣ふて、石油鑛業に従事せば利益多からんことを思ひ、會員中最も有力なる刈羽郡の牧口義方、山口權三郎、諸氏に謀り、長岡に有志者岸宇吉氏を訪ふて、之れを説き、夫れより當町の石油地たる新津地方を視察し、村松に往き、土豪本間新作氏を勧誘し、語るに一大石油會社組織の事を以てす。諸氏皆な之を贊すと雖も、其冒險事業にして、士人の賤視する所なるを以て、自ら進んで其發起者たるを憚るの色あり。超えて明治廿一年一月に至り、長岡に殖産協會を開く際、右の諸氏相會し、談石油事業に及び、内藤氏の提議を容れ、會社組織に付き、氏の意見を聽き、其經營を托するに決したり。當時内藤氏は、諸氏の過慮の爲め、空しく時機を失ふを慨し、殖産協會に失望する時なりしかば、其會に列せず、郷家に在りしを以て、直ちに出岡を促したり。此電報に接するや、時恰も風雪中なるにも係らず、直ちに來會せしを以て、茲に發起委員會は開かれ、十五萬圓の資本を以て、石油會社を組織し、其の事業經營は、擧げて内藤氏に一任すべしとて申出

に依り、氏は其委任に應じ、提議して曰く、十五萬圓は、即事に正金を以て拂込まんことを望む、正金を以てすること容易ならずんば、地所若くば公債證書の如き、有價物件を以て之に代ふるも亦妨なしと、發起人中、始は稍々躊躇の色ありしも、其動かすべからざるを見て、即座に二萬圓の現金を集め、其の他は各自の地所公債を登記して、會社の株券に代へ、坂口仁一郎、本間新作、内藤久寛の三氏定款を起草し、同年四月十八日、其設立の認可を得たり。同社創立の際、春寒料峭たる一夕、發起人等打集ひて、協議しつゝある時、忽ち一羽の蝙蝠翩々として、室内を翔り來るあり、追へども去らず、坐中の一人起つて之れを捕へしに、諸人喜んで祥瑞を喝采せり。蓋し國音、蝠は福に通じ、創立の際此珍事あり、蓋し吉兆ならんと、即ち取つて以て商標となせりと、今や日本石油會社の蝙蝠印燈油及び機械油は、其品質の良好なると、其社の信用とに依り、各地到處其聲價を高む。同社が町内小字草生津湖外一字大字勝見小字田の尻に八萬八千餘坪と尼瀨地先海面官有地二萬八百餘坪の借區許可を得たるは、其年六月十九日の事なるが、當時尼瀨は手堀井旺盛の時代にして、同町附近の地は殆

んど借區ならざるはなく、其鑛區は孰れも地方人士の有に歸し、又他より手を着くるの餘地なく、偶々之あるも地元の故障多きを以て、内藤氏は石油浮游より察し、海中に必ず大油脈存在すべきを思ひ、自家の経験より海面を埋立て、石油を採收するの必ずしも、困難ならざるべきを信じ、會社創立の議決するや、直ちに尼瀨に赴き、先づ海岸全體の借區を爲さんと試みしも、地元の談判頗る困難の情あるを見て、愈々海面借區埋立て鑿井の外なしと決心したれど、猶ほ其故障多く競争者の出で來らんことを恐れ、廿一年五月初一日測量師某を誘ふて、舟遊と稱し、窃かに海面を測量せしめ、更に彼を拉して尼瀨町外なる旗亭に至り、此處に測量圖を調製せしめ、海面官有地二萬餘坪の借區を出願し、六月中旬其認可を得て、埋立工事に着手し、翌七月手堀法を以て、天龍泉、鳳來泉、魁泉の三井を開坑せり。當時氏を知らざるものは、石地の内藤は氣がふれたせ、平地でさへ水が湧いて困るに海面を埋立て、油を採るなどは全然本氣の沙汰でないと嘲弄せしが、何ぞ知らん氏の計企は着々効を奏し、各井出油を告げたり。夫より翌二十二年四月、農商務省技師澤野淳氏等、農業視察の爲め洋

行するに際し、日本石油會社發起者の一人にして、取締役たる山口權三郎之と同行し親しく米國石油の業を視察して、機械掘鑿法の採用すべきことを報告し、翌年歸朝の後、愈々之を採用するに決し、従前の緣故を以て、鬼頭領事に鑿井機械及び鐵管類一切の注文を托し、米人チャールレスハース氏(今淺野鑿井部の技師たり)を聘して、二十三年十一月始めて、尼瀨海面の鑛區にある手掘井、福由泉に米國式鑿井機械を装置し、十二月廿日より掘鑿に従事したるが、二十四年四月に至つて大に出油し、爾來數年間八百尺乃至三千尺の鑿井を爲すもの十四井と爲り、孰れも多少の出油を見ざるなく、其出油の多量なることは、到底手掘井の企て及ぶ所に非ず、日本會社のみにて、二十七年の年産額は、二萬石以上に達せんとせり。斯く從來の鑿井家が、夢想し能はざりし好成績を見たるは、一に米國式鑿井法の採用に依れり。

日本石油株式會社が、始めて採用したる米國式鑿井角錐臺形の櫓を建設し、其側に鑿井機械及び蒸汽機關を装置す、坑井には出水遮斷又は埋崩を防ぐの目的を以て、直徑十一吋木管八吋、五吋八分の五四吋四分の一の鐵管を掘進上必要に隨つて、適宜に降

入す。而して汽罐燃料は、石油の殘滓油及天然瓦斯を使用す、職工三名を要し、其工程は累層せる地質により、一定せずと雖も、一ヶ月平均百二十間を掘進すと云ふ。其地質と油質とを語れば、其岩盤は下部第三紀層に屬し、頁岩を主層とし、砂岩を副層とす、頁岩は主に岩と總稱し、其硬軟によりて硬岩又は軟岩と名け、白色凝灰質のもの石鹼岩又は白と通稱す、砂岩は堅軟のものを石と稱し、軟質のものを砂或は砂岩といひ、砂岩及び頁岩の薄層縞狀に互層するものを縞砂と稱へ、尼瀨に於ける含油層は、此砂層に屬するもの多く、時に所謂軟岩、白砂等より出油する場合も少からず、元來尼瀨原油は越後油中最も良質を以て知られ、七割以上の燈油を製出することを得るを以て、其利益亦隨つて大なり。

斯くて日本石油會社が、米國式機械を手掘井に据付け、掘進百間内外にして、彼の水脈を貫き、其下底に下り、豊饒なる油脈を衝き破りて、大噴油を見たりとの好報に接するや、從來の手掘鑿井家及び他の冒險企業家は、此成績を見て、或は組合を組織し或は會社を設立したるが、東京越後二石油會社の如きは、其最も大なるものにして、

和田元右衛門氏の管理せる東京會社は、廿四年の末に機械を据付け、二十五年二月其第一號井噴油の際の如きは、一晝夜二百石に近き、採油を爲す程にして、尼瀨町民は驚喜して狂せんばかりなりしが、其後續々機械鑿井は試みられ、尼瀨海岸及び海面に林立せる數十臺の井櫓は、我國未曾有の壯觀を呈し、宛然屋氣樓と擬ふが如く、明治廿七年頃は、其最も盛事にして、一ケ年の出油量、優に三萬石を超ゆるに至りしが、機械井の出油と共に、手掘井は枯渴するもの多く、百石以上の出油ありし東京會社の一號井の如き、越後會社の機械井出油と共に、著しく油量減退し、日本會社其他各會社個人の坑井も、亦爾來各其出油量歳々年々に減退し、廿八年には二萬五千餘石、卅年には一萬三千餘石、卅三年には七千餘石に減じ、兩三年來全油田一日の所産二十石を出せず、而して漸次尼瀨は、斯くの如く衰兆を呈し、林立せる櫓筒は、又漸く減少し、空しく秋風落葉の感ありと雖も、近頃亦勝見及び石地邊に新油田發見ありてより、盛に坑業し、又其噴油を見るに至る。抑も尼瀨の衰退を急峻ならしめたるものは、實に明治卅一年後に於ける、長嶺、鎌田、新油田の發見に由れりと、現存製油所の數

七箇あり。現今北越石油會社の最大なるものを日本會社、寶田會社、イントル會社の三とす。一は基礎の鞏固にして、設備の整頓せるを以てし、一は合同の新勢力を以てし、一は富と其鑛區を以て、互に我が北越鑛業界に雄飛せんとす。其提携と競争調和と衝突の如何んに依つて、我國今後の石油業界に影響を被むらしむるに足るべし。

北越石油産額各郡別表

尼瀨の部

| | | | | | |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 二十八年 | 二十九年 | 三十年 | 三十一年 | 三十二年 | 三十三年 |
| 二五、一七八 <small>石</small> | 一七、六七八 <small>石</small> | 一三、九三〇 <small>石</small> | 一三、三五三 <small>石</small> | 七一二 <small>石</small> | 七、五六三 <small>石</small> |
| 一七九、五二六 <small>円</small> | 二三、三〇〇 <small>円</small> | 七八、八四九 <small>円</small> | 六〇、〇九三 <small>円</small> | 三六、三四〇 <small>円</small> | 三七、四六六 <small>円</small> |

文學上の當町

こは昔時の文士、傑士が、其日記に著録に、文字さなりて現はれたるものを輯めたるものにして、又以て聊か昔時當町の半面を覗ふに足るの資なれば、今其手に入りたるものを左に掲ぐることにしたり

吉田松蔭が、東北遊日記に現はれたる、出雲崎は如何ん。

海濱を行き、出雲崎に至つて宿す、行程八里、米價每苞不能二方金參百錢一苞容四斗四升なり。十六日まさに佐渡に航せんとす、雹、舟發すべからず、午後晴、暮に至り、風至り、雪降る。十七日(十二月)霧る、十八日、十九日、二十日雪、二十一日晴而風逆、二十二日霧、浪穩にして風順なり。巳時舟を發す。岸を離る里許、雨來り、風轉ず、乃ち復た出雲崎に歸る、午後雨益甚しく、竟夜止まず。二十三日、二十四日或は雨、或は雪、竟日霽す。二十五日、二十六日晴て風逆なり。二十七日に至て、始めて舟を發することを得。延留十三日矣なり。僻地與に語るべきものなし。一日試みに向昌禪寺を叩く、寺僧鈍劣愚魯、目に一丁字なし、匆々として起て出づ。たゞ日夜、爐を擁して、相對するのみ。且つ行裝悉く新潟に委す、文書の看るべきなし、持する所獨り古文眞寶一冊あり、因て相課し、日暗誦すること、一篇以て日を終ふ。十八日禪僧大禪なるもの來り、同く投ず。亦佐渡に航するものなり。二十三日里中を募りて、北越雪譜、北越奇談、昔語質屋庫、常山記談、九州軍

記、理齊隨筆、教草等の數書を得、こゝに於て、始めて閑を慰することを得、延留中聞知する所を左に録す。

此地三島郡に屬す、尼瀨町と云ふ。戸數寺泊に倍し、二千戸許あり。市中陣屋あり、代官常に江戸に在り、秋熟の時來り檢す。亦七八日間のみ、その他は即ち手代七人、手付二人、足輕七人、小者若干を留て守らしむ。又本陣あり、佐渡奉行の赴任するや、寺泊及此次を隔て、發す。倉址あり、標して曰ふ非常御備粉倉弘化二年某月日蓋し修造せんと欲して、未だ果さるものか、大禪はもと佐渡人なり、歸思勃々、意色特に惡し、因て詩を作り、之を嘲りて云ふ。

君家事業總歸空。不問網常存此身。知否思親連夜淚。天哀自有萬人同。

又有四詩云

豪遊吾欲航佐渡。自謂投鞭可絕流。出雲崎頭拍手笑。隔海連山明双眸。

何者海若忽怒號。濁浪排空不可舟。幾日延留尼瀨浦。起臥一樓如浮囚。

山川荒絕無勝境。移杖郊外何處游。夜深索々聽風雪。遠客無端生旅愁。區々旅愁

何須說。丈夫當爲天下愛。

君聞不西虜從來壯。船艦三檣掠遍五大洲。嗚呼備海須要熟。航海求魚切勿綠。木求不然或有事。海島臨海茫茫施何籌。隱憂惱々竟何蓋。且禱明朝風力柔。

又云

身本乾坤一眇軀。憂天自咲杞人愚。出師斬檜仰壯烈。策漢過秦思遠圖。落落要存生氣凜。區々何顧學功庸。從來志士空慷慨。且琢小詩櫛短髮。

又云

客恨悠々無地容。光寒殘燭一星紅。候晴船雙何時發。擊戶雪聲連夜同。身寄山河萬里外。夢迷越佐二州中。中宵欹枕魂頻駭。松響和濤聲勢雄。

又云

三千里外漂泊身。懷國思家感荐臻。緜續纏身辱君思。定省幾年負慈母。閑慰時取史乘讀。淚落古來忠孝人。何人應竭驚鈍力。報効得與古人倫。

廿七日晴、辰時舟を發す。風順にして帆飽、未時佐州羽茂郡小木港に到る。

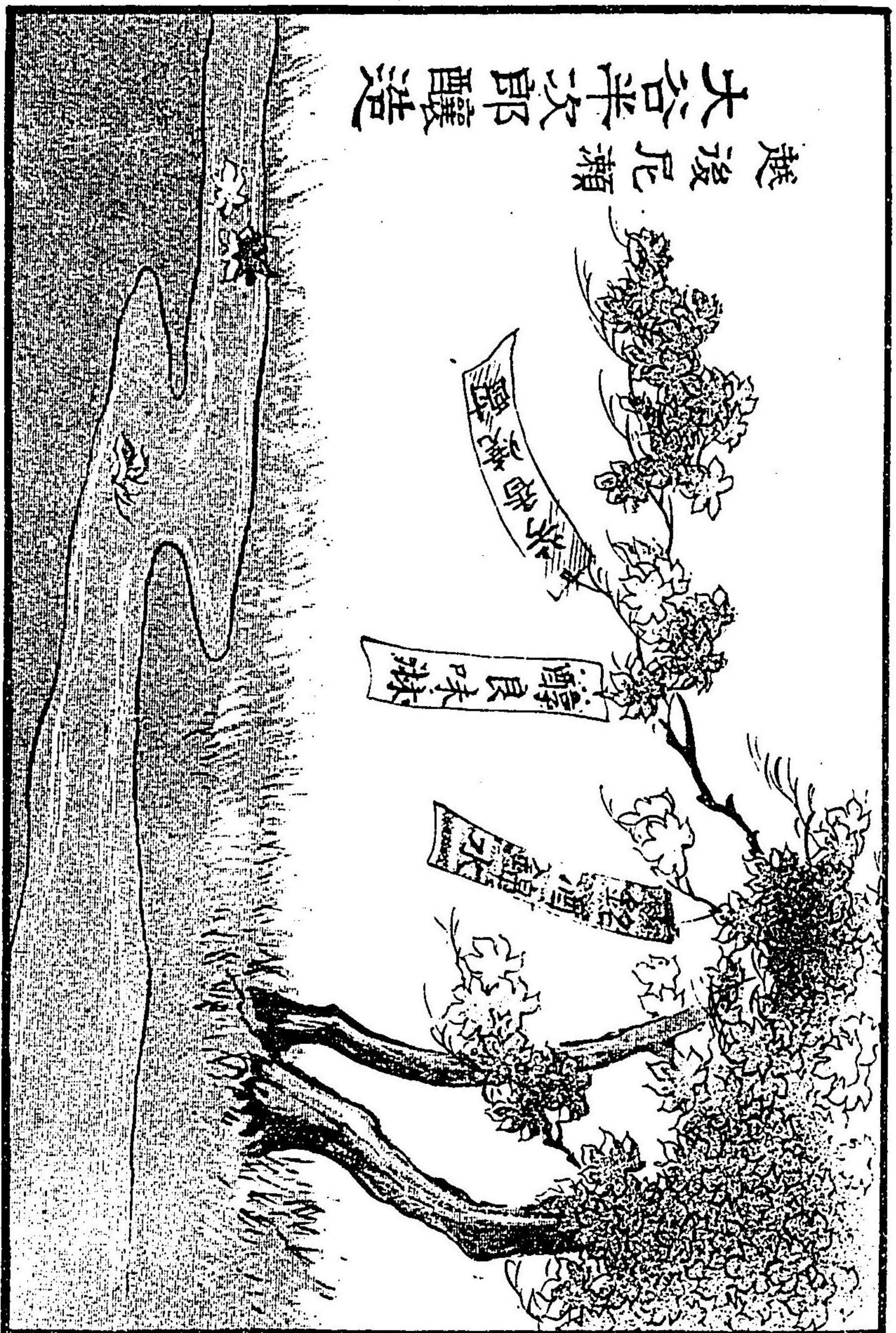
是れ嘉永年間、逸卓愛國の士、吉田松蔭が北陸に遊ぶ日記の一節なり。時に尼瀬鹽屋太左衛門が家に宿ると。

鄭將潮水作油炊。終古天寒海不知。莫乃仙人丹竈是。青煙縷々出雲崎。(大久保湘南)

越西脂水湧如炊。何箇孤燈山店時。利澤須知遍遐壤。車途今已關傾崎。(河田柳莊)

古きものにて磨語庵入日記、銀河序(吉井雲鈴)として奥の細道芭蕉翁が日記に、

北陸道に行脚して、越後國出雲崎といふ處に泊る。彼の佐渡が島は、海の面十八里蒼波を隔て東西三十五里に横をり伏したり、峰の險難谷の隈々までさすかに手に取るばかりあさやかに見わたさる。むべ此の島は、黄金多く出でて、普く人世の寶となれば、限りなき目出度島にて、侍るを、大罪朝敷のたぐひ遠流せらるゝによりて、たゞ恐ろしき名のみ聞えあるも本意なき事に思ひて、窓推し開きて、暫時の旅愁いたはらむとするほど、日すでに海に沈て、月ほのくらく、銀河半天にかゝりて、星きら／＼とさえたるに、沖の方より波の音しば／＼はこびて、魂けづるが如く、腸ちきれてそいろに悲しび來れば、草の枕も定まらず、墨の袂何故とはなくてしぼる



計りになん侍る。

あら海や佐渡に横たふ天の川

今は四とせの昔、正月十一日、難波津を出て、北國の行脚思ひ立ち、風雅のちなみそこくを尋ねて、五月二十日あまり佐渡の國に渡り侍るに、先づ順徳院の御廟を拜し、越の松原にすいき風をほめ、二見の池の月、雪の高嶺の雪もなつかしなごいひて、ことしは終くれぬ。先師奥羽の旅にやつれ給ひし頃、今すむ佐渡の國を見やりて、天河の吟あり。さるをみつから其文を筆し、其のさまを書きて、森川氏に贈られしを先のごしなむ、井波の浪化のぬし彼の五老井を訪ひ、これを乞ひうけて、今は秘めおかれしを、行脚の紀念と、此の日記のはじめに記し侍る。

北塞賓雁を送つて、夕陽既に没し、天地寂然、一痕の寒月影淡く、星斗爛干として、銀河半空に横はり、濤聲窓を打つて、響き凄絶、正に天涯の孤客をして、此聲を聴き、轉た消魂斷腸の思あらんや。是れ俳文流の枝を以て、我が出雲崎の光景を凄化したる

もの也。

よる浪のほにあらはれてさとのあまが

行幸待なんはと火みえたり(加部殿天)

濤聲打枕夢難成。起倚高樓無限情。隔海佐山看不見。漁燈明滅逐潮行。(櫻井純造)

佐渡日記に

佐渡のしまにおし渡り、金北山にまうのぼらんと、越の出雲の人人と、ともに舟ひらきするや、朝明の海つら、高うひくう打うこめき、風あらゝに、雨降そひつゝ、舟出すへくもあらぬものとて、且水亭により、こそり假初に風まもりするなめり。爰住の江の神ます社あるあたりに、人も我も面をならべ、發句をさゝげ晴をいのりまつる。此日は六月十二日なり。

墨の江のまつかひもかな夏の月

曉 臺

かくて、おもひの外に、二日三日あかしくらしぬ。

けふ申の刻はかり、雲もきれ〜にくれかけて、風もよきかたに吹かはれば、彌彦の雲もおそろしけなし、月もあかし、夜走せにわたらんとて、楫とりにかひつまゝ、れとり参るとか跡もみえず、來れば舟よりもいや高き波が、いくきたとなく、うちかさなりて鳴る、片帆にひらきてやるほど、曉方小木の港に舟泊たり。

住の江神ます社とは、何處の社か、今の住吉町邊にあらざるなきか。

過出雲岬追懷承久帝之事即事

海色茫々欲暮天。風帆遠落佐州邊。行間一望望誰無感。髣髴雲間眞野嶺。

文化年中龜田鵬齋、北越に遊び、出雲崎に來り、今の敦賀屋鳥井氏の宅に投ず。偶々鳥井氏の一亭新に成るに及んで、鵬齋に其記を請ふ。亭を聚遠亭と名け、今尙ほ舊跡を存す文云。

北越瀕海八百里之間、雲浦市鎮爲壯觀之最焉。鳥井尙寬氏倚山臨海而家焉。其山之頂、駢峙雙聳而俯市鎮、土人因名巒峰、山之半腹、有平坦之所、廣數十步許、登之而望之則滄溟浩渺、洪濤涵空、海上無窮、天末無地、遙指虛無以爲山丹、鞅鞅、高麗、蝦夷之域云杳溟、之中有島焉。如一拳之浮者、爲是佐州。西南有斜走、而斗絕

者、是爲能州、佐州島之東有如一粟米在乎大倉中者、是爲粟島。雲浦之西十里有米山、東十里有彥峰。俱挿天雙秀臨海皆爲瀕海之名山矣。春夏之間屢氣湧出、爲樓臺爲城市、可喜可樂之幻境、秋冬之交、荒龍駢掛、擎雲捲濤、吐火噓風爲可駭可懼懼之變狀、一望之際、奇々怪々雙眸改觀焉千里之遠景、四時之奇狀、盡聚于此矣。尙寬氏乃築一亭於其平坦中央以爲游觀之處、名曰聚遠、己巳之秋、余游於北越滯留已三年矣。今茲亭成、請記于余、尙々登此而熟知其壯觀焉。因述其勝概以爲記。

文化八年辛未夏四月

荏玉 鵬齋龜田興撰印(鳥井氏所有)

近くは近藤芳樹が陸路廻記録に

出雲崎までは、纒に一里餘りのみちなれば、ほごなく著ぬ。宿の主を加藤源三郎(柳屋のこと)といふ、家海に臨みて、額に鵬齋の書ける望海樓の文字あり。げに沖のけしきいとゆほひかにてふたかりなりし旅のおもひも、俄にひらけたるやうにおほえ、行へなくなかめやらるゝはてに、佐渡の島ほのかに浮へり、夜に入つて月きよし、

行幸せしむかしおもへば佐渡の島なみだに月のほのかなる閑那(實則)

なか／＼にこよひの月夜くもらんみゆとはかなし佐渡の島山(正風)

こは空濶なる海を看、旅愁の散じ盡して、爽快を覺ゆるの意なり。十人十色、或は悲觀し、或は樂觀し、詩となり、歌となる。

五月雨の夕日や見せて出雲崎 東華坊

雪に波の花やさそうて出雲崎 廬元坊

月に雲風も靜に夜も靜 東華坊

薄々と雪を見せたる彌彦山 篠話

紀興之が越後土産紙上に現はれたる當町

△年代早見

天智帝七年戊辰燃土燃水を献す

正中元甲子曰野資朝佐渡國へ左遷出雲崎町橋屋船待

嘉永二己酉出雲崎源右衛門妻男子三人生

△產物角力番附見立

頭取の場所に出雲崎おけさ二段に出雲崎ぶり四段に勝見西瓜と見ゆ

同二編東三段に鱈でんぶ西四段にかぼちやと見ゆ

△市街市日早見

出雲崎漁舟歸晝八ツ時頃より毎日海濱魚市立

△神社佛閣祭禮佛參之部

五月十七日出雲崎石井社

七月廿五日尼瀬諏訪

三月七日石地石部神社

月並八日村田妙法寺

△四十八地藏

第卅七 延命地藏

出雲崎寶光寺

行基作

第卅八 延命地藏

出雲崎延命寺

行基作

第卅九 延命地藏

川西双善寺

春日作

第四十 延命地藏

中條村如法寺

泰澄作

第卅六 延命地藏

石地町形茂寺

春日作

越後の土産の著者紀興之は、當町に長く滯留し、謠ひの師匠をなす。

欸乃聲裡期歸乎。幾灣漁舟棹一浦。魚場常開北岬曉。爭蹴煙沙奪先趨。金鯛銀鰯分

二家。恰如兩將持重圍。細鱗蟹蝦難爲算。亂伍兵士似迷途。土人慢誇生鮮誣。日本

橋市不足誇。縱粧滿街皆臭氣。活潑如斯復更並。商覺至賤僞不沽。漁減些貴捕袖樓。

彼我得意事定處。開口拍手雍喩呼。貪利何賢失利息。憐爾漁人真並辜。忘却波上不

平睡。僅驕妻奴酒一盞。(哲齊源義陽)

出雲崎途上

羊腸海岸隔人寰。天霽雨收望月閑。西北遙看青一髮。車丁說是佐州山。(馬島杏雨)

宿出雲崎

北海潮平雲色閑。漁帆輕逐晚風還。斜陽入浪紅將斂。一帶如堤佐渡山。(古山淡香)

雲浦客舍

淡煙疎火海生秋。滿袖清風倚海樓。有酒有朋兼有月。天涯不妨幾旬留。(賴三樹三郎)

越海即興

滄溟北望渺乾坤。無限潮聲迫海門。峭壁險於三峽峙。驚濤高擊兩州翻。舟中尙慎佳人淚。水底堪招壯士魂。光景不關久古事。奔雷漲月報黃昏。(日撰)

八月十五夜出雲崎の浦にてよめる

浦波もたゞぬこよひの空なればしま山かけてすめる月哉(晴蔭)

いづもさきに船まちしてよめる

今やううた

出雲が崎の

磯まくら

のどかにむすぶ

春の夢

さとのしま手を

今朝みれば

わきへのあたり

雲の立(美濃部楨)

尼瀨夜泊

海は池の如く

金北山は築山に

似たり漁火は

螢かと疑はれし

美景にしはらく

眼を驚し

あけの水鶏の

さひしみに

草枕する

風雅のいさをし

「夏もはやなかはたつ日の二日哉」(虎杖庵百級)

夏衣

支考

出雲崎

種蒔の畚に來て鳴く鳥かな

云爾

山寺や去年の花見の包箸

呂丈

夕立や日を置いて行勢田のはし

不薄

青柳や雲に流るゝ大井川

七星

染すとも心の色や桃の花

鶴應

傾城の嘘も更行さむさ哉

楚由

初雪の一はけ青し峰の松

鷺貫

桃の首途

初霜の笹葉に青し日にはひ

鷺貫

出雲崎

聖衆院

五月雨の夕日や見せて出雲崎

東華坊

帆はしろくゝと沖の涼風

支考

お迎のぬり樽一荷袴きて

鶴士

去年とはかはる元服の貌

吾笠

月の名も今宵といへはとこやらに

篠話

檢校にも露すゝきにも露

槐五

捨られて待ぬ心の秋さひし

文詞

婦夫の衣に泪かくして

坊

棕ゆふ眞菰の雫それなりし

考

西から晴て日は暮ぬ也

士

白壁の木の間に見へて能在所

笠

何を買ともしれぬ商人

話

盆過はいつも遊び草臥て

五

二百十日は無事な世の中

詞

更科の郡をてらす月なれば

坊

身を清めむと瀧の水汲

考

羽二重の小袖もむかし花の時

士

歌にもよんだ春の夕暮

笠

物干にねふりて猫の戀もせず

話

武士の隣は遠慮かち也

五

世を捨て今はか摺にすみ衣

詞

謎とく智慧は別にあるけな

坊

月に雲風も静に夜も静

考

釣た鱸のはねる獵船

士

里人にとへは新酒の杉はやし

笠

金持とても旅はあはれに

話

世の中よ佛の經に嘘はなし

五

どろ、汁には麥食どころ

詞

此夏もた、卯の花は郭公

坊

行脚も笠に扇一本

考

お内儀の機嫌をさるにしくはなし

士

夕へもよほど夜は更た也

笠

薄々と雪を見せたる彌彦山

話

から尻馬に磯の波音

五

花に啼雉子の拍子に目の覺て

詞

此俳諧に梅も柳も

筆

冷汁や鉢にうかへる帆かけ船

東華坊

萬考亭

筋違に寐て涼しいか佐渡の山

舊家の由來

尼瀨には、野口氏京屋と稱し、出雲崎には山本氏橋屋と稱し、共に當町の舊家なり。然れども今や衰えて、野口氏は既に其跡を絶ち、山本氏又微ならんこと、故に其家譜由緒を尋ねんとするも、惜むべし、既に什寶、散逸して参考に資すべきものなく、漸く兩家に就いては、左の如きものを得たり、他に佐藤家、高橋

家の由緒あるものあり、口碑に尼瀬の奈良屋と云ふもの、本と出雲崎に在りて、草閉きをなし、尤も舊家なりと云ふ。

野口家

拙者先祖が名主役仕來申候、由緒の義、御尋に付、口上の覺

一堀久太郎様、御代、慶長三、大久保石見守様、佐州へ御上使御渡海被遊候御馳走に、高田が堀監物様、御越先祖より御目見仕候へば、此度石州様御渡海に付、尼瀬に御手屋立候場所を見立申様に被仰付、御談申上、其節尼瀬町草高二十七石の所にて、御座候、其時、御手屋々敷は、只今養泉寺の有る所にて御座候、其下山方一町斗御足輕町立申候、在家並之候ては、物毒不自由に付き、其頃佐州銀山も盛、諸國が旅人入込申候に付、家も建、右忠節により、堀又太郎様御代名立濱柏崎が新潟迄鹽濱御役與右衛門被仰付候、則堀監物様、御印判の御書所持仕候、其上町家も段々相増四百名余に罷成候御事。

一元和二年が、御藏入に罷成、御代官高田五次郎様、御後松下勘左衛門様、御支配の節、寛永二年尼瀬町御除地被遊、則御印判帖面被下置所持仕候、則拙者持屋敷の義は、名主役意味を以御除被下候。

右御尋に付申上候以上

享保十一年午六月

京屋與右衛門

御役所

右は野口家の古証文なり同家は代々尼瀬町の名主にして御用船を有したり其下に町役人又町年寄と云ふものあり今町會議員の如きものか

山本家

昔よりの名家にして、出雲崎の驛長たり。其祖諸兄親王より出づとなし、代々其家傑士を出だし、良寛、膽齋、由之皆な是れなり、現今は衰ふ。

略系

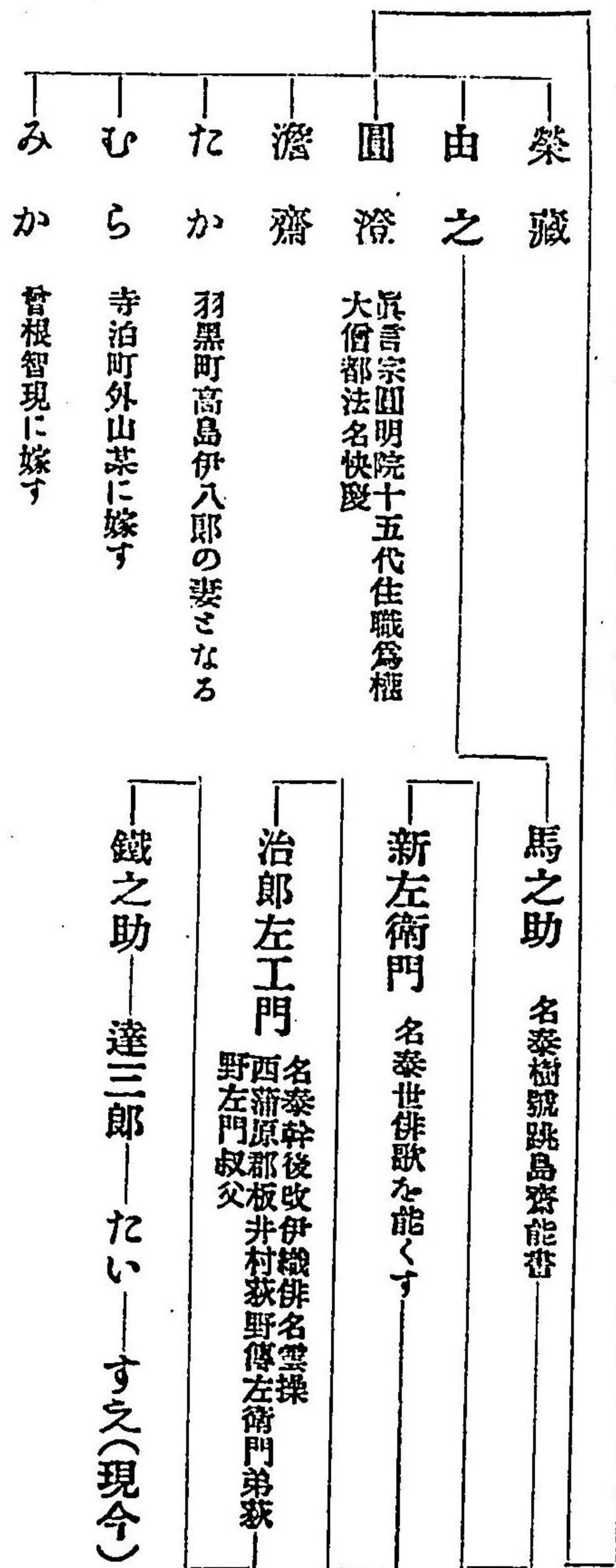
泰 景 山本八郎左衛門入道橋泰景(源義家時代)

數代の後

信 阿 山本入道(南北朝時代)

數代の後

以南 與板町新木氏次郎左衛門と稱す後伊織と改む



山本氏は出雲崎の名主役なりしが嘗つては渡邊氏鳥井氏など之を兼ねたる事あり

佐藤家

建武年中佐藤孫次郎(佐藤嗣信の嫡流と云ふ)なる者中山村の新(あら)城を居城とし、新田家に屬す、故に貞治年中、上杉憲顯に攻め落され、井の鼻の民間に入り、子孫今尙ほ存續すと傳ふ。是れ今の井の鼻の佐藤孫兵衛、久兵衛の一族ならんか。

高橋家

高橋家とは、三島郡北野の古城跡の落人を云ふ。北野山人の古城跡は、建武年中、新田の一族風間酒匂の人々交代して之を守る。後ち高尾豊後守定友(初高橋氏)の居城とす。後年魚沼郡根小屋の城へ移る、高尾の末裔なるもの、出雲崎の民間に相續し、數流に分ると云ふ、何れの高橋卷か今委しく知るを得ず。

相澤家

當町幕府直轄料たりし當時、地に郡中會所と云ふものありて、近郷の名主役、此に集り、諸種協議す、今の相澤仁平氏之が會所たり。彼等の投宿する宿を、郷宿と唱へ、相田屋、若狹屋、米屋、島川屋、山城屋等是なり。

内藤家

當町の舊家にして、學者法郎氏を出して有名なり。

淺野家

天和年中、既に能登屋の名見ゆ、當町の舊家なり。

米十

十返舎一九を宿して名高し

問屋

とまりや、關東屋、熊木屋、とまりや彌一郎などなり

はりまや、ならや、山崎彌吉、廣橋などは舊家なりと云ふ、特に廣橋氏は、日野資朝卿に縁ありとも傳ふ。

敦賀屋

出雲崎の舊家にして、鳥井權之助氏を出して有名なり。

渡邊家

渡邊吉十郎家又當町の舊家なり、名主役たりしことあり。

神社及佛閣

諏訪神社

尼瀬町の總社にして、諏訪町に在り。建御名方今命を祭り、境内三百六十坪餘、樹木繁茂し、清幽閑雅なり。古記録に載する所、

前略、諏訪神社の儀、何れの時代、誰人の勸請と云ふことを知らず、同町の儀、往昔西の腰と唱ひ候由の處、八島壇の浦の戦の後、文治の末の頃、奥州信夫郡丸山に残り居りし佐藤庄司が後家音羽の前、其子嗣信忠信の別れを悲しみ、責ては討死の跡にても見ばやとあこがれ出で、當國寺泊浦にたどり來り、子供の追善をなし、夫れより當所へ來り、善照寺釋迦堂に住居し尼となれり、妙照と改僧せる故、尼瀬と號し侍るよし、同町の儀、寛和二年寛文十二年の檢地にて、田畑山林の内、字諏訪の前、諏訪の脇、諏訪の上等の名稱數多、諏訪の入川と申す川も有之、諏訪社勸請の年曆不相知候得共、餘程往昔の鎮座と奉存候。(中略)

同町は上杉景勝公、會津へ所替の後、堀左衛門督殿領分、夫より松平上總介殿元和二辰年より幕府領に相成り、諏訪神社は五萬三千石、支配陣屋廳社に有之、神事の節は、初穂被相納候。(下略)(伊藤太造所有)

現今の社殿は、大工與四郎、甚兵衛、林七なるもの、寶曆八年七月普請の證文あり
(伊藤太造所有)

尼瀨町諏訪神社地の義、拙者持高御年貢地の内に、先祖勸請仕、支配致來候、祭禮の義も、親太左衛門代々參物初穂米を以て、布施物並に賄代として遣、伊勢守相頼夫より拙者方にて、賄不仕候。(後略)(伊藤太造所有)

鹽屋太左衛門方の古證文中に

諏訪小路作場道を用へ申候故御座候に付元祿年中氏子相談上町屋敷を買添唯今の小路廣く仕候

右貸添の御年貢米も拙者方より上納仕り石の鳥居の義は元祿年中氏子寄進に御座候坂石の義は大田幸右衛門殿信濃生にて諏訪信仰に付御寄進に御座候事

延享二年正月廿七日附鹽屋太左衛門外十名連署の古證文に

此度尼瀨諏訪町は鯨流付御注進申上候處御公儀様へ御取上被受遊乍恐御尤至極奉存候依之諏訪御堂近年山崩にて相痛先年設樂孫兵衛様御鳥居御寄進にて御堂の廉米無

之心付可申様に被仰講中建立心掛年々一人當り七十文づゝ取集候得共殘高少候鯨神堂建立料に被以後仰付氏子難有可奉存(下略)(伊藤太造所有)

由つて見るに、如何に諏訪神社が、町の總鎮守にして、而かも古代に勸請せられしを證す。諏訪宮の額(竪六尺 横七尺)は、縣令野田斧吉の寄附にかゝり、御影石の鳥居(高一丈八尺 巾九尺七寸)は、代官設樂孫兵衛の寄附、石段坂五十五段、御手代星野大田兩氏の寄附、石燈籠(高一尺二寸)佐藤吉太郎献上、幟幡一對縣令篠本彦次郎の寄附する所、尼瀨石油事業の最初の發掘地を當社の附近畑地なりとす。石段の中段に湯殿山の別殿あり。

神明神社

尼瀨伊勢町に在り、祭神を天照皇太神宮とす。建立年月不詳なり。享保十一年より延享二年天明五年に至る四十三ヶ年間、本社所有權に付て、訴訟あり。結局理正京屋與右衛門の所有と確定せり。社地争ひに付て、池田岩見より御役所差出せし一節に

當社神明宮出雲崎開關の當初當所の守護神勸請有之其時名主橋屋次郎右衛門壹人に
て相勤候由京屋與右衛門は中古より名主に相成候由承り傳申候

右に對し京屋辨妄書

此段石見申上候義甚だ偽りに御座候尼瀬町神明宮は私先祖當町開關仕候に付守護神に勸請仕候名主役の儀も尼瀬町開 致候に付被仰付古來よりの由緒書物等も數通所持仕罷在候然る所兩町名主の由緒等を相糺度様成 とも申上候は甚だ不屈至極奉存候御尋ねも無之名主由緒等の譯他所々風來無尊者の身として彼是申上候儀大膽成申分ケ様の無滑惡事等相工み候者を等閑捨置候ては乍恐御制事にも相拘り可申哉と奉存其上以來町方治り方も惡敷大勢の百姓心得違の者も出來御上様をも不奉恐如何様成惡事等仕候も難計奉存候間此儀石見御吟味の上宜敷被仰付被下置候は難有奉存候畢竟ケ様申上候も町方不取べりにも相成可申と甚だ欲ケ敷もの共に御座候得ば尼瀬町開關並名主家筋等の義は可奉存様無御座候(下略)

尙一書には元和二辰年勸請仕候延寶二寅年當時場所へ引上再建仕候境内廣く、祠殿二棟あり。一樹の老松、其間にあり、御影石の鳥居は、熊木の寄附にかゝる。

稻荷神社

尼瀬稻荷町に在り、一書に依れば寛永元子年勸請せりと傳ふ。猶ほ舊記によれば「稻荷社前に兩町の内には有之御除地にて有之候哉又は御陣屋建候以後園の内に祠出來候哉又は外には有之候稻荷を御陣屋内へ移し候哉と御尋被遊候是は先年當役所附五萬三千石の節御代官様尼瀬町御役所御建被遊候其後右地内に稻荷の祠勸請被遊候由承傳申候御除地と申義は及承不申候

則設樂孫兵衛様地方御水帳并松下勘左衛門様間口御帳面にも御陣屋稻荷御除地と申義は無御座候然上は兩御帳面を證據の様奉存候(寛延四年二月古證文)とあり

岩船神社

尼瀬岩船町に在り、妙福寺小路と其入口を同ふす。石坂の中段左側に位置す。寛永元子年山城屋五郎左衛門之を勸請す、饒速日命を祭る。社内に古き珍石ありと云ふ。寛保二年に社殿再建其後山崩に逢ふ

住吉神社

出雲崎住吉町々裏に在り、祭神を中筒男命とす。勸請建立の年月不詳、今の堂宇は五十年前に建立したるもの也。一説に同社は、地藏尊を祀れるとも云ふ。堂守あり、今社前に立てる御影石の鳥居は、境内尤も古きもの、一なり。

石井神社

出雲崎町の總社にして、現今石井町一丁目山の頂上に在り。祭神は大國主尊にして、本は金澤村に在りしを、和銅四年現境に移すと云ふ。今より一千三百年前の事なり。前出、石井神社遷坐年記に其由緒詳し。口碑の言ふ所、初め金澤村に在りしを、往昔佐渡奉行某渡海の折、風浪に遇ひ、船爲めに危からんとせし故十二所神に祈願せしに、靈顯や現はれけん。波靜まり、事無きを得たり。依つて信仰のあまり、奉行某之を舊地より現境に移し、石井神社と祭りし云々。

吉田東伍氏言ふ、十二所神社は、十二神とも稱す。近世社領五十石を傳へ、山本氏之を司れり。山本氏は驛長を兼ね、橘屋と云ふ、式社考證に出雲崎の十二神は、延喜式三島郡石井神社なり。舊井の鼻にありて、出雲大神を祭る、和銅四年（永祿年間とも云ふ）現境に移すと云へり。然れども地理を察するに、古の三島郡の地にはあらず、井之鼻と云ふにつけて、石井神社に引きあて、石井町の名も命せられしならん。十二所とは熊野神か云々。元來石井神社は、十二所か、十二宗か、十二株か、十二神か、舊稱區々にして何れとも判じ難しと雖も、此神漁民の尊信淺からず、所謂海上鎮護の神なり。境高燥の地にあれば、展望濶たり。建堂三ヶ所に立ち、近世まで社領五十石を傳ふ。

諏訪神社

出雲崎石井町二丁目明田谷裏山の中段に在り、今勸請の年月不明なるが、口碑の傳ふる所によれば、往昔西澤又兵衛（天正年間の御水帳に此名ありいつの頃の人にや）なる者、信州洲羽より分靈を請ひて、此地に祭りしものと、即ち祭神は建御名方命なり。

黒羽神社

出雲崎羽黒町山の中腹に在り、伊底波大神を祭り。其勸請建立の年月悉く不明なり。境内奇岩怪石底のもの多く、樹木亦種類ありて、石坂の右側御手洗の水は、清冷滾々

として湧き、小さき不動明王の姿、凛々しく、湯殿山の石碑は、又奇岩にして、裏山又峻峭數條の樵路を通じ、光照寺延命寺の境内にも通じ、頗る清幽物古びて、一小仙寰をなす。公園にもせま欲しきほど也。

鳴瀧神社

出雲崎鳴瀧町並に在り。祭るに不動明神を以てす。往古偶々里人、此邊に井を穿ちしに、一軀の不動尊を發掘したり。屢奇瑞ありしより、一字を建立して、之を近隣の守護神に祭る。之れ今の鳴瀧社の由來とす。堂後に小瀧を落す、響き鞆鑿たるなしと雖も、も 珊々の聲あり。堂内古雅掬すべき石地藏尊あり、靈顯又あらたかなりと云ふ。

木折神社

出雲崎木折町に在り、祭神の本躰は、十一面觀音なりとす。木折社の裏山は、俗稱木落山と唱ふ。昔は此山より海岸に山林の伐木を落せし所とか、思ふに木折社名稱の由來、或は此邊より來りしにあらざるなきか、今同地に温古に詳しき人なきを以て、此に一説を掲ぐ。勸請の年月不詳、毎年九月の十五夜には、境内にて煙火を掲ぐる例也。

海上鎮護の神なり。

二荒神社

出雲崎字井の鼻町裏に在り、境内乾燥して、百年の老樹は、神威の嚴を添ふ。祭神は下野日光山の分靈にして、神境を祀る。勸請の年月不詳なり。或は言ふ、昔當邊の者、偶々二荒山へ參り、信心の餘り、此に一祠を建立せしものと、有名なる音羽の前、此地に來り、神前に湯の花をたて、詫言を乞ひ、兩子の追善をなせしと、依つて井の鼻は湯の花より、轉訛せしものと傳ふ。尼瀨と好一對なるべし。今より十二三年前、火災の爲め、堂宇一切焼盡したる爲め、往年佐藤長七氏、下野國日光山へ至り、分靈を勸請し來る。今井の鼻に散在せる佐藤卷は、此尼公の子孫なりとは口碑の傳ふる所なり。

寄木神社

一名田中神社は、出雲崎字井の鼻の町側に在り。祠は小なれど、深き因縁あり。先づ行人の目を引くは、其境内にある榎樹なり。傳に云ふ、上古出雲國日御崎より當國人

を慕ひ、一樹の榎流れ來り、井の鼻の岬へ漂着し、忽地根幹を生じ、數回の奇瑞あり。土人崇敬して神に祀り、寄木明神と稱す。出雲崎濱の名稱之に因ると、其木固より老樹にして、其枝蜿蜒幾多の蛇龍、堂宇を取巻くが如く、一見直ちに其奇木なるを知る。小兒の痘瘡風邪を煩ふもの祈願すれば、速かに平癒すと、其返禮として酒糟を献す。今の堂宇は、十四五年前村民一同醵金して之を建立せり。其奇木の根幹以前までは、諸方に播屈して奇觀なりしが、道路普請の折り切斷せられたり。

相場川

井の鼻の絶端と、金澤村の間を流れて、海に注ぐを相場川と唱ふ。落口二筋に分れ、南方へ向け注ぐ時は、米價騰貴し、北すれば低下す。是れ寄木明神の誓なりと、實に指すが如し。故に穀商のものは、時々的高低を此川筋に據ると、又以て調法の川と云ふべし。

招魂社

上中條村に在りて、明治廿三年同村山後保曆氏、戊辰の役に東西兩軍の乙茂、久田邊に戦死したるを集めて、此地に葬りしもの、小黑門を入れれば、境内清洒にして森氣爽か也。右方に小堂あり、祖師日蓮を祭る。一段高く、南摩剛毅の手になれる一追悼碑を立つ、傍に小松宮殿下御駐蹕紀念の松あり、正面に當りて、紋扉を以て鎖したる中に戊辰戦死者の墓あり。拜了つて四方を展望するに、天地依然のづから當年の往事を追懐して、無量の感慨に打たる。

城の腰

興板街道よりして、乙茂村に入るの道途、田園を隔て、西南を見るに、山上松を存する丘あり。里人之を城の腰と云ふ。丘下に山後伴七郎氏の別宅あり。就いて見るに、山は小なれども、山を廻つて自ら濠溝の痕跡を存し、頂上稍々廣く、西北は海を望み、東南雲浦の裏山を見、小木、古志の諸山を眺む。山腹に井の趾あり。如何に三伏の酷暑と雖も、井低の水沾濡することなしと、想ふに往古の城跡に似たり。城の腰と云ふに思ふ所あり。温古の榮誌上に、「享保九辰年閏四月より古志郡長岡城主牧野駿河守忠壽の預り所となり、同家より重臣九ノ里孫左衛門を出雲崎奉行役とし、三島、古志、刈羽

の三郡内公料二萬四千石餘の地方を扱はしむ。此時舊陣屋を廢し、假りに雲出崎羽黒町山腹（舊跡を城の腰と云ふ）に出張所を設く、卅七年間なり云々城の腰とは何れなるか。

藥師寺

三島郡相田村、眞言宗高名山瑠璃光院藥師寺は、應永年中、越の碩德融譽の開基にて、天正の頃は同郡出雲崎にあり。本尊藥師佛は、靈驗顯著にして、毎陰曆四月八日神樂の五香湯を施し、大般若經讀誦ある爲め、遠近より參詣人境内に充滿す。永祿六亥年七月十八日、上杉謙信よりの祈願書を有す。近在に末寺八ヶ寺あり。一説に當寺は元同郡常樂寺村字佛頂と云ふ處に在て、太平山常樂寺と唱へし由申傳ふれど、誤謬ならん。常樂寺は小木山と號し、三島神社に縁故を有する寺にて、現今の觀音堂其趾なりに天神堂、掃部堂の跡今尙ほ地名に存す。

法持寺

尼瀬大字勝見村に在り、十丈の長松腥氣を帯びて、數十の石燈籠將に躍らんとす。特

に龍燈の松は、中の尤も太きものにして、蒼幹鱗々、躍龍の如く、境内幽邃なり。先づ目に留まるは、壯麗なる白聖丹碧の勝見山吃枳尼尊天の殿堂とす。縁略記に云ふ、抑も當山に鎮座まします吃枳尼尊（今は越後大明尊天と云ふ）は、畏くも衆生に一切福壽を授け、五穀養蠶の繁殖を司らせ玉ふ處の尊天なり。往昔我朝に天降らせ玉ひしより、白鳳年度人皇四十代天武天皇御宇、無量不可思議の靈驗と、廣大無邊の利益を露はし給ひければ、謹で正一位寬平大明神と崇稱し、恐多くも大和國奈良の里に一字を創建して、爰に御厨子を移し、世々代々衆生一切の寶祈り奉りぬ。然るに貞觀年間人皇五十六代清和天皇に至て、山城國伏見の里に御遷坐せられ、天皇勅して正一位稻荷大明神と稱し奉り玉ひたり。其後源滿仲公、大和國郡山の里に分身して、多尾大明神と崇め奉られ、次で源義家公は、御神を勸請して、正一位を請け玉ひぬ。尙ほ源義經は、源九郎稻荷大明神と崇敬し玉ひたり。然るに義經公、壽永年間平家敗滅してより、兄頼朝公と不和を醸し、遠く蝦夷へ落ち延び給ふ途、吉野山より熊野行者の姿に様を代へ、從士を率ひて、加賀國富樫の關を遁れさせ玉ひ、頃は文治二年彌生の末な

り、當國直江の津に着せ給ひ、是より舟楫を汎て、下江となるも、佐州北山の嶽より平氏の亡類、風波に交敵し、渺々として米山麓、上輪の浦に繫留し、同處の山間に種々靈地あるは、現に胞娘神社、辨慶力餅等の類之なり。夫れ北之方、勝見ヶ浦に立ち寄せ、惡蛇を降伏し玉ひし地を、今尙は蛇崩坂と傳へり。義經公寺泊浦より出帆に後れて、靜御前、佐藤忠信の母は、勝浦に留り、則ち承久元酉に次る、守神の託宣に依て、此地に一字を建立し、恭くも源九郎稻荷陀積尼尊を親ら遷し奉れり。之れ今に當山に鎮座まします所以なり。

境内の東北に方り、二丁程行く、稻荷山此の處に白狐靈を現はす。巖下に窟あり、數百年來、今に至るまで供物を送る。

寺號は法持寺と公稱す、本尊は海上出現の釋迦牟尼佛及び石地藏兩尊なり。

靈水は南の方常香山の麓にして、則ち山王權現の獻上水あり。

是に依て之を観るも、當陀積尼尊は、源家總鎮守の靈尊たること明白にして。其神通の廣大無邊なること量り知るべからず。故に當國春日山の城主長尾爲景公、既に河中

島合戦に及んとするとき、此尊像を崇敬信仰せられ、以て忽ち無量の靈驗ありければ、爲景公、益々信仰怠らず、遂に永正七年一の寶塔を納め給ひぬ。後數百年間、山海土地變化に際し、自ら其名も聞かず、爾來文久元年嵯峨御所より越後大明神の號を賜はり、賢くも、御祈禱所と成し玉ひたり。然らば則ち源氏鎮護の靈神のみならず、抑も皇室代々の鎮守尊と申し奉るも可なるべし。夫れ今の出雲崎尼瀬港と云ひ傳ふるは、靜御前並に忠信の母當山に納め奉る陀積尼天靈尊を敬護するに當て、剃髮したる處にて則ち尼瀬と唱ふ云々。

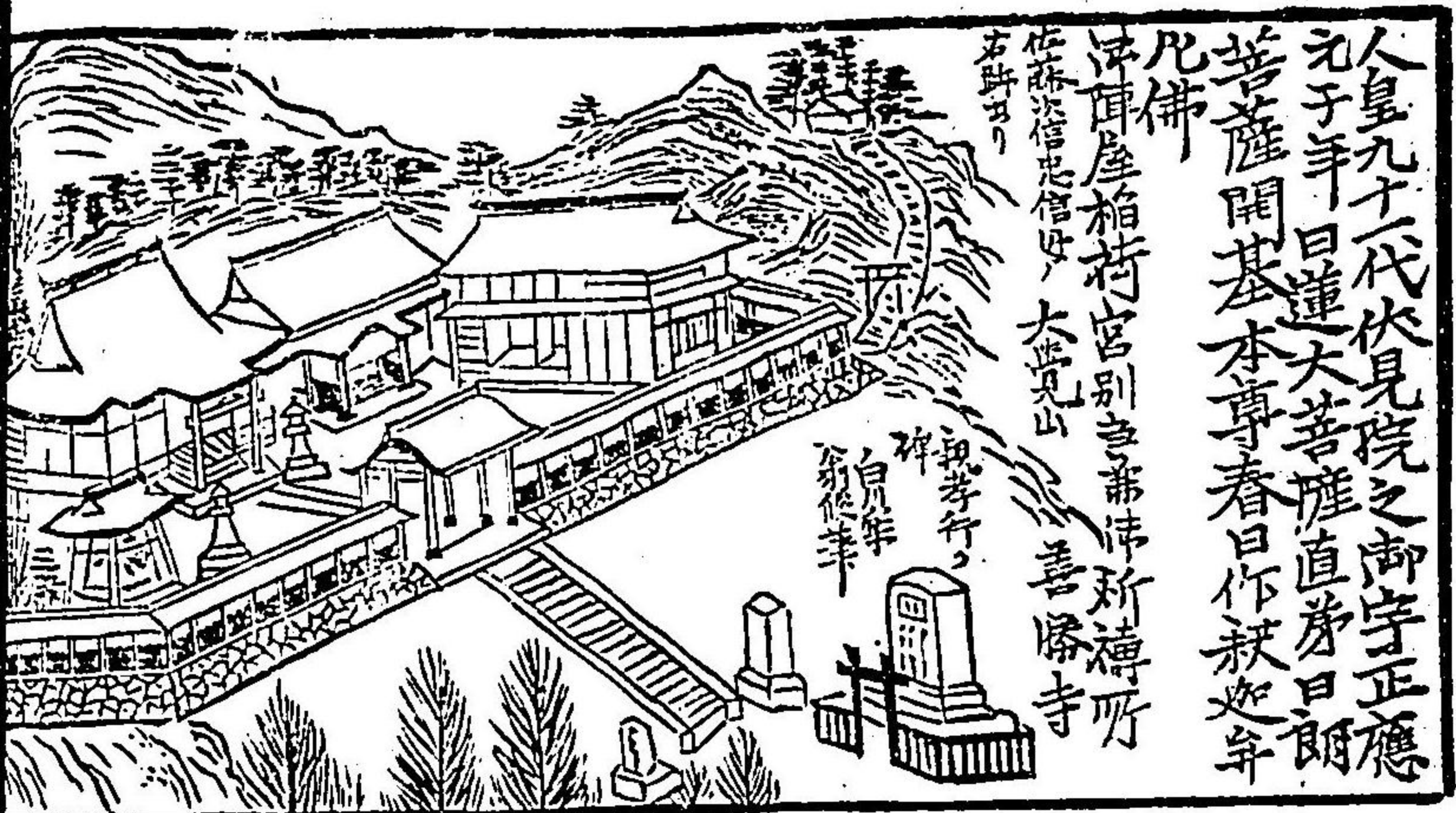
陀積尼尊は、奥の院に安置し、稱檀木像坐躰(二寸五分)彫刻人不詳にして、源義經が兜守とす。即ち建久元酉年三月北海道下江に際し、出帆の先後を憂て、靜御前佐藤忠信母より當山に奉じて敬護せり。但し長文に付、茲に録せず。土人云ふ、今猶ほ雨蕭々深夜人定まるの時、偶々屋外白狐の聲を聽くことありと、依つて今尙ほ供物を與ふるに悉く之を食盡す、以上は俗に勝見の稻荷サンと云ふに就いて、記述したるものなり。

法持寺と稱するは、更に二王門を入らば、瀟洒たる園庭に出づ。直面に本堂あり、庫裡あり、側に經藏あり、更らに圓通寺跡あり。之を總稱して曹洞宗龍護山法持寺と號する也。其開創、年曆、由緒等詳にせずと雖も、地名辭書を見るに、初め小木村に在り、雲室蒼龍和尚の開基なりしが、近世圓通寺址に移る、是れ現境なり。圓通寺は古昔著名の練若とつたるも、其詳を知らず(聽濤雜載)云々、今は北魚沼郡今泉村眞福寺末にして、本尊は即ち海上より出現せし華嚴の釋迦牟尼佛(坐躰一尺四分)作者不詳、頃は大永年中、當所勝見村宇稻場と公稱する海岸洞窟に出現せられ、今に該地を呼んで三臺島と傳ふ。之れ當寺二十三代靈秀和尚の口碑なり。開山は雲室蒼龍和尚とす、二王門を入りて、左側に小堂あり、之れ所謂圓通寺にして、本尊を觀世音菩薩とし、開山を音全道隆和尚とす。此圓通寺こそ、法持寺より前に此地に在りし也。其藥師如來は、小木城主松本大學之介の寄附なり。

由來法持寺には、寺寶として、義經の愛妾靜の前の納めし正觀音の木像、花形の鏡、香盒等を保存せしも、前住某紛擾を來たし、無法にも什寶を横奪して遁逃せり。依つて今之等の物を存せず、

善勝寺

尼瀨字諏訪町に四軒寺と稱する小路あり。其所に四ヶ寺相並ぶ、善照寺、光照寺、萬因寺、念相寺是なり。中の善勝寺は、南方山の半腹に位し、石段を登り、孝婦由利女の碑を見て、境に至れば、本堂は東北に面し、西南遶らすに松樹を以てし、海上の風景を眼下に望み、夏季炎熱の時、一度び登つて宏壯なる堂に入らば、爽涼たる海風陣々として吹き來り、熱汗頓に收まり、又身の白蓮花上清界果中に靜坐するが如し。一に大覺精舎と號し、日蓮宗京都本國寺の末寺なり。往昔は眞言の靈場にして、釋迦堂と唱ひ、本尊釋迦牟尼佛は、春日の作とす。建立年月不詳、佐藤嗣信が母音羽の前文治年中此釋迦堂にて尼となり、妙照と改名せし由口碑に存す。開基日朗は、日蓮聖人の高弟にして、聖人文化八年佐渡へ配流以來四年間八回も渡海、其都度堂寺に日和待せられし由、正應元年大覺山善勝寺と改稱、寛永三寅年舊代官松下助左衛門殿より御陣屋稻荷宮別當當御役所御祈禱所に仰付られ、本尊釋尊は、寛永五子年宜陽院日正聖



人北國筋巡行の砌、三夜讀經せられしと、寛永十
 一未年九月尼瀬町大火災の際、本堂にも飛火せし
 に、十五六歳の小僧俸納の旗を鉢巻として、水桶
 を運び、隣近三ヶ寺の類焼にも係らず、當寺は無
 事消留めたる奇瑞ありしと、附近の信者及病症者
 の籠りと號し、當寺の祈禱を受け、朝夕佛前に讀
 經題目して、疾病癒ゆるもの多し。今猶ほ其信仰
 絶えず、太鼓の響き軽々たり。
 安政年間、東講商人鑑書中に載する所、大覺山善
 照寺は、人皇九十一代伏見院之御宇、正應元子年
 日蓮大菩薩直第日朗菩薩開基、本尊春日作、釋迦
 牟尼佛、御陣屋稻荷宮別當兼祈禱所佐藤次信忠信
 母の古跡あり、當時の圖繪上の如し。

口碑に傳ふ、善照寺寺格の上りしは、代官某に當寺の娘嫁せしに據ると云々。

光照寺

小路の正面に當る、一に海岳山と稱し、曹洞宗永平寺を本山とす。雲出村香林寺の末
 にして、開基果翁良珊、慶長二年本寺を創立す。其後元祿文化兩年度火災に罹り、舊
 記録、由緒等、悉く焼失せるも、本尊は釋迦牟尼佛にして、傳承の寶物中三光觀世音
 あり、其昔承保年中大字蛇崩の海中より出現す。依つて一字を設け、安置す。慶長の
 頃、上杉謙信公、母堂參籠の折柄、頽廢の堂宇を再建し給ふと、口碑に傳ふ。境内に
 籠宮段あり、妙見菩薩を祭る、従前神明社内に觀請せしも、明治二年當地に引移せし
 ものなりと、船乗社會の信仰厚し。殿後に代官石神彦次郎氏の墓所あり、又乳母が井
 戸と稱する古井あり、奇人良寛上人は、當寺立乗和尚に依つて得道す。

當寺の海中出現三光觀音は越後三十三觀音札所(天正二年國府番立作)の十九番なり
 ここもまたやるがきつくるいづもさき大じ大ひのかげをどごめて

萬因寺